

保育現場でのDXの推進に向けた調査研究

成果報告書

受託事業者：EYストラテジー・アンド・コンサルティング株式会社

令和7年3月

1. 調査概要

- 1.1. 調査の概要
- 1.2. 調査のスケジュール

2. 地方自治体業務の実態調査

- 2.1. 実態調査の全体像
- 2.2. 監査領域における実態調査結果
- 2.3. 保活領域における実態調査結果
- 2.4. その他実態調査結果

3. 検討会等の開催

- 3.1. 協議会、ワーキング・グループの構成
- 3.2. 議論事項の全体像
- 3.3. 協議会の開催概要
- 3.4. 給付ワーキング・グループの開催概要
- 3.5. 監査ワーキング・グループの開催概要
- 3.6. 保活ワーキング・グループの開催概要
- 3.7. 主なご意見と対応方針案

4. 意見照会の実施

- 4.1. 意見照会の概要
- 4.2. 意見照会内容
- 4.3. 意見照会結果の取りまとめ方針
- 4.4. 主なご意見と対応方針案

5. 保育現場でのDXの推進に向けた検討結果

- 5.1. 保育DXの全体像
- 5.2. システム概要案
- 5.3. 工程表案、令和7年度末以降システムへの実装対象案
- 5.4. システムを活用した将来的な事務の流れ
- 5.5. 事務フロー・データセット・マスタ（案）

6. 今後の検討事項

- 6.1. 課題の取りまとめと今後への示唆の抽出観点
- 6.2. 課題の取りまとめと今後への示唆

1. 調査概要

1.1. 調査の概要

保護者の利便性向上と子育て関連事業者や自治体等の事務負担軽減を図ることを目的として、保育業務ワンスオンリー、保活ワンストップの実現を見据えた調査研究を実施しました。

本調査の 目的

- ✓ 子育て関連事業者・地方自治体等の事務負担軽減や保護者の利便性向上、ひいては保育の質の向上に向けて、保育分野における手続・業務について、その実態を把握するとともに、ICTを活用した保育業務のワンスオンリー、保活ワンストップの実現のため、標準的な事務フロー・データセット・マスタ等について検討を行うことを目的としています。

本調査の 実施概要

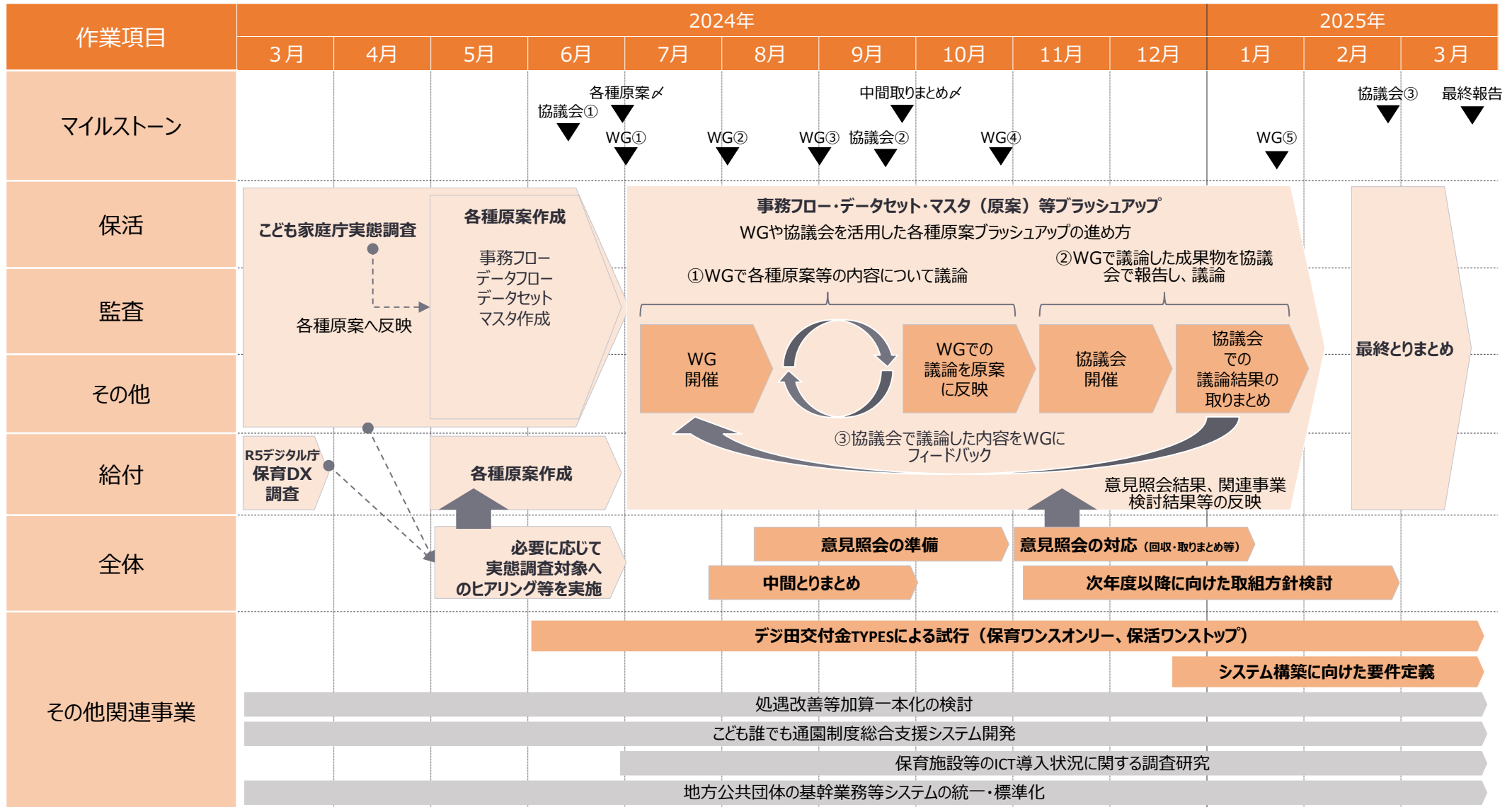
- ✓ 本調査は、以下の流れで進めております。
 1. 地方自治体において行われている業務の実態調査を行い、事務フロー（データフローを含む）、データセット、マスタ（各業務の判断ロジック）の原案を作成する。
 2. 地方自治体・関係事業者・関係団体等からなる協議会・WGを開催し、作成した各種原案について合意を得る。合意形成の過程で、全国意見照会を実施し、今後の検討事項等について取りまとめを行う。

本調査での 検討事項

- ✓ 本調査では、主に以下の内容について、検討を行っております。
 - 地方自治体や保育施設等における給付・監査・保活等の事務・手続の実態を踏まえた課題の検討
 - 保育分野における標準的な業務プロセス、事務フロー（データフローを含む）・データフロー・マスタ等の検討
 - 保育分野における事務のデジタル化及びそのために必要な共通基盤の在り方の検討（データベースの構築主体、各種ICTツールとのデータ連携を可能とする標準規格、操作感の仕様）

1.2. 調査のスケジュール

本調査は、2023年5月から2025年3月の期間で実施しました。



2. 地方自治体業務の実態調査

2.1. 実態調査の全体像

実態調査では、監査領域及び保活領域の保育業務プロセスについて、自治体間の相違点を比較検討し、整理を行いました。

分類	概要
調査の目的	複数の地方自治体における現行の業務プロセスを検証し、自治体間の相違点を整理することで、ICTを活用した保育業務のワンスオンリー、ワンストップの実現に向けた、標準的な業務プロセスを検討するためのインプットとすること。
調査対象業務	<ul style="list-style-type: none"> ① 監査領域 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 施設監査（報告徴収、立入検査、改善勧告、改善命令等） ✓ 確認指導監査（報告徴収、立入検査、改善勧告、改善命令等） ✓ 業務管理体制の整備に関する検査（届出、報告徴収、立入検査、改善勧告、改善命令等） ② 保活領域 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 保育所等入所申請業務（入所相談、施設情報収集、施設見学、施設決定、入所申請等） ③ その他 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 一時預かりの運用パターン
調査概要	<p><u>調査対象</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 2都道府県、8市町村（指定都市2団体、中核市2団体、その他の市2団体、町村2団体）の計10団体 <p><u>①監査領域 調査方法</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 調査対象の自治体を選定の上、対象自治体より関連帳票等を受領し、自治体間の差分等を取りまとめた。 <p><u>②保活領域 調査方法</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 調査対象の自治体を選定の上、対象自治体の事務の流れ等を調査し、自治体間の差分等を取りまとめた。 ✓ 自治体内での業務についての課題等を取りまとめた。

※給付領域については、令和5年度デジタル庁「保育施設等管理システム連携における仕様整理に係る調査研究」にて調査を実施。

2.2. 監査領域における実態調査結果

2.2.1. 監査領域における実態調査の概要

調査対象の10自治体から監査調書の様式を受領し、自治体間の差異を取りまとめ、取り扱う情報の総量の整理を実施しました。

背景

監査調書の現状

- 監査で取り扱う監査調書については、国として標準様式を示していないため、自治体毎に様式が異なり、取扱う情報に差異がある状態である。

課題理解

- 上記の現状においては、自治体職員及び保育施設等職員にとって、業務負荷が高いことが課題として挙げられる。

自治体職員

各自治体は、国が示す監査指針等の通知を基に、独自に様式を設計し運用する必要があるため、設計や見直しに業務負荷がかかっている。

保育施設等職員

監査を受ける保育施設等が複数の自治体にまたがる場合、異なる様式に対応する必要があり、業務負荷がかかっている。

調査の目的

- 現状や課題を踏まえ、監査調書の標準化対応を今後進めていくインプットとするため、本調査研究においては、監査調書の自治体間の差異を取りまとめ、データ項目の総量を洗い出すこととした。

2.2.2. 監査指針等の現状整理 (1/3)

施設監査について、対象となる施設や根拠法令、標準様式の整備状況等を整理しました。

		根拠法	監査に係る通知等	標準様式
教育・保育施設	幼保連携型認定こども園	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園に対する指導監査について（通知）（cfa.go.jp）	なし
	幼稚園	学校教育法（昭和22年法律第26号）	-	なし
	保育所	児童福祉法（昭和22年法律第164号）	児童福祉行政指導監査の実施について（通知）（cfa.go.jp）	なし
特定地域型保育事業	家庭的保育事業等	児童福祉法	児童福祉法に基づく家庭的保育事業等の指導監査について（通知）（◆平成27年12月24日雇児発第1224002号）（mhlw.go.jp）	なし
特定子ども・子育て支援施設等	認可外保育施設	児童福祉法第59条 本事業のスコープ	認可外保育施設に対する指導監督の実施について（cfa.go.jp）	一部定義あり
	施設型給付を受けない幼稚園等	それぞれの根拠法に倣う	-	-

2.2.2. 監査指針等の現状整理 (2/3)

確認指導監査について、対象となる施設や根拠法令、標準様式の整備状況等を整理しました。

		根拠法	監査に係る通知等	標準様式	
教育・保育施設	幼保連携型認定こども園	子ども・子育て支援法	子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設等の指導監査について (cfa.go.jp) 特定教育・保育施設等指導指針 特定教育・保育施設等監査指針	なし	
	幼稚園				
	保育所				
特定地域型保育事業	家庭的保育事業等		特定子ども・子育て支援施設等の指導監査について (通知) (cfa.go.jp) 特定子ども・子育て支援施設等指導指針 特定子ども・子育て支援施設等監査指針		一部定義あり
特定子ども・子育て支援施設等	認可外保育施設				
	施設型給付を受けない幼稚園等				

本事業のスコープ

2.2.2. 監査指針等の現状整理 (3/3)

業務管理体制の整備に関する検査について、対象となる施設や根拠法令、標準様式の整備状況等を整理しました。

		根拠法	監査に係る通知等	標準様式
教育・保育施設	幼保連携型認定こども園	子ども・子育て支援法	業務管理体制整備に関する事項の届出について（様式記入要領・記入例）(cfa.go.jp)	一部定義あり
	幼稚園			
	保育所			
特定地域型保育事業	家庭的保育事業等			
特定子ども・子育て支援施設等	認可外保育施設	-	-	-
	施設型給付を受けない幼稚園等	-	-	-

本事業のスコープ

2.2.3. 自治体間の差異の整理結果概要

監査調書は、自治体間で「データ分類」及び「データ項目」のそれぞれで差異が発生していました。監査調書の標準化対応においては、「データ分類」として、監査調書で確認すべき事項の精査を行った上で、「データ項目」として、確認の粒度を検討する必要があります。

①データ分類粒度での差異

- 監査基準については、監査調書にて確認する事項が自治体毎に異なっており、「データ分類」の差異が発生している。※監査調書で確認していない事項等は、実地監査において確認を行っている。
- 具体例（職員の健康診断を確認するデータ項目の差異）

②データ項目粒度での差異

- 同じ監査基準を確認する場合においても、確認の粒度が異なっており、自治体間で「データ項目」の差異が発生している。
- 具体例（職員の健康診断を確認するデータ項目の差異）

監査調書にて確認する事項の分類		各自治体が監査調書で確認している事項の例			
大分類	中分類	自治体A	自治体B	自治体C	自治体D
職員の状況	職員の健康診断	・ 職員の健康 管理	・ 職員の健康 診断	・ 健康診断の 状況	-
	職員の確保と定着化	・ 職員の定着 状況	-	・ 職員の定着 のための取組、 福利厚生 等・福利厚生 の実施状況	-
	社会保険の加入	・ 諸制度への 加入	-	-	-
	労働条件の明示	・ 各種手当の 支給・労働 条件の明示	・ 労働環境	-	-
	職員給与等の状況	-	-	・ 給与の状況	-
	職員研修・職員会議	・ 研修の状 況 ・ 職員会議等 の実施状況	-	・ 職員研修の 状況	・ 職員の研 修 ・ 職員会議

自治体Aの監査調書

(12) 職員の健康管理	定期健康診断	今年度	対象人数	人	監査直近月の月末時点 での受診人数	人
		昨年度	対象人数	人	昨年度末日時点 での受診人数	人
	未受診者への対応					
	雇入時健康診断	対象人数	人	当年度の受診人数	人	※監査直近月の月末 時点
未受診者への対応						

自治体Bの監査調書

(6) 職員の健康診断

○職員に対する健康診断（新規採用時を含む）を年1回以上行っているか

自治体Cの監査調書

(3) 健康診断の状況		②定期健康診断				
①職員採用時の健康診断		実施日	令和	年	月	日
正職員	<input type="checkbox"/> 実施 <input type="checkbox"/> 未実施	対象者	正職員	<input type="checkbox"/> 全員	<input type="checkbox"/> 一部職員のみ	
パート職員	<input type="checkbox"/> 実施 <input type="checkbox"/> 未実施		パート職員	<input type="checkbox"/> 全員	<input type="checkbox"/> 一部職員のみ	
		未受診者	<input type="checkbox"/> 有	() 名	<input type="checkbox"/> 無	
		腰痛健康診断	<input type="checkbox"/> 実施	<input type="checkbox"/> 未実施		

2.3. 保活領域における実態調査結果

2.3.1. 保活領域における実態調査の概要

オンライン申請、給付審査や入所調整指数における自治体間の差分について調査を行いました。

背景

保活の現状

保活に関わる保護者・保育施設等・自治体においては、以下のような現状があると考えています。

保護者の現状

- ✓ 保育施設等の見学予約について、当該施設の営業時間内に直接電話をかけて予約を取らねばならず、負担となっている。
- ✓ 給付認定申請、保育施設等の利用申込みをする際に、自治体の営業時間内に窓口へ申請書を提出する・郵送で提出する等アナログな対応があり、負担となっている。

保育施設等の現状

- ✓ 保育業務と並行した電話等での見学予約受付や、問い合わせ対応が負担となっている。

自治体の現状

- ✓ 保護者からの申請内容をシステムへ手動で転記しており業務負担となっている。
- ✓ 給付認定や保育施設等の利用調整に当たり、手作業で基準確認や、指数点数計算を行っており業務負担となっている。

課題理解

保護者・保育施設等・自治体の業務負担については以下のような要因が考えられます。

- ✓ **電子申請システムの普及率の低さ**により、紙での申請が残っている点
- ✓ **保育施設等における保育ICTシステム等のシステム導入率の低さ**により、アナログ業務が続いている点
- ✓ 自治体システムにおいて、**給付認定付与の自動化や保育施設等の利用調整自動化を実現する機能は未搭載**となっている点

調査の目的

- 電子申請システム（ぴったりサービス）を普及すること、保育ICTシステムの導入を促進すること、給付認定付与や利用調整のシステム化を目的に、以下3点を調査することとした。
 - ① 自治体における電子申請システムの普及率及び、使用サービス種類
 - ② 保育施設等における保育ICTシステムの普及率
 - ③ 給付認定・利用調整の審査基準に関する自治体ごとの差分

なお、②については、保育施設等における保育ICTシステムの普及率に関する調査については、こども家庭庁において保育所等業務効率化推進事業（保育所等におけるICT化推進等事業（うち、保育施設等におけるICT導入状況等調査研究事業））を実施している理由から今回の調査研究の対象としないこととした。

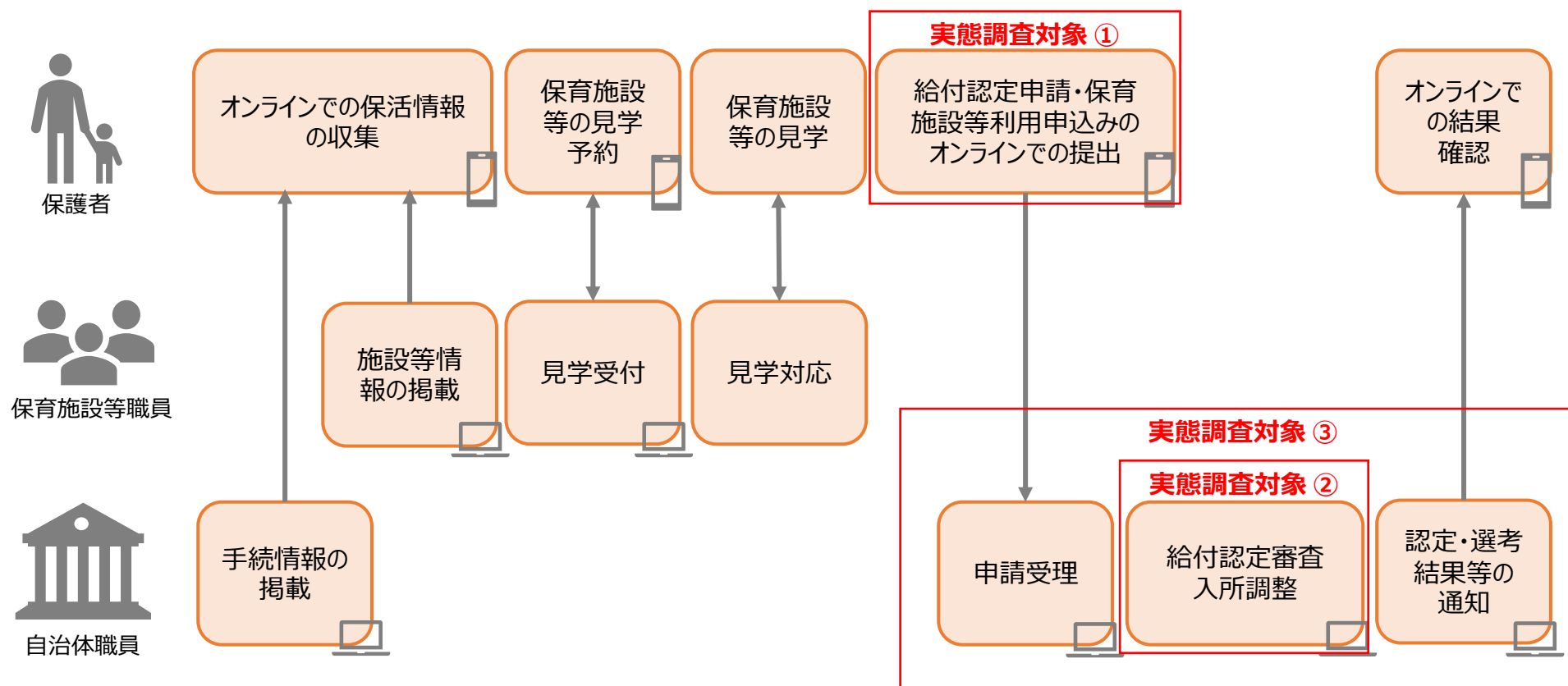
- 自治体での業務における課題を調査することとした。

2.3.1. 保活領域における実態調査の概要

保活ワンストップ、保育DXの実現に向けて下記2点の調査を実施しました。

- ① 保護者から自治体への申請のオンライン化において、ぴったりサービスを利用想定であるが、実際に利用可能であるか、自治体における電子申請システムの利用有無と、そのサービス種類を調査しました。
- ② 給付認定審査や入所調整機能の実装の検討に向けて、自治体間の基準の差異を調査しました。
- ③ 自治体業務における課題を調査しました。

保活ワンストップの実現



2.3.2. 電子申請の有無及び利用サービスの差分整理結果

自治体間の電子申請の有無、及び使用している電子申請サービスについて整理しました。

電子申請の有無、及び使用している電子申請サービス

	普通地方公共団体									特別地方公共団体
	指定都市		中核市			その他の市				特別区
	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J
電子申請有無	○	○	○	○	×	○	○	○	×	○
電子申請サービス	マイナポータル	ぴったりサービス	自治体整備電子申請・届け出サービス	ぴったりサービス	-	マイナポータル	自治体整備電子申請・届け出サービス	ぴったりサービス	-	都道府県整備の共同電子申請・届け出サービス
備考	自治体への郵送も用意している。	自治体窓口への提出も用意している。	第1希望園窓口への提出も用意している。	自治体窓口への提出も用意している。	自治体窓口への提出も用意している。第1希望園が認定保育園の場合園窓口へ提出する。	自治体窓口への提出、郵送も用意している。	自治体窓口への提出、郵送も用意している。	自治体への郵送も用意している。	給付申請は自治体窓口へ、利用申請は第1希望園窓口へ提出する。	自治体窓口への提出、郵送も用意している。

2.3.3. 認定審査・選考基準における差分整理結果

自治体間の認定審査基準（保育の必要性に係る事由）の差分を整理しました。

認定審査基準（保育の必要性に係る事由）

#	判断材料	判断材料項目の詳細	指定都市I	中核市J	町村K	特別区L	その他の市M
1	就労	一月において、四十八時間から六十四時間までの範囲内で月を単位に市町村が定める時間以上労働することを常態とすること。	会社や自宅を問わず月64時間以上働いている。 ■必要書類 就労証明書（市の指定様式、直近3か月以内に作成されたもの） 自営の場合：税書類等の写し（申告書・源泉徴収・開業届等）	保護者が就労している。（月60時間以上） ■必要書類 就労証明書（〇月〇日以降かつ申込日から3か月以内の証明日のもの）	就労 ■必要書類 就労証明書 自営の場合：確定申告書写し等	就労（1か月に48時間以上の労働を状態とする。） ■必要書類 就労証明書 自営の場合：確定申告書類、営業許可証、開業届などの自営業の根拠資料 就職内定の方：就労証明書 育児休業中の方：就労証明書	就労 ■必要書類 就労証明書（証明日が3か月以内） 自営業の場合：勤務実績のわかる書類（確定申告書、営業許可証、開業届、請負契約書等のいずれか1つ）
2	妊娠・出産	妊娠中であるか又は出産後間がないこと。	出産の準備や出産後の休養が必要である。 ■必要書類 母子手帳の写し（出産予定日がわかるもの）	母親が妊娠中、あるいは出産前後。 ■必要書類 申立書兼誓約書、母子健康手帳のコピー（表紙と分娩予定日の記載があるページ）	妊娠・出産 ■必要書類 保育所等利用申立書、母子健康手帳の写し（表紙及び出産予定日のわかるページ）	妊娠・出産 ■必要書類 母子手帳の表紙と分娩予定日がわかるページのコピー	妊娠・出産 ■必要書類 母子健康手帳の写し（表紙及び出産予定日記載部分）
3	保護者の疾病・障害	疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること。	疾病もしくは負傷、又は精神や身体に障害がある。 ■必要書類 申立書（疾病）、医師の診断書 障害の場合：状況確認書類等（介護保険証・障害者手帳等の写し）	保護者が病気やけがであったり、心身に障害がある。 ■必要書類 申立書兼誓約書、医師の診断書（提出日の3か月以内に発行された診断書）（申立書兼誓約書の診断書欄への記載でも可）	保護者の疾病・障害 ■必要書類 疾病・障がい状況申立書、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳等の写し	保護者の疾病・障害、入院 ■必要書類 身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳のコピー 病気の方：診断書等 入院（予定）の方：入院計画書等、入院期間がわかるもの	保護者の疾病・障害 ■必要書類 診断書（所定用紙） ※1か月以上の入院（予定）の方のみ入院計画表 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳等の写し（該当者のみ）

2.3.3. 認定審査・選考基準における差分整理結果

自治体間の認定審査基準（保育の必要性に係る事由）の差分を整理しました。

認定審査基準（保育の必要性に係る事由）

#	判断材料	判断材料項目の詳細	指定都市I	中核市J	町村K	特別区L	その他の市M
4	同居の親族の介護・看護	同居の親族（長期間入院等をしている親族を含む。）を常時介護又は看護していること。	同居の親族等を常時介護（看護）している。 ■ 必要書類 申立書（介護）、医師の診断書 障害の場合：状況確認書類等（介護保険証・障害者手帳等の写し） ご家族（市内在住の別居家族を含む）に障がいのある方、介護を必要とする方がいる ■ 必要書類 介護保険被保険者証、身体障がい者手帳、精神障がい者保健福祉手帳、療育手帳、特別児童扶養手当受給証等の写し	保護者が親族の介護・看護をしている。（月60時間以上） ■ 必要書類 申立書兼誓約書、医師の診断書（提出日の3か月以内に発行された診断書）、介護保険証（介護度の記載のあるもの）やケアプランのコピー等	同居の親族の介護・看護 ■ 必要書類 介護・看護状況申立書 要介護保険証や身体障害者手帳等の写し	同居親族（申請子どもを除く。）の介護、看護。 ■ 必要書類 臥床者を介護・看護している方：診断書又は要介護5（在宅介護のみ）の介護保険被保険者証のコピーと、「タイムスケジュール表」 重度心身障がい者を介護・看護している方：重度心身障害者手当受給者証、身体障害者手帳1・2級、精神障害者保健福祉手帳1・2・3級、愛の手帳1・2・3度のいずれかのコピーと、「タイムスケジュール表」 上記以外で在宅介護・看護をしている方：手帳のコピーまたは診断書と、「タイムスケジュール表」 通所・通院・入院の付き添い：領収書・通所証明書類・入院計画書などのいずれかのコピーと、「タイムスケジュール表」	同居の親族の介護・看護 ■ 必要書類 介護・看護状況申告書 診断書（病院の書式）、または身体障害者手帳等の写し

2.3.3. 認定審査・選考基準における差分整理結果

自治体間の認定審査基準（保育の必要性に係る事由）の差分を整理しました。

認定審査基準（保育の必要性に係る事由）

#	判断材料	判断材料項目の詳細	指定都市I	中核市J	町村K	特別区L	その他の市M
5	災害復旧	震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。	災害（地震・風水害・火災等）の復旧に当たっている。	地震、火災、風水害等の災害復旧に当たっている。 ■必要書類 罹災証明書	災害復旧 ■必要書類 罹災証明書など	災害等の復旧	-
6	求職活動	求職活動（起業の準備を含む。）を継続的にやっていること。	求職活動を継続的にやっている ■必要書類 求職活動状況確認書	保護者が求職活動や起業準備をしている。 ■必要書類 申立書兼誓約書、原則としてハローワーク登録証等のコピー等	求職活動 ■必要書類 求職活動状況申立書	求職中（起業準備を含む） ■必要書類 求職活動申告書、求職活動記録表	-

2.3.3. 認定審査・選考基準における差分整理結果

自治体間の認定審査基準（保育の必要性に係る事由）の差分を整理しました。

認定審査基準（保育の必要性に係る事由）

#	判断材料	判断材料項目の詳細	指定都市I	中核市J	町村K	特別区L	その他の市M
7	就学・職業訓練	学校教育法第一条に規定する学校、同法第二百二十四条に規定する専修学校、同法第三百三十四条第一項に規定する各種学校その他これらに準ずる教育施設に在学していること。 職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第十五条の七第三項に規定する公共職業能力開発施設において行う職業訓練若しくは同法第二十七条第一項に規定する職業能力開発総合大学校において行う同項に規定する指導員訓練若しくは職業訓練又は職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成二十三年法律第四十七号）第四条第二項に規定する認定職業訓練その他の職業訓練を受けていること。	大学や職業訓練校、選考学校等に通っている。 ■必要書類 在学証明書及び時間割等（受講決定通知書等も含む）	保護者が就学中、あるいは職業訓練を受けている。（月60時間以上） ■必要書類 申立書兼誓約書、在学証明書や時間割表等の在籍期間及び受講時間がわかるもの	就学・職業訓練 ■必要書類 保育所等利用申立書、在学証明、職業訓練受講指示書などの写し	就学（職業訓練を含む） ■必要書類 学生証のコピーまたは在学証明書と、カリキュラムのコピー	就学・職業訓練 ■必要書類 学生証の写し（又は在学証明書）、及び時間割コピー

2.3.3. 認定審査・選考基準における差分整理結果

自治体間の入所調整の指数基準（優先利用に関する基本的考え方）の差分を整理しました。

入所調整の指数基準（優先利用に関する基本的考え方）

#	判断材料	判断材料項目の詳細	指定都市I	中核市J	町村K	特別区L	その他の市M
1	ひとり親家庭	一人親家庭（母子家庭、父子家庭、またはそれに類する場合）、両親不存世帯であること。または離婚調停中であること。	一人親家庭であるまたは係争中である。 ■必要書類 戸籍全部記載事項証明書（離婚記載等があるもの）または係争中であることの証明の写し	【保育利用調整基準（別資料）】 ひとり親家庭（母子家庭、父子家庭またはそれに類する場合）	-	ひとり親世帯、離婚調整中の方 ■必要書類 戸籍謄本やマル親医療証、児童扶養手当証書のコピーなど、離婚調停の証明	祖父母同居世帯/母子父子単独世帯にて、死亡・離別・未婚・行方不明・拘禁（不在者） ■必要書類 戸籍謄本、戸籍届け出受理証明書（離婚の記載のあるもの）、児童扶養手当証書の写し等のいずれか1つ 離婚調整中である又は裁判中であることを証明する書類（調停期日通知書等）
2	生活保護世帯（就労による自立支援につながる場合等）	生活保護を受給している世帯である（生活保護法による非保護世帯である）こと。	生活保護を受給している ■必要書類 生活保護受給証明書の写し	【保育利用調整基準（別資料）】 生活保護世帯（生活保護法による非保護世帯で就労による自立支援が図られる場合）	-	生活保護世帯 ■必要書類 生活保護受給証明書	生活保護受給世帯（要勤務または勤務予定） ■必要書類 生活保護受給証明書
3	主として生計を維持する者の失業により、就労の必要性が高い場合	個別事案による	-	-	-	-	生計中心者の失業により就労の必要性がある。

2.3.3. 認定審査・選考基準における差分整理結果

自治体間の入所調整の指数基準（優先利用に関する基本的考え方）の差分を整理しました。

入所調整の指数基準（優先利用に関する基本的考え方）

#	判断材料	判断材料項目の詳細	指定都市I	中核市J	町村K	特別区L	その他の市M
4	虐待又はDVのおそれがあることに該当する場合など、社会的養護が必要な場合	個別事案による。	-	-	-	-	暴力・虐待・ネグレクトのおそれがある。
5	子どもが障害を有する場合	心身の障害や発達に気になる点がある等、保育をするために特別な配慮が必要な児童であること。場合によっては、障害者手帳の写し、主治医の意見書や保育所利用にあたっての同意書等の提出が求められるほか、児童の状況のヒアリングを踏まえた審査の結果集団保育の利用が可能と判定することが必要となる。	【医療的ケアが必要なお子さん・障害のあるお子さんの申請について（別資料）】 児童の状況のヒアリング・医療的ケア児受入判定審査会での検討（検討に当たって主治医の意見書・保育所等を利用するための同意書が必要）	集団生活するうえで配慮が必要な児童の保育について、令和6年4月1日現在3歳以上で、集団保育が可能であり、心身に障がいや、発達に気になるところがある等の理由で、安全な保育をするために特別な配慮が必要なお子さん 審査：令和5年10月以降に実施する特別面接及び審査会の結果、集団保育が可能と判定されることが入園には必要 【保育利用調整基準】障がい児等（特別面接又は判定会を受けた保育士加配対象子どもが利用する場合）	-	【家庭状況届出書（別資料）】 申込児童の健康状況等について ・身体障害者手帳・愛の手帳の有無（コピーを提出してください） ⇒ある（級・度） ・言葉や発達について相談している病院・施設は？ ⇒ある⇒病名・症状等 ・病院・施設名 ・保育園入園にあたり、健康上または身体の発達、言葉の発達など気になることがありましたらご記入ください。	（在宅障害児（障害者）のいる場合） ■必要書類 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特別児童扶養手当証書、国民年金・厚生年金保険年金証書（障害基礎年金）の写し
6	育児休業を終了した場合	育児休業継続については就労証明書で確認をする。	-	-	-	-	-

2.3.3. 認定審査・選考基準における差分整理結果

自治体間の入所調整の指数基準（優先利用に関する基本的考え方）の差分を整理しました。

入所調整の指数基準（優先利用に関する基本的考え方）

#	判断材料	判断材料項目の詳細	指定都市I	中核市J	町村K	特別区L	その他の市M
7	兄弟姉妹（多胎で生まれた者や、1号認定子どもである兄弟が認定こども園を利用している場合であってその弟妹が3号認定を受けて当該認定こども園の利用を希望する場合を含む。）について同一の保育所等の利用を希望する場合	<p>多胎児が利用申込みをする場合であること。</p> <p>同時に利用申込みする場合又は利用申込みする子どものきょうだい が現に保育所等を利用している場合。（当該が1号認定である場合、その利用申込みする子どものきょうだいと同じ保育所等の利用申込みをする場合に限る。）</p> <p>別々の保育所等を利用している場合で、きょうだい が現に入園している一方の保育施設に転園する場合。（4月転園申込みに限る。）</p> <p>以下選択肢より保護者が選択を行う。</p> <p>①同時期同園 ②同時期別園 ③別時期同園 ④別時期別園 ⑤その他自治体が設定する希望措置</p>	-	<p>【保育利用調整基準（別資料）】</p> <p>きょうだい利用（同時に利用申込みする場合又は利用申込みする子どものきょうだい が現に保育所等を利用している場合。ただし、当該きょうだい が1号認定である場合、その利用申込みする子どものきょうだいと同じ保育所等の利用申込みをする場合に限る。なお、3人以上の兄弟利用の場合には、さらに1点を加点）</p> <p>きょうだい が現に別々の保育所等を利用している場合で、きょうだい が現に入園している一方の保育施設に転園する場合。ただし、4月転園申込みに限る。</p> <p>多胎児が利用申込みする場合</p>	-	-	<p>・転園届の第1希望が入所中の兄弟姉妹と同園の場合</p> <p>・新規申込中で第1希望が入所中の兄弟姉妹と同園の場合</p> <p>■必要書類 申込児童のきょうだい が幼稚園に在園中の方 令和6年（当該年度）4月以降に発行される幼稚園在園証明書</p>
8	小規模保育事業など地域型保育事業の卒園児童	-	-	-	-	-	<p>・小規模事業所等を利用途中で認可保育所へ転園を希望する場合</p> <p>・小規模保育事業所等の卒園児童</p>

2.3.3. 認定審査・選考基準における差分整理結果

自治体間の入所調整の指数基準（優先利用に関する基本的考え方）の差分を整理しました。

入所調整の指数基準（優先利用に関する基本的考え方）

#	判断材料	判断材料項目の詳細	指定都市I	中核市J	町村K	特別区L	その他の市M
9	その他、保育をすることができないと認められる場合	-	-	-	-	-	-
10	その他市町村が定める事由	-	その他、やむを得ない事情があると市長が認めるとき。	【保育利用調整基準（別資料）】 その他（上記以外の世帯等の特殊事情）	-	<ul style="list-style-type: none"> 中国残留邦人の支援制度を受けている世帯 入所を希望する児童を、認可外保育施設・ベビーシッター（親族以外の個人を含む）・定期利用保育・空き保育室・事業所内保育園（従業員枠）に所定の実績以上預けていて、条件を満たす場合 入所を希望する児童を、職場同伴または祖父母や親族に預けて就労している場合 入所を希望する児童が、要支援児保育の対象となる場合 入所を希望する児童が双生児以上である世帯 入所申込み締切日かつ入所月時点において、未就学児が2人いる世帯 所申込み締切日かつ入所月時点において、未就学児が3人以上いる世帯 身体障害者手帳、愛の手帳もしくは精神障害者保健福祉手帳の交付又は要介護3・4・5（在宅介護に限る。）の認定を受けている同居の家族（当該児童又は保護者を除く。）がいる世帯 きょうだいが在園児又は卒園児（以下「在園児等」という）であって、当該在園児等に係る保育料又は延長保育料のいずれかが入所申込み締切日において正当な理由なく延べ3か月分以上滞納されている場合（マイナス10点） 入所を希望する児童を、区外の認可保育施設に預けている場合 <p>※別途同一指数世帯の優先順位も存在。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 保護者が単身赴任中 年間を通して月あたり15泊以上の宿泊を伴う出張がある場合 市民の保護者が常勤保育士等で市内認可保育施設に勤務中または採用内定 市民の保護者が常勤保育士等で隣接する市内認可保育施設に勤務中または採用内定 4箇月以上保育料滞納がある世帯（マイナス100点） 育児休業延長希望の場合（マイナス100点）

2.3.4. 自治体での課題調査結果

自治体業務における課題について整理しました。

自治体業務における課題と解決の方向性（1/2）

自治体の業務	業務上の課題	解決の方向性 ※1
<p>1 情報収集</p> <p>窓口での相談</p>	<ul style="list-style-type: none"> 窓口・電話での問い合わせ対応に負担がかかっている。 担当課を横断した問い合わせについては、自治体内での確認が発生する等、負担が発生している。 	<ul style="list-style-type: none"> 保活情報連携基盤上で保護者の自己解決を促すための手続き案内コンテンツを充実させる。 制度について自動応答等で対応する仕組みを検討する。
<p>(教育・保育給付認定、施設等利用給付認定)</p> <p>2 給付認定業務</p>	<p>申請受理</p> <ul style="list-style-type: none"> 申請内容の子ども・子育て支援システム等への転記作業の負担が大きい。 再申請・変更申請と元の申請の突合作業が効率化されていない。 	<ul style="list-style-type: none"> 電子申請の利用率を高める。申請紙面の自動転記等、電子化サポートの仕組みの導入を検討する。 電子申請システムと子ども・子育て支援システム間のデータ連携の仕組みを検討する。 再申請・変更申請と元の申請内容を自動突合する仕組みを検討する。 申請内容のバリデーションの仕組みについて検討する。
	<p>不備確認</p> <ul style="list-style-type: none"> 申請内容に対する目視での不備確認の負担が大きい。 保護者へ郵送や電話での不備連絡を行っており、事務作業の負担が大きい。 	<ul style="list-style-type: none"> 保護者へオンライン上での不備連絡実施と、不備連絡確認や再申請実施等のステータスの見える化を検討する。
	<p>給付認定審査</p> <ul style="list-style-type: none"> 申請内容に対し手動で認定の付与を行っており効率化されていない。 認定結果の子ども・子育て支援システム等への転記作業の負担が大きい。 	<ul style="list-style-type: none"> 自動で認定を付与する仕組みを検討する。（個別の備考事項による認定付与や審査結果の確認は自治体職員が行う。）
	<p>保護者への結果通知</p> <ul style="list-style-type: none"> 紙面での認定結果通知や認定証交付等の送付を行っており、事務作業の負担が大きい。 	<ul style="list-style-type: none"> オンライン上での認定結果の通知、認定証交付を検討する。（保護者の確認状況についてもモニタリングを可能とする。）

2.3.4. 自治体での課題調査結果

自治体業務における課題について整理しました。

自治体業務における課題と解決の方向性 (2/2)

自治体の業務	業務上の課題	解決の方向性 ※1
<div style="writing-mode: vertical-rl; position: absolute; left: -40px; top: 50%; transform: translateY(-50%);">3 保育所等入所申請業務</div> <div style="text-align: center; padding: 10px;"> <p>空き情報の確認</p> <p>↓</p> <p>申請受理</p> <p>↓</p> <p>不備確認</p> <p>↓</p> <p>入所調整</p> <p>↓</p> <p>保護者と保育施設等への結果通知</p> </div>	<ul style="list-style-type: none"> 退園届等の受領に伴う空き枠変動について、施設との連絡調整が効率化されていない。 	<ul style="list-style-type: none"> 保活情報連携基盤初期実装範囲で月次での空き枠情報を登録を行うため、その業務の中でより効率的な空き枠情報の把握を行う。
	<ul style="list-style-type: none"> 紙面で申請(窓口・郵送)を受け付ける場合、子ども・子育て支援システム等への転記作業の負担が大きい。 再申請・変更申請と元の申請の突合作業が効率化されていない。 	<ul style="list-style-type: none"> 保活情報連携基盤初期実装範囲となっている電子申請の利用率を高める。申請紙面の自動転記等、電子化サポートの仕組みの導入を検討する。 再申請・変更申請と元の申請内容を自動突合する仕組みを導入する。
	<ul style="list-style-type: none"> 申請内容に対する目視での不備確認の負担が大きい。 保護者へ郵送や電話での不備連絡を行っており、事務作業の負担が大きい。 	<ul style="list-style-type: none"> 不備項目の自動チェックの仕組みを検討する。 保護者へオンライン上での不備連絡実施と、不備連絡確認や再申請実施等のステータスの見える化を検討する。
	<ul style="list-style-type: none"> 指数計算及び入所調整(施設への割り振り)を手動で行っており、業務負荷が高い。 入所調整を紙やExcel等で実施している場合、調整結果を子ども・子育て支援システム等へ転記する作業の負担が大きい。 	<ul style="list-style-type: none"> 指数を自動計算する仕組みについて検討する。 AI入所選考システム等を活用した入所調整の自動化について検討する。
	<ul style="list-style-type: none"> 電話での承諾確認や、紙面での内定通知等の送付を行っており、事務作業の負担が大きい。 各保育施設等へ紙面・個別で入所調整結果を連絡しており、事務作業の負担が大きい。 	<ul style="list-style-type: none"> オンライン上での承諾確認や、内定通知等の実施を検討する。(保護者の確認状況の見える化も併せて検討する。) 自治体管轄の保育施設等へは施設管理プラットフォームを用いてオンライン上で入所調整結果を一括送付する仕組みを検討する。

2.4. その他実態調査結果

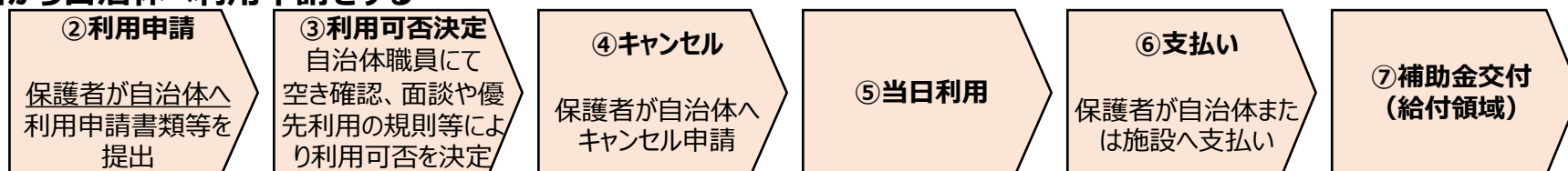
2.4.1. 一時預かりに関する現状調査

一時預かりにおけるシステム化のニーズや運用パターンについて整理を行いました。

WGにおける主な御意見等

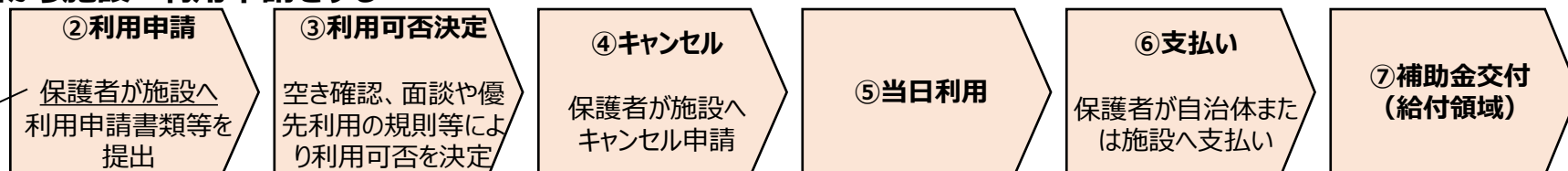
- ✓ システム化を実施していないが、保育施設等においては支援制度ごとに事務作業を運用しているため、統一化を進めると保育施設等職員の負荷が軽減される。
 - ✓ 自治体独自の制度がある部分については、自治体毎の差別化要素であるため、事業の差別化と統一化についてバランスを考慮しつつ進めていくべき。
 - ✓ 保護者から各施設へ利用申請を行うパターンで運用しているがシステム化をしておらず、現時点では特段ニーズもないと考える。
 - ✓ 幼稚園での一時預かりについて、入園している児童のみを一時預かりの対象としているためシステム化されていない。
- ※子ども・子育て支援システムの標準仕様書においても、「事業実施率・システム化率が低い13事業は、標準化の効果や教育・保育給付等との関連性等を勘案し、優先度の高い事業を対象とする」との方針の下、延長保育事業や実費徴収に係る補足給付を行う事業とは異なり、一時預かり事業は標準化の対象とされていない。

パターンA：保護者から自治体へ利用申請をする

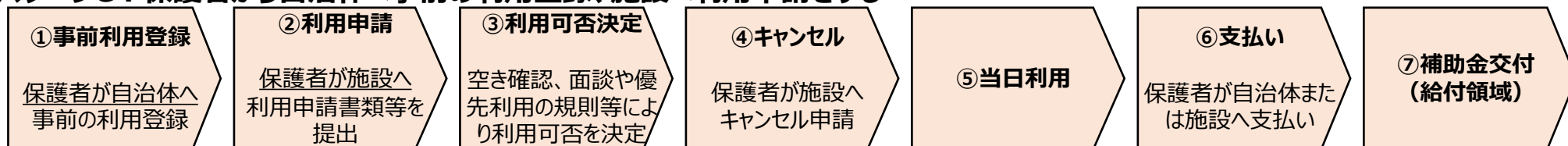


パターンB：保護者から施設へ利用申請をする

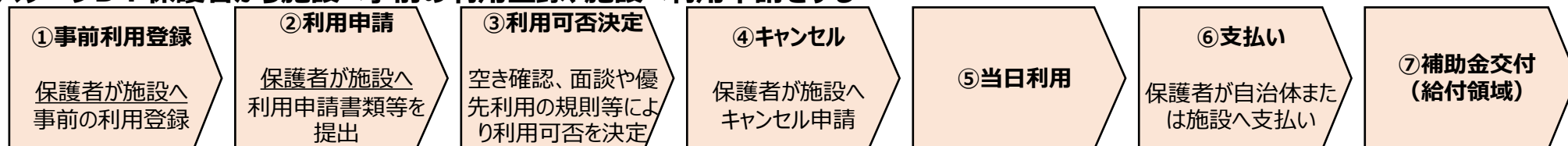
■補足事項
施設への申請書のパターンは自治体が指定しているものと各施設ごとに提示しているものに分かれる。



パターンC：保護者から自治体へ事前の利用登録、施設へ利用申請をする



パターンD：保護者から施設へ事前の利用登録、施設へ利用申請をする



3. 検討会等の実施

3.1. 協議会、ワーキング・グループの構成

給付・監査・保活等の事務・手続の実態を踏まえた課題の検討や、標準的な事務プロセスや事務フロー等の検討等を行うため、協議会及びワーキング・グループを開催しました。

保育分野における事務フロー・データセット等に関する協議会 ・標準的な業務プロセス、事務プロセス・データセット等の全体像の検討

○吉田 正幸	株式会社保育システム研究所代表	
畑中 洋亮	一般財団法人GovTech東京業務執行理事、こども家庭庁参与	○：座長
奈良田 剛志	川崎市こども未来局保育・幼児教育部保育第1課担当課長	
平野 裕見子	北海道函館市子ども未来部子どもサービス課課長	
林 真也	山口県周南市こども未来部次長兼こども保育課課長	
藪井 幹久	愛知県知多郡美浜町厚生部健康・子育て課課長	
伊藤 唯道	全国保育協議会副会長	
安本 照正	全日本私立幼稚園連合会評議員	
篠崎 直人	特定非営利活動法人全国認定こども園協会理事	
岩田 孝一	日本電気株式会社（一般社団法人こどもDX推進協会 正会員）社会公共インテグレーション統括部 シニアプロフェッショナル	
柿沼 祐司	富士通Japan株式会社（一般社団法人こどもDX推進協会 正会員）Public & Education事業本部社会保障サービス 事業部シニアマネージャー	
小池 義則	一般社団法人こどもDX推進協会代表理事	（オブザーバー）文部科学省初等中等教育局幼児教育課

保活ワーキング・グループ

・保育所等入所申請業務関係等に係る検討

松浦 里美	静岡市子ども未来局幼保支援課課長
菅江 正幸	山形市こども未来部保育育成課課長
飯嶋 登志伸	板橋区役所子ども家庭部保育サービス課課長
氏福 達也	長崎県東彼杵町こども健康課課長
和田 雅人	富士通Japan株式会社（一般社団法人こどもDX推進協会 正会員） Public & Education事業本部社会保障サービス事業部マネージャー
星加 良	株式会社コドモン（一般社団法人こどもDX推進協会 施設DX委員） 社長室 兼 プロダクト開発部プロダクトマネージャー

給付ワーキング・グループ

・施設型給付、施設等利用給付等に係る検討

中坪 幸恵	長野県県民文化部こども若者局こども・家庭課課長
横村 瑞光	横浜市こども青少年局保育・教育部保育・教育給付課長
福島 透	千葉県松戸市子ども部保育課保育運営担当室室長
野崎 孝幸	埼玉県上尾市子ども未来部部长
河上 明恵	栃木県芳賀郡茂木町保健福祉課福祉係副主幹
高石 尚和	キッズコネク株式会社（一般社団法人こどもDX推進協会 給付・監査DX分科会員） 代表取締役
大森 啓太	岩手インフォメーション・テクノロジー株式会社（一般社団法人こどもDX推進協会 給付・監査DX分科会員）こども未来部部長

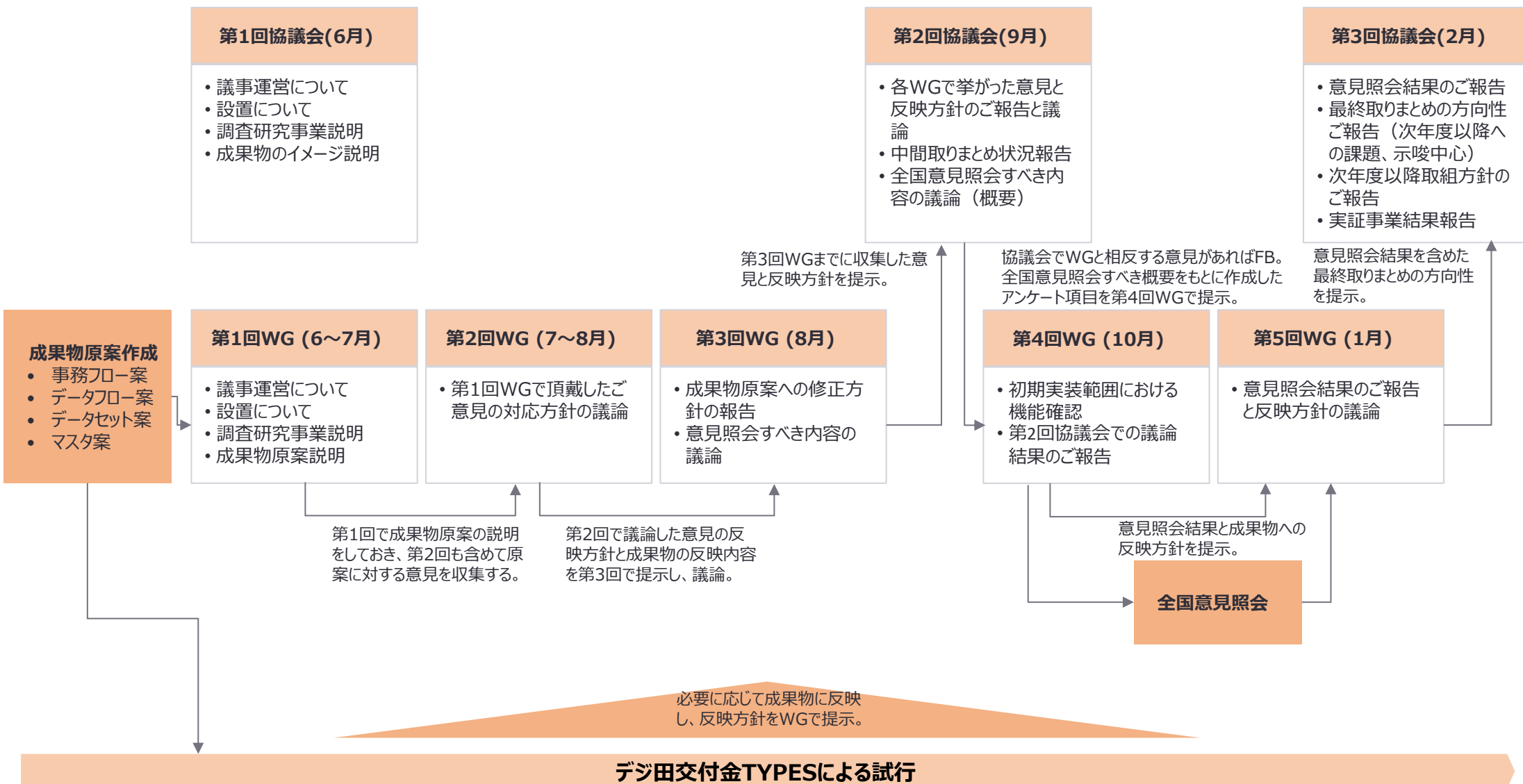
監査ワーキング・グループ

・施設監査、確認監査関係等に係る検討

高井 公知	東京都福祉局指導監査部指導第二課長
川越 信一郎	福岡県福祉労働部子育て支援課長
西尾 由輔	京都市子ども若者はぐみ局はぐみ創造推進室監査担当部長
池田 真樹	島根県松江市こども子育て部こども政策課長
遠藤 達雄	埼玉県新座市こども未来部副部長兼保育課長
村松 輝将	荒川区子ども家庭部指導監査担当課長
高石 尚和	キッズコネク株式会社（一般社団法人こどもDX推進協会給付・監査DX分科会員）代表取締役

3.2. 議論事項の全体像

協議会、ワーキング・グループは、2024年6月から2025年2月の間に開催し、各回で設定した論点について、議論を行いました。



3.3. 協議会の開催概要

協議会の開催概要を記載します。

	実施日時	ご報告及び議論事項等	資料URL
第1回	2024年6月18日(火)	<ul style="list-style-type: none">調査研究事業に関するご説明成果物原案にて、各ワーキング・グループでご確認いただく論点のご説明	第1回（令和6年6月18日）
第2回	2024年9月24日(火)	<ul style="list-style-type: none">調査研究事業の中間取りまとめ状況のご報告全国意見照会方針に関する議論	第2回（令和6年9月24日）
第3回	2025年2月26日(水)	<ul style="list-style-type: none">調査研究事業の最終取りまとめ（案）についてのご報告デジタル田園都市国家構想交付金 T Y P E S 事業についてのご報告	第3回（令和7年2月26日）

3.4. 給付ワーキング・グループの開催概要

給付ワーキング・グループの開催概要を記載します。

	実施日時	ご報告及び議論事項等	資料URL
第1回	2024年6月27日(木)	<ul style="list-style-type: none"> 調査研究事業に関するご説明 成果物原案にて、ご確認いただきたい論点のご説明 	第1回（令和6年6月27日）
第2回	2024年8月1日(木)	<ul style="list-style-type: none"> 保育ワンスオンリーを実現するための課題や検討事項等への対応方針案に関する議論 実費徴収に係る補足給付の事務フロー（原案）に関する議論 	第2回（令和6年8月1日）
第3回	2024年8月26日(月)	<ul style="list-style-type: none"> 第2回給付WGでの議論事項の成果物原案への反映結果のご報告 一時預かり事業のフローに関する議論 全国意見照会方針に関する議論 	第3回（令和6年8月26日）
第4回	2024年10月30日(水)	<ul style="list-style-type: none"> 第2回協議会での議論結果のご報告 初期実装範囲における施設管理プラットフォームの機能に関する議論 	第4回（令和6年10月30日）
第5回	2025年1月22日(水)	<ul style="list-style-type: none"> 第1～4回給付WGの取りまとめ状況のご報告 全国意見照会結果のご報告及び対応方針に関する議論 	第5回（令和7年1月22日）

3.5. 監査ワーキング・グループの開催概要

監査ワーキング・グループの開催概要を記載します。

	実施日時	ご報告及び議論事項等	資料URL
第1回	2024年7月5日(金)	<ul style="list-style-type: none"> 調査研究事業に関するご説明 成果物原案にて、ご確認いただきたい論点のご説明 	第1回（令和6年7月5日）
第2回	2024年8月6日(火)	<ul style="list-style-type: none"> 保育ワンスオンリーを実現するための課題や検討事項等への対応方針案に関する議論 	第2回（令和6年8月6日）
第3回	2024年9月2日（月）	<ul style="list-style-type: none"> 第2回監査WGでの議論事項の成果物原案への反映結果のご報告 認可外保育施設に対する指導監督のフローに関する議論 全国意見照会方針に関する議論 	第3回（令和6年9月2日）
第4回	2024年10月31日(木)	<ul style="list-style-type: none"> 第2回協議会での議論結果のご報告 初期実装範囲における施設管理プラットフォームの機能に関する議論 	第4回（令和6年10月31日）
第5回	2025年1月30日(木)	<ul style="list-style-type: none"> 第1～4回監査WGの取りまとめ状況のご報告 全国意見照会結果のご報告及び対応方針に関する議論 	第5回（令和7年1月30日）

3.6. 保活ワーキング・グループの開催概要

保活ワーキング・グループの開催概要を記載します。

	実施日時	ご報告及び議論事項等	資料URL
第1回	2024年7月4日(木)	<ul style="list-style-type: none"> 調査研究事業に関するご説明 成果物原案にて、ご確認いただきたい論点のご説明 	第1回（令和6年7月4日）
第2回	2024年8月6日(火)	<ul style="list-style-type: none"> 保活ワンストップを実現するための課題や検討事項等への対応方針案に関する議論 	第2回（令和6年8月6日）
第3回	2024年9月3日(火)	<ul style="list-style-type: none"> 第2回保活WGでの議論事項の成果物原案への反映結果のご報告 一時預かり事業に関する議論 全国意見照会の方針に関する議論 	第3回（令和6年9月3日）
第4回	2024年10月31日(木)	<ul style="list-style-type: none"> 第2回協議会での議論結果のご報告 保活情報連携基盤の初期実装範囲の機能に関する議論 自治体の保活業務の効率化に関する議論 	第4回（令和6年10月31日）
第5回	2025年1月21日(火)	<ul style="list-style-type: none"> 第1～4回保活WGの取りまとめ状況のご報告 全国意見照会結果のご報告及び対応方針に関する議論 自治体内の保活業務の効率化に向けた議論 	第5回（令和7年1月21日）

3.7. 協議会、ワーキング・グループでの主なご意見

協議会での主なご意見を記載します。(1/12)

カテゴリ		No	ご意見内容	検討課題や示唆
大分類	小分類			
機能実装スコープ、今後のロードマップ等	新2号認定及び一時預かり事業等	1	<p>今回の「保活」には、2・3号認定こどもの施設利用にまつわる認定・入園手続きのみが取り上げられていますが、施設利用者の中には1号認定・新2号認定として「私学助成の預かり保育」や「一時預かり事業（幼稚園型Ⅰ）」の利用によって、子育てと就労を成り立たせているご家庭が多数存在しています。また、2・3号認定がなくても「一時預かり事業（一般型）」や「一時預かり事業（幼稚園型Ⅰ）」の地域子ども利用枠で、子育てと短時間就労を成り立たせている家庭もあります。</p> <p>更に、少数ではありますが「一時預かり事業（幼稚園型Ⅱ）」を活用して、3号認定こどもが幼稚園を利用されているケースもあります。</p> <p>就労する家庭の子供が利用することが可能である事業に関してすべからず情報を開示することが正確な情報提供であり、利用者は地域の実態や自身のニーズに応じて選択をすることができ満足度の高いものになると思われれます。国民目線で必要となる情報の範囲を決めた上で、情報を収集・発信するようお願いいたします。</p>	<p>一時預かり事業については、御意見も踏まえ本調査研究事業の対象として検討を進めますが、自治体や施設ごとに実態にばらつきがあること等も踏まえ、対応の範囲については今後の検討とします。</p> <p>なお、今年度の本事業においては、人数推移の把握等は実施しておりませんが、次年度以降、実装範囲の優先順位等を検討する際には、各保育施設等の利用人数をはじめとしたニーズを考慮しつつ検討を行っていただけるよう、事業設計してまいります。</p> <p>保活については、基本的には自治体が利用申請受付や利用決定を実施する認可保育施設等を整理対象としていますが、施設検索や見学予約については同様に対象とすることを検討しています。なお、認定申請は、給付の対象施設全体を整理対象としています。（第1回協議会資料3の9頁参照）</p>
	「施設給付を受けない幼稚園」の対象スコープ	2	<p>スコープされる施設に「施設給付を受けない幼稚園」（主に私学助成幼稚園を指すものと認識をしています。）があるが、対象の範囲をご教示ください。施設等利用給付や副食費の補助、また一時預かり事業などの地域子ども・子育て支援事業においては対象になるのでしょうか。また預かり保育を実施している私学助成幼稚園の情報も保活を検討する保護者に対して発信していただきたいです。</p>	<p>本調査研究事業としては、延長保育事業と実費徴収に係る補足給付事業及び一時預かり事業を対象とし、他事業については検討の射程外としております。</p> <p>理由としては、主に保育所等で実施される事業をまずはデジタル化することが必要であると考えているためとなります。（第1回協議会資料2の9頁参照）</p> <p>なお、一時預かり事業については、御意見も踏まえ本調査研究事業の対象として検討を進めますが、自治体や施設ごとに実態にばらつきがあること等も踏まえ、対応の範囲については今後要検討です。</p>

3.7. 協議会、ワーキング・グループでの主なご意見

協議会での主なご意見を記載します。(2/12)

カテゴリ		No	ご意見内容	検討課題や示唆
大分類	小分類			
機能実装ス コープ、今後の ロードマップ等	保活情報連携 基盤の実装ス コープ	3	<p>「ここdeサーチ」は、子ども・子育て支援制度における継続的な見える化に関する専門家会議の報告書において、「保護者や子育て家庭にとって、施設・事業者の比較・検証を可能とし、自身のニーズに適した子育て支援の選択を支援」することを一つの目的としていると認識しております。</p> <p>「保活」アプリと「ここ de サーチ」が別々であると利用者はそれぞれのシステムを行き来して、利用したい施設の情報を突き合わせる必要があり不便です。利用者目線で使いやすい「施設検索から利用申し込みが可能」となるようなアプリとして統合少なくとも連携していただきたく願います。</p> <p>また、現行の「ここ de サーチ」に必要な情報は、全て今回の DX によって得られる情報であり、業務効率化の観点からデータベースの共有など効率的運用に取り組んでいただくようお願いいたします。</p>	現状、保活ワンストップの構想として、施設検索・見学予約等をワンストップで行えるシステムの提供を想定しており、このシステムにここdeサーチの必要な施設情報を連携し、検索・閲覧ができるようにすることを考えております。
		4	<p>特定子ども・子育て支援施設が対象から外れているが、新 2 号認定子どもは保育の必要性の認定が必要であり実質 2 号認定子どもと同一要件であることから、子どもの就園・利用状態を把握する重要な情報であるため、情報を収集することは必要ではないか。対象となる認定区分には新 2 号認定が記載されていませんが、どのように位置づけて、どのように記載するのか。新 2 号に該当する保護者から見ればどこにも該当しないという読み取りになるため、記載しないならば注釈するなどが必要と思うがいかがでしょうか。</p>	保活については、基本的には自治体が利用申請受付や利用決定を実施する認可保育施設等を整理対象としていますが、施設検索や見学予約については同様に対象とすることを検討しています。なお、認定申請は、給付の対象施設全体を整理対象としています。

3.7. 協議会、ワーキング・グループでの主なご意見

協議会での主なご意見を記載します。(3/12)

カテゴリ		No	ご意見内容	検討課題や示唆
大分類	小分類			
機能実装スコープ、今後のロードマップ等	施設管理プラットフォームの実装スコープ	5	DX 導入は統一データベースによる業務の効率化を目指すことですが、資料記載の事項からは「施設給付事務」「監査」に限定されており、「確認申請」「変更申請」「地域子育て支援事業（一時預かり事業など）」や「計算書類」に関するものが見当たりません。ワンスオンリーというシステムと公言されるにはあまりに部分的・限定的なシステムであるように思われますので、対象範囲を広げていただきたい。	保育ワンスオンリーは、施設管理プラットフォームの導入により、保育施設等と自治体間の事務業務の負担軽減を目指すものです。複数の事務業務が存在する中で、まずは、特に現場負担が大きいとされる施設給付事務や監査を射程としています。なお、一時預かり事業については、御意見も踏まえ本調査研究事業の対象として検討を進めますが、自治体や施設ごとに実態にばらつきがあること等も踏まえ、対応の範囲については今後要検討です。
	1号認定	6	1号認定業務は、受付は施設で行うが、自治体で認定業務を行う。そのため、1号認定についても検討範囲に含めてよいと考える。また、将来的に少子化によって利用調整が機能しなくなったときの想定も含め、設計が必要。	保活情報連携基盤の当初システム実装の範囲として、まずは自治体への申し込みを対象とし、その後、1号認定児童の施設利用申請等、施設に直接申込するケースについても検討していく想定です。なお、給付認定については、本調査研究及びシステム化のスコープとしています。
	自治体独自加算制度	7	保育料無償化等の自治体独自制度への改修対応について、システム上可能かどうか懸念である。	自治体独自加算制度は、自治体が国が設定している公定価格とは独自に運営しているものであり、制度差分が大きいところです。そのため、国が全国的な基盤として整備する施設管理プラットフォームにおいて全国の独自加算の自動計算機能を取り込むことは考えておりませんが、現実的に対応可能な内容について引き続き検討してまいります。なお、デジ田TYPESの公募要項においても、「独自補助制度はサブシステム等で対応」することを明記（第1回協議会参考資料2の2頁参照）した上で、TYPESで自治体独自補助に係るサブシステムの標準仕様書案を策定いただくこととしており、これを踏まえ、民間事業者が構築・提供するサブシステム等を必要とする地方自治体において導入し、対応することを想定しています。
	自治体独自加算制度	8	当自治体では、市独自の加算制度を設けており、現状、システムを上乘せで改修している。加えて、システム標準化の流れがあるが、本事業の取り組みが前向きな方向に動くことよい。ただし、現状、仕組み等が複雑なため、令和8年度に向けた今後のスケジュールにおいて、どこまで具体的に自治体として対応が必要なのかという点について懸念。	

3.7. 協議会、ワーキング・グループでの主なご意見

協議会での主なご意見を記載します。(4/12)

カテゴリ		No	ご意見内容	検討課題や示唆
大分類	小分類			
機能実装スコープ、今後のロードマップ等	監査における業務手順の差異	9	監査においては、広域自治体と基礎自治体によって役割が異なること、また自治体によって監査項目が異なる上、担当者によって監査項目の定義が異なる等、標準化以前に整備が求められる要素がある。そのため、事務フローの整備について、細かく整理を進める必要があると思慮。	事務フロー上で、都道府県と基礎自治体での業務手順の差異等を明記した上で、WGで議論し、精緻化しました。これらを踏まえ、機能実装における要件定義等を進めてまいります。
	施設区分の違いによる事務手続きの差分	10	保育所と認定こども園では入所手続きが異なる。保育所は利用調整後、入所となるが、認定こども園は施設との直接契約である。願書の提出から入園許可の段取りが必要。同じ2号、3号であっても、保育所と認定こども園で手続きが異なるということを踏まえて検討を進めていただきたい。	事務フロー上で、施設区分毎に事務手順に差分がある箇所について明記した上で、WGで議論し、精緻化しました。これらを踏まえ、機能実装における要件定義等を進めてまいります。
	要録作成	11	保育士の要録作成に伴う労力が大きい。デジタル化により、保育士の負担軽減になると考える。	施設管理プラットフォームに要録の内容まで管理することは想定しておらず、「保育所等におけるICT化推進等事業」等を活用し、自治体にて対応すべき範囲と考えます。
	子ども・子育て支援システム等との機能切り分け	12	施設管理プラットフォームの構築による子ども・子育て支援システム等の標準仕様書見直しはあるのか。また、独自加算との切り分けが正確に運用できるかについて伺いたい。	施設管理プラットフォームと子ども・子育て支援システムの機能の重複の整理が必要と理解しており、子ども・子育て支援システムの標準仕様書の改訂は今後発生するものと認識しています。他方、現在、各自治体において子ども・子育て支援システムの構築に向けて取り組まれていると理解しておりますが、今後の仕様書改訂については、その時期も含め、引き続き検討してまいります。後者の自治体独自加算について、ロードマップにも記載のとおり、全国の自治体の独自加算の自動計算機能を施設管理プラットフォームに取り込むということは考えていませんが、必要なデータを施設管理プラットフォームから自治体独自システムに連携を行う等の現実的に対応可能な内容について、検討を引き続き行います。

3.7. 協議会、ワーキング・グループでの主なご意見

協議会での主なご意見を記載します。(5/12)

カテゴリ		No	ご意見内容	検討課題や示唆
大分類	小分類			
機能実装ス コープ、今後の ロードマップ等	こども誰でも通 園制度との連 携	13	<p>令和8年度からの「こども誰でも通園制度」の開始が予定されていますが、システム開発内容に含む必要がないでしょうか。上記要望と同様、給付や事業によって申請方法や申請のために使用するシステムが異なることは現場にとってかえって不便になり、混乱を招きかねません。現場の負担軽減に資するワンスオンリーの考え方に鑑み、こども誰でも通園制度も対象に含めていただくようお願いいたします。</p> <p>また、今後「こども誰でも通園制度」が実施されたのちには、より頻度や時間を充実するべく各施設は子育て支援事業の一時預かり事業などとの併用が増加するものと思われるが、そのデータは「保活」に必要ないのでしょうか。</p> <p>先にも述べたように「保活」のワンストップにおいて、何を把握しようとしているのかを明確に示せば、1号・新2号・誰通のデータが必要か否かが明確になるが、いかがでしょうか。さらに、2・3号子どもへの延長保育事業の情報、号子どもへの一時預かり事業（幼稚園型Ⅱ）の情報も重要と考えます。</p>	保活ワンストップにおいては、ユーザーの利便性の観点から、こども誰でも通園制度総合支援システムとどのような連携が考えられるか、今後検討してまいります。具体的なことは今後の検討となりますが、あくまでも、令和7年度末までに試行運用という限られたスケジュールの中で、優先順位を定めて可能な部分から実装していくものとお考えいただければ幸いです。

3.7. 協議会、ワーキング・グループでの主なご意見

協議会での主なご意見を記載します。(6/12)

カテゴリ		No	ご意見内容	検討課題や示唆
大分類	小分類			
機能実装スコープ、今後のロードマップ等	情報等の二重登録等の防止	14	<p>給付や監査に必要な情報を連携するとありますが、私立学校は都道府県の所轄となっており、都道府県から施設に係る情報の提出が求められます。DX にあたりどのような情報を集約するかは今後議論するものと思いますが、私立幼稚園が所轄の都道府県に提出する書類の作成と、DX で収集するための情報の提出にあたって二重の負担が強えられることにならないよう、例えば都道府県が収集した情報を活用できる、あるいは DX のシステムに提出した情報を都道府県が活用できるといった仕組みをお考えいただければありがたいです。</p> <p>さらに、各市町村では施設給付にまつわるシステム導入など過年度より取り組み、独自にアップデートされております。今回の DX 導入により、二度手間となるような業務にならないよう既存システムとの連携（データリンク様式の統一化、データアップロードリンクの簡便化等）が進み、施設・市町村の現場業務が混乱、複雑化、増加しないような効率化を目指していただきたいです。</p> <p>特にシステム開始初年度が「こども誰でも通園制度」初年度と同時であり、DX導入がなくとも現場の市町村窓口は「こども誰でも通園制度」の認定・支給業務対応で混乱をきたすことが予測されます。そうした予見できる混乱を回避してこそ、この協議会を通じて果たそうとする施設・市町村の現場の負担軽減が図られるものと思われまます。</p> <p>この DX によって、事務の効率化が図られ、ひいては制度や施設類型、事業類型、事務職員配置の有無にかかわらず全ての教育・保育関連情報が一括のシステムを通じて集積され、手続きが簡素化されるようお取り計らいいただきたい。</p>	<p>二重の負担が強えられることがないようにという御趣旨を踏まえつつ、ワンスオンリーの実現に向けて具体的に検討してまいります。</p> <p>また、本調査研究事業では、子ども・子育て支援システム等との機能の役割分担、データ連携の方策も検討予定となっており、御指摘のような二度手間にならないような仕組みに向けて具体的に検討してまいります。</p>

3.7. 協議会、ワーキング・グループでの主なご意見

協議会での主なご意見を記載します。(7/12)

カテゴリ		No	ご意見内容	検討課題や示唆
大分類	小分類			
機能実装ス コープ、今後の ロードマップ等	保護者ニーズを 満たすための機 能実装	15	保護者目線では、デジタルで完結させたいのは、認可保育所の入園申請等よりも、ベビーシッター探しや、誰でも通園制度等である。また、例えば、勤務先の近くで保育所を探す際等、認可外保育所を検討したが、入所、申請の点で苦労したという話しも伺っている。本事業の検討範囲が認可施設のみであると、事務方のデジタイゼーションに終始することを懸念している。	保活については、基本的には自治体が利用申請受付や利用決定を実施する認可保育施設等を整理対象としていますが、施設検索や見学予約については同様に対象とすることを検討しています。なお、認定申請は、給付の対象施設全体を整理対象としています。(第1回協議会資料3の9頁参照)
	自治体間の広 域連携	16	広域利用では、入所調整と請求事務に時間を要している。自治体間でスムーズに施設情報等が連携できるとよい。また、自治体によって、利用調整の基準や、補助金等の詳細、入園等の利用申し込みスケジュールも異なる。それらの統一も必要と思慮。	自治体間でのデータの送受信の仕組みを構築する必要がある点について、関連する論点と併せて今後の課題・示唆として整理いたします。なお、広域利用については、利用自治体が一定程度増えてきた段階での実装を想定しており、令和9年度の改修での対応を予定しています。
	こども誰でも通 園制度総合支 援システムにお ける給付事務	17	システムの老朽化や複雑化を避けるために、中長期的な視野で保活ICTシステムとこども誰でも通園制度総合支援システム、一時預かり事業等との連携設計をすべき。こども誰でも通園制度においては給付事務が発生するため、給付システムとの連携について、現段階から検討を視野に入れておくことが必要。	こども誰でも通園制度については、給付(請求書発行機能)が既にこども誰でも通園制度総合支援システムの対象となっていることから、本調査研究における検討の射程とはしませんが、施設管理プラットフォームとの連携の在り方については今後の課題・示唆といたします。また、一時預かり事業については、御意見も踏まえ本調査研究事業の対象として検討を進めますが、自治体や施設ごとに実態にばらつきがあることも踏まえ、対応の範囲については今後要検討です。
	関係団体にお ける情報活用	18	今後の姿として、施設情報や給付に関する情報が集積されたデータベースが構築されるように見えるが、これらのデータを関係団体も閲覧、ダウンロードできるようにご配慮いただき、関係団体の視点からも少子化対策政策・子育て支援政策に対して、分析・提案ができるようお願いします。その際、個人情報保護の観点から自治体属性、施設属性、子ども属性、保護者属性など、属性ごとの匿名性が担保できるようにお願いします。	保育施設等及び自治体職員が利用する基盤を構築することとしており、関係団体については、個人情報に触れないという前提であれば、今後、基盤の試行運用が始まるタイミングで具体的な画面設計等については説明させていただくことが考えられます。

3.7. 協議会、ワーキング・グループでの主なご意見

協議会での主なご意見を記載します。(8/12)

カテゴリ		No	ご意見内容	検討課題や示唆
大分類	小分類			
機能実装スコープ、今後のロードマップ等	職員情報、登校園情報の連携	19	施設管理プラットフォームと保育ICTシステムとの連携について、令和7年度に職員情報の連携が予定されているが、保育ICTシステムでは、必ずしも職員情報が全て登録されていない可能性が高い点に留意いただきたい。また、令和8年度以降に児童の登降園情報の連携を予定されているが、当該情報のCSVでの連携においては、30%程度の業務負荷効果が期待できる。そのため、児童の登降園情報の連携については、令和7年度に前倒しでの実装も検討いただきたい。	保育ICTシステムとの連携については、現在要件定義において検討を行っており、優先順位も含め、引き続き検討を行います。
	監査モジュールにおける利便性向上	20	監査結果とともに根拠法令のリンクの記載があるとよい。また、自治体によっては根拠法令が分かりづらい指導内容の場合があるため、施設管理プラットフォームに詳細情報を盛り込んでいただければ監査基準統一につながる。	根拠法令を記載すること等を含め、担当者が事務を効率的に実施できるよう、画面設計を進めます。
		21	監査において、自治体の監査見解の作成、保育施設等の回答、法令などを回答支援するような機能について、個人情報を取り扱わない領域設定やセキュリティ配慮等も踏まえ、今後取り込んでいくべきと思慮。	今後、利用者からのフィードバックも取り込みながら、利用者が利用しやすく、事務の効率化につながる仕組みとなるよう、継続的に検討してまいります。

3.7. 協議会、ワーキング・グループでの主なご意見

協議会での主なご意見を記載します。(9/12)

カテゴリ		No	ご意見内容	検討課題や示唆
大分類	小分類			
実装に向けた要件等	情報の履歴管理	22	人事院勧告の前後で年度末精算の金額が異なる。人事院勧告前と後のデータを比較した上で、決算において未収金額の確認等が必要。そのため、人事院勧告前と後でデータを保持できる形にしていきたい。	履歴管理が必要な情報については、データとして履歴管理できるようシステムに実装することを検討いたします。
	職員情報の連携	23	処遇改善加算において、転職してきた職員の情報が、本人の許可があればプラットフォーム経由で提供が可能とするなどできればよい。職員が紙で就労証明書を保育施設等に提出し、保育施設等が自治体にPDFで送付する等の作業も不要になると考える。	職員情報を施設間で共有する仕組みを実装すべきという点について、今後の課題・示唆として整理いたします。 なお、システムへの実装の可否及び時期については検討が必要と考えます。
	マイナンバーの利活用	24	施設利用に際し、個人負担額の算出が必ず必要となる事から、施設利用手続きの際にはマイナンバーを活用し、市町村事務が効率的に行われるよう配慮いただきたい。またその実現性に対する見解をお聞かせいただきたい。	マイナンバーを活用できる事務は法令上の規定を要することから、そうではない事実行為（施設検索や見学予約等）については対象とすることは困難ですが、具体的な在り方については引き続き検討してまいります。
	正副データの明確化	25	システム構成図において、どこが正本、副本に当たるかを示し、管理主体を明確にすべきではないか。特に個人情報に関して、どこが削除や更新権を有する管理主体となるか、等を明確にすべきである。例えば、個人情報の管理主体であれば、個人情報ファイル簿を整備する必要があり、さらに、個人番号が含まれる場合には、特定個人情報保護評価を実施する必要がある。	要件定義において、データの流れを整理し、その中でマスターデータとなるものを特定してまいります。また、個人情報の管理の在り方についても国の類似システムとの取扱いも参考にしつつ、整理してまいります。
	データ整備における留意点	26	データセットについて、政府相互運用性フレームワーク（GIF）のコアデータモデルを参照し、整合性を取つつ作成をすべきである。	本調査研究におけるデータセットについて、政府相互運用性フレームワーク（GIF）のコアデータモデルを参照し、整合性を取る形で作成しました。また、要件定義事業者にも引き継いでまいります。

3.7. 協議会、ワーキング・グループでの主なご意見

協議会での主なご意見を記載します。(10/12)

カテゴリ		No	ご意見内容	検討課題や示唆
大分類	小分類			
実装に向けた要件等	電子申請における到達の考え方	27	電子申請の際の到達の考え方について、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の第3条において、「行政機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該行政機関等に到達したものとみなす。」と記載があるところ、システム構成図において、データの到達時点を明確にすべきではないか。	データの到達に関する考え方については、今後も継続的に検討してまいります。なお、マイナポータル上に提示される手続の申請状況の「申請日時」をオンライン上における入所申請の受理時間と考えるといった事例も挙がっておりますので、この点も考慮して検討してまいります。
	ぴったりサービスの改修	28	保活情報連携基盤について、保護者が入所や利用申込を行う際に、民間保活システムからぴったりサービスへURL遷移を行うと記載があるが、ぴったりサービスの改修等の検討はされているか伺いたい。ぴったりサービスは利用申請の不備があった場合、保護者への差戻し機能が無いため、この辺りの改修も必要になるのではと考えている。	現在、ぴったりサービスの改修等について状況を確認しながら機能実装範囲等を検討してまいります。
	システム規模	29	こども誰でも通園制度を含めた就学前のこどもの人数は、令和5年度で約500万人である。そのため、利用が増えることを見越すと、保育所利用者だけのプラットフォームやサーバ構成で設計を行うべきではない。新2号の保育利用者が存在する前提で対応いただきたい。	保活については、基本的には自治体が利用申請受付や利用決定を実施する認可保育施設等を整理対象としていますが、施設検索や見学予約については同様に対象とすることを検討しています。なお、認定申請は、給付の対象施設全体を整理対象としています。(第1回協議会資料3の9頁参照) また、システムの規模については最終的な利用者数を見据えた上で段階的なシステム設計を検討してまいります。
	保育ICTシステム等のリプレイス	30	保育施設等が使用するソフトについて、入力作業が膨大であり、利用中のソフトから新しいソフトへの乗り換えが難しい。そのため、データセットを整理し、プラットフォーム経由で乗り換えが実現できるシステムとしていただけるとよい。	施設管理プラットフォームから、特定の施設に関するデータを一括出力できる機能を実装する方向で検討してまいります。

3.7. 協議会、ワーキング・グループでの主なご意見

協議会での主なご意見を記載します。(11/12)

カテゴリ		No	ご意見内容	検討課題や示唆	
大分類	小分類				
実装に向けた要件等	KPI等の設定	31	システムを導入することで、例えばキーボードタイピング回数、マウスの移動距離、クリック回数など、現在の仕事の負担感について現場が実感を伴って労力が減ったと感じるシステムを目指してほしい。	現時点で具体的なKPI等は設定しておりませんが、今年度実施していくデジタル田園都市国家構想交付金デジタル実装タイプTYPESにおける実証事業では、保活ワンストップの事業要件として、KPIの例を記載しております。本調査研究では、KPI等を設定する必要がある旨を、今後の課題・示唆とします。 ※実証事業で挙げた有望な指標等も取りまとめる想定です。	
	継続的な機能改善等	32	国が構築するシステムをどのようなガバナンスで改善していくかについて、ユーザーフィードバックの仕組みと、フィードバックをもとに改善を行う仕組みの構築が必要である。また、決定された事項の実装に時間がかからないような基盤を選択する必要がある。	ユーザーからフィードバックを収集し、改善していく仕組みの構築について、今後検討を行います。	
	システム連携における補助やガイドライン策定	33	保育ICTシステムが連携を行うための補助要件やガイドラインを明示しなければ、保育ICTシステム側の対応は遅れていくと思慮。	保育ICTシステムが対応できるようにするための方策について、現在実施している実態調査も踏まえ、検討していきます。	
	保育士データベースとしての活用	34	保育士のデータベース作成については、様々な事業に影響を与えるため、位置づけやロードマップの整理、方向性を打ち出すことが必要である。	施設管理プラットフォームの中で職員情報の入力を簡便にするための仕組みについては、要件定義の中で検討しております。	
	関係者への利用サポート		35	保育施設等への研修とサポートについて、保育施設等へのサポートは電話だけでなくAIチャットなどでの支援も検討いただきたい。	今後、利用者からのフィードバックも取り込みながら、利用者がわかりやすく、利用しやすい仕組みとなるよう、継続的に検討してまいります。
			36	関係者向けのマニュアル整備について、保育施設等向け、保護者向け、自治体向けそれぞれにおいて、言葉使いも含め分かりやすいものにしていただきたい。	
	民間保活システムからの導線		37	民間保活システムや保活情報連携基盤のトップ画面から施設検索を行う前提となっているが、既に保護者が特定の施設を利用することを希望している場合、施設のホームページからリンクを貼るといった導線も考えられる。	民間保活システムからの導線設計の参考にさせていただきます。

3.7. 協議会、ワーキング・グループでの主なご意見

協議会での主なご意見を記載します。(12/12)

カテゴリ		No	ご意見内容	検討課題や示唆
大分類	小分類			
実装に向けた要件等	自治体規模等への考慮	38	自治体の人口規模等によっては導入が難しい場合がある。全国一律で展開を行うのではなく、導入範囲の必須、任意を精査いただくとよい。	人口規模等によって導入機能を分ける必要があるか等について、今後検討を行います。
		39	小規模自治体における機能導入の優先順位をつけていただきたい。また、自治体内の職員数も限られており、研修等のフォロー体制を整えていただきたい。	フォロー体制、研修体制の整備について、小規模自治体における考慮も含め、引き続き検討を行います。。
	他政策との連携	40	保護者の中には、短時間での利用はこども誰でも通園制度を活用し、日単位での利用は一時預かりを活用する等、利用時間に応じて制度を併用している保護者も見受けられる。当自治体では次年度に民間システムを利用し一時預かり事業についてシステム化を予定している。保護者目線では、一時預かりとこども誰でも通園制度が別のシステムとして運用されることが不便につながることも考えられるため、システム化に当たっては、他制度との連携についても検討をお願いしたい。	こども誰でも通園制度については本協議会での直接の射程ではございませんが、一時預かりとは異なるという制度の位置づけや、目的も踏まえた上で、利用者にとってシステム面での利便性を高められるよう、引き続き検討を行います。
	セキュリティ要件	41	本システムで取り扱うデータの性質を踏まえると、サイバー攻撃の対象となることが想定される。その際の責任範囲や、対応窓口等について想定しておく必要があると思慮。具体的には、攻撃を受けた際の都道府県単位、市町村単位等での苦情受付窓口の検討、対応予算の計上方法、被害範囲における情報共有のルール等が挙げられる。	セキュリティについては、要件定義の中で、非機能要件として整理を行っています。
	システム連携における仕様公開等	42	本取組においては、各方面のシステム改修が必要であり、優先順位をつけて実装を行っていく理解である。仕様の公開時期、テストが開始できる時期等を含めてスケジュールを整理いただきたい。	本取組は複数の外部システムとの連携が発生するものと理解しており、関係事業者等へのスケジュールや仕様の公開については、適宜関係者と協議しつつ、早期に公開できるよう事業を推進してまいります。
	標準的なデータ定義	43	各システムで異なるデータ定義が行われないう、国がデータ項目を定義したうえで、標準的なデータセットを提示すべきである。	データ定義については、施設管理プラットフォームや保活情報連携基盤としての標準的な定義を、各連携先システムと協議しながら検討しているところとなります。

3.7. 協議会、ワーキング・グループでの主なご意見

給付ワーキング・グループでの主なご意見を記載します。(1/6)

カテゴリ	No	ご意見内容	検討課題や示唆
施設管理プラットフォームへの機能実装要望	1	子ども・子育てシステムと連携され、自動で審査できるとよいと考えます。	施設管理プラットフォームと子ども・子育て支援システムのデータ連携については、将来的には自動連携できる仕組みを構築すべく要件等を整理してまいります。自動でのデータ連携が難しい場合でも、CSVでの一括取込み等、業務負荷が上がらないよう、要件を整理してまいります。
	2	施設管理プラットフォームで保育施設等が給付監査等に必要な情報を入力するとありますが、必要な情報に職員情報も含まれ、さらに加算情報に連携される認識でよろしいでしょうか。また、加配職員人数に対して取得可能な加算についてもシステム上で判定は可能でしょうか。	施設管理プラットフォームには職員情報が格納され、公定価格計算に必要な加算情報は原則、保育施設等側で入力いただく想定です。加配職員人数の判定は行う想定ですが、具体的な入力項目（職種、労働時間、勤務年数）については今後検討は必要であると考えております。また、データ取得のタイミング等につきましては、要件定義の段階で検討を想定しております。
	3	職員配置情報について、月初の職員配置予定人数を取得するのか、実績人数を取得するのか等、どの時点の情報を保育施設等から取得する想定でしょうか。実績人数を取得できるよう検討いただきたいです。当市では、職員配置予定人数を取得していますが、監査の際に実績と異なると指摘を受けることがあります。出退勤システム等から自動的に実績データを取得できることが望ましいです。また、実績人数を取得し、CSVデータでの出力ができるようにする等の仕組みを検討いただきたいです。	
	4	GビズIDの活用について、システム毎に管理する必要がなくなる点に賛同いたします。 一方、施設管理PFを導入する自治体内の法人・施設がGビズIDのアカウントを保有する必要があるため、初期実装のタイミングでは絶対条件とはせず段階を分けて浸透していく必要があると考えます。	GビズIDの活用については、いただいた御意見も踏まえて引き続き検討してまいります。
	5	処遇に関する閲覧権限の設定が初期実装では難しいとなると、自治体が導入に積極的だとしても懸念を示す法人・施設が出てきてしまうため、閲覧権限設定は初期実装で対応すべきと考えます。	施設管理プラットフォームでは、保育施設等職員の給与等、機微な情報を取り扱う可能性があることを考慮し、アカウントによる閲覧・操作権限設定の要件について、検討してまいります。

3.7. 協議会、ワーキング・グループでの主なご意見

給付ワーキング・グループでの主なご意見を記載します。(2/6)

カテゴリ	No	ご意見内容	検討課題や示唆
施設管理プラットフォームへの機能実装要望	6	通常の精算や年度末の精算における内訳表示は標準機能として初期実装の段階で必要と考えます。また、人事院勧告による差額は各自治体や施設が毎年苦慮している部分であり、システム化すると利用の意義が高まるため、引き続き検討いただきたいと思ひます。	本件、要件定義事業者へ引き継ぎ、機能実装方針等について検討を進めてまいります。 なお、施設管理プラットフォーム上でここdeサーチと同一の施設情報を更新可能とすることは、二重管理につながるおそれがあることから、慎重に検討すべきであると考えられます。
	7	例えば施設の一覧を表示する際に、一般市町村であれば施設種別の絞り込みのみでも検索が可能ですが、政令市となると保育所だけで100を超えることもあるため、是非検討いただきたいと思ひます。また、政令市に限らず、例えば降灰除去費が対象となっている市もあるが市町村合併により市内でも対象／対象外が分かれているため、政令市以外でも応用できる機能として検討いただきたいと思ひます。	
	8	自治体の予算措置の事情に応じて精算ができる時期が変わってくると伺っており、マイナス改定や無償化が施行された年は半期ごとの単価となった前例もあるため、慎重に検討すべきと考えます。	
	9	特に家庭的保育においてはPCに不慣れなだけでなく、PC自体を持っていない家庭的保育者もいらっしゃるため、そういった状況下においては自治体による入力も可能となる仕様を検討いただきたいと思ひます。ただし、上記は暫定的な対応であり本来は施設側で入力すべきと考えております。	
	10	ここdeサーチの情報は信頼性が低い及び給付で必要な施設情報を備えていない状況であり、初回の施設情報として引用するものの、以降は施設管理PF上で正確な情報を更新する仕様が望ましいのではないかとと思ひます。	

3.7. 協議会、ワーキング・グループでの主なご意見

給付ワーキング・グループでの主なご意見を記載します。(3/6)

カテゴリ	No	ご意見内容	検討課題や示唆
自治体独自補助 の取込み方針	11	今回の調査の対象として独自の補助事業はスコープ外、13事業等の一部対象となっているが、前提として基幹システムの標準仕様でも検討されていたように独自カラム設定の拡張性が必要と考えます。その意味での自治体独自補助(サブシステム)とのデータ連携が可能な拡張性がない場合、業務全体でシステム対象/対象外が残ってしまい非効率となり、ワンスオンリーに至らないのではないかと懸念しています。	13事業については延長保育事業と実費徴収に係る補足給付事業及び一時預かり事業を対象とし、他事業については検討の射程外とします。理由としては、主に保育所等で一体的に実施される事業をまずはデジタル化することが重要であると考えているためです。一時預かり事業については、御意見も踏まえ本調査研究事業の対象として検討を進めますが、自治体や施設ごとに実態にばらつきがあること等も踏まえ、対応の範囲については今後要検討です。 自治体独自加算制度は、自治体が国が設定している公定価格とは独自に運営しているものであり、制度差分が大きいところですので。そのため、国が全国的な基盤として整備する施設管理プラットフォームにおいて全国の独自加算の自動計算機能を取り込むことは考えておりませんが、現実的に対応可能な内容について引き続き検討してまいります。なお、デジ田TYPESの公募要項においても、「独自補助制度はサブシステム等で対応」することを明記（第1回協議会参考資料2の2頁参照）した上で、TYPESで自治体独自補助に係るサブシステムの標準仕様書案を策定いただくこととしており、これを踏まえ、民間事業者が構築・提供するサブシステム等が必要とする地方自治体において導入し対応することを想定しています。
	12	市独自加算を含めた審査を行うため、少なくとも職員や児童のデータについては、自治体側のシステムに連携できるようにすることは可能でしょうか。	

3.7. 協議会、ワーキング・グループでの主なご意見

給付ワーキング・グループでの主なご意見を記載します。(4/6)

カテゴリ	No	ご意見内容	検討課題や示唆
認定・利用調整に係る制度差異の取込み方針	13	統一のシステムを使用するのであれば、認定や利用調整に関する基準や運用等（加点項目や、加点のために申告させる項目等）についても統一（※）しなければ自治体の事務効率化にはつながりません。特に広域入所については、「①受付窓口」と「②利用調整の主体」が異なることにより、②が必要としている情報を、デジタル活用可能な状態で①から共有されなければ効率化にはつながりません。認定や利用調整の基準が全国的に整理されていれば、同じ前提で事務を行うことができ、保護者にとっても2つの窓口から別のことを言われるようなことも少なくなると思います。※項目を統一することも、地域の特性や待機児童の状況が自治体ごとに異なることに配慮し、自治体ごとに加点の比重を変えることは可能にするなどの対応は必要だと思えます。	利用調整に係る機能については、子ども・子育て支援システムの標準仕様のスコープとなります。利用調整に関する基準を統一化することは、事情が地域ごとに異なることから困難であると考えておりますが、今後の課題・示唆として整理します。
他自治体への確認業務等	14	広域利用におけるデジタル化は実現に向けたハードルに比べて実現後のメリットが薄いと思えます。広域利用においては委託児童（他自治体の施設を利用する自治体の児童）のほか、保育所の空き枠管理のため受託児童（自治体の施設を利用する他自治体の児童）の情報を業務システムに取り込む必要があります。自治体間のやり取りのみデジタル化したところで、業務システムへの入力自体を職員が行うのであれば、電話や郵便等で行っている現状と業務フローはほとんど変わりません。	広域利用に必要な施設情報や児童情報を連携できるようにする等の仕組みを検討するにあたっては、 ・自治体間の異なる利用調整ルールの取込み ・園児情報等を引き継ぐための共通ID ・園児情報等の管理主体等 について検討する必要があるものと考えています。広域利用に係るデジタル化については、今後の検討事項として整理しますが、まずは、給付に係る申請や公定価格計算、監査書類のやり取りといった自治体にとってニーズの高い事務から優先的に取り組むこととした上で、広域利用対応については、プラットフォームを利用する自治体が一定程度増えてきた段階での実装を想定しており、令和9年度の改修での対応を予定しております。
	15	広域利用調整時には、他自治体の保育施設等における加算情報等について、年度末の清算時にメールやファックス等で照会しています。園児情報については、全自治体で共通した園児ID等をどのように設定するのかといった課題があるものと理解していますが、各保育施設等の加算情報については、自治体を跨いで参照可能とすることで事務負担が軽減されるものと考えます。	

3.7. 協議会、ワーキング・グループでの主なご意見

給付ワーキング・グループでの主なご意見を記載します。(5/6)

カテゴリ	No	ご意見内容	検討課題や示唆
電子申請システムの機能要望	16	自治体の文書担当課の見解によってはオンラインでの通知ができなくなる可能性がありますので、事務FAQ等で国の見解を示したほうが望ましいと思います。	オンラインの通知における国の見解について、事務FAQ等でのようにしていくのか今後検討してまいります。
	17	既存業務をただシステム化するだけでは、システム化をしない方が効率的であった、という事態になりかねないです。例えば結果通知において、園児情報をデータ連携する形で事足りるのであれば、通知書としての発行が不要となることも考えられます。通知書面自体を無くすなど、業務の簡素化も今後検討されますでしょうか。	簡素化できる業務については、協議会やWG等で頂戴したご意見を念頭に置いて、可能なものは要件に反映していきます。

3.7. 協議会、ワーキング・グループでの主なご意見

給付ワーキング・グループでの主なご意見を記載します。(6/6)

カテゴリ	No	ご意見内容	検討課題や示唆
電子申請システムの機能要望	18	現在ぴったりサービスでは申請を受け取れても通知を発出することができません。保護者への通知方法はどのようにする想定でしょうか。	現状、保護者に対しては、電子申請システム上での通知を想定しています。 仮に電子申請システムとしてぴったりサービスを活用する場合、差戻しや通知機能等の改修等が必要であると認識しており、ぴったりサービスでの機能拡張を念頭に今後も引き続き検討します。
	19	電子申請システムを介して各種通知等を自治体→保護者に通知する際の添付(アップロード)方法について、システムを利用して各種通知等を送付する際のファイル添付方法、保護者との紐づけ方法はどのような想定でしょうか。現在、当自治体の子ども・子育て支援システムから各種通知書を出力するには、複数児童の通知書が連結されて1ファイルとして出力されるか、画面から1児童ずつ出力する方法の2通りです。懸念点として、電子申請システムのファイル添付方法が1児童=1ファイル、且つ画面から1ファイルずつ手動アップロードするという方法であると、ファイルの加工と添付する際に新たに職員の事務負担が増えることが考えられます。	
	20	オンライン通知は実施すべきと思います。保護者が通知を開いたかの確認機能があると良いです。	

3.7. 協議会、ワーキング・グループでの主なご意見

監査ワーキング・グループでの主なご意見を記載します。(1/5)

カテゴリ	No	ご意見内容	本業務内での対応方針
その他の市又は町村と都道府県の連携について	1	確認監査の調書について、各施設監査の確認事項と項目が重複するような内容もあるが、そういった部分はシステム連携がされる等、施設の手間が増えないような調整をしてほしいです。 (例えば「小学校等との連携」「緊急時等の対応」「勤務体制の確保等」「定員の遵守」「虐待等の禁止」「秘密保持」「苦情解決」などは、施設監査・確認監査の項目事項で重複しています。)	施設監査と確認指導監査での監査調書における重複項目について、保育施設等の二重で入力する負荷が軽減されるよう、検討を進めてまいります。
	2	「子ども・子育て支援新制度における指導監査等の実施について」や「社会福祉法人の法人監査及び施設監査の連携について（依頼）」に定める自治体間の連携（都道府県内、または都道府県をまたがるもの）は想定されているのでしょうか。	都道府県内での連携については、監査調書での重複項目の整理や、施設監査と確認指導監査を合同で実施する際の事務を考慮し、今後検討を進めてまいります。 また、都道府県をまたがる広域連携についても、今後検討を進めてまいります。
各監査で活用する様式について	3	各通知文書に法令の規定に基づき指導監査を実施する（した）ことを示す必要があるが、これを定型のフォーマットで表示されるのか、表示されないのであれば、「実施計画情報」等に必要な情報となる想定です。	各通知文書に、法令に基づいた実施について記載する必要がある点について、複数の監査を同時に実施する場合は、それぞれの監査の根拠法令を記載する必要があることも考慮し、要件を整理してまいります。
	4	結果通知については、一律だと使いづらいと感じています。定型フォーマットがありつつ、独自の様式も使用できるようにしていただければと思います。	一般監査結果通知書等の結果を通知する帳票について、定型フォーマットをベースとし、文言等については、必要に応じて帳票に印字する文言の追記や修正等を可能とする等、要件を検討してまいります。

3.7. 協議会、ワーキング・グループでの主なご意見

監査ワーキング・グループでの主なご意見を記載します。(2/5)

カテゴリ	No	ご意見内容	本業務内での対応方針
監査調書に関する 実装要望	5	施設管理プラットフォーム上には給付や補助金のデータが蓄積されていくため、既にあるデータについては監査の際に施設側へ再度の入力や確認は求めないといった観点は前提として必要と考えます。	給付にて既に入力されているデータとの重複を整理し、監査時に当該データの入力負荷が軽減されるよう、今後要件を検討してまいります。
	6	監査調書はエラーチェックや異常値把握等の機能があるのでしょうか。	保育施設が監査調書に入力をする際の、エラーチェックや異常値把握等の機能について、今後検討してまいります。具体的には以下のようなものを想定しております。 <ul style="list-style-type: none"> • 入力値チェック（データ型の入力違いや必須制御） • 添付が必要な資料の添付有無のチェック • 給付情報と連動したエラーチェック 等
	7	各自治体が監査調書で確認している事項の例はかなりばらつきがあるが、項目は減らしていく発想でまとめていくべきでないでしょうか。全てを網羅する方針では事務負担軽減にならない可能性があるため、具体的にはプラットフォーム上にある情報は省略するといった方針ではいかがでしょうか。	監査調書で確認している事項のうち、既に施設管理プラットフォーム上で管理している情報については、保育施設等又は自治体が再度入力する負荷が軽減されるよう、今後要件を検討してまいります。

3.7. 協議会、ワーキング・グループでの主なご意見

監査ワーキング・グループでの主なご意見を記載します。(3/5)

カテゴリ	No	ご意見内容	本業務内での対応方針
認可外保育施設 に対する指導監督 への実装要望	8	認可外施設に対する指導監査における都道府県と市区町村の連携については、当自治体では、市区町村に対し、実施日等を連携しています。都道府県から市区町村に依頼をしている事項や確認している内容等で、実施日等以外では、特に連携している情報はありません。（確認する内容は、自治体毎に異なるかもしれません。）	認可外保育施設に対する指導監督における、その他市町村と都道府県の情報の連携については、認可外保育施設指導監督の指針に示している内容を軸に参照できる情報の範囲やタイミングの整理が必要であるため、今後の検討事項として進めてまいります。
	9	認可外保育施設に対する立入調査について確認したいです。今年度、こども家庭庁で整理をされた基準について、こども家庭庁へ基準の厳密性を確認した際、自治体判断に委ねるという回答がありました。また、自治体毎に立入調査の方法の差異があると考えます。このような基準や方法の差異についてもどのように対応していくのか、国として検討したいただけると有難いです。	調査基準や立入調査の方法については、自治体間の差異に留意します。なお、認可外保育施設指導監督の指針、指導監督基準が示されている通知、「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」（令和6年3月29日 こ成保第206号）は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に規定する技術的な助言にあたることを申し添えます。
	10	当自治体では、指導検査当日に、「指導事項票」というものに検査結果を記して施設と共有していますが、自己点検票を加工して、当日使用する指導事項票のようなものを作成することは可能でしょうか。なお、指導事項票は検査基準に掲げる項目から重要なもののみ抜粋したものとなっています。	御意見として承りました。今後、どのような対応が可能かを含め検討してまいります。

3.7. 協議会、ワーキング・グループでの主なご意見

監査ワーキング・グループでの主なご意見を記載します。(4/5)

カテゴリ	No	ご意見内容	今後の検討課題や示唆
ITリテラシー等の懸念について	11	施設側が分かりやすいシステムにしてほしい。ICTに難色を示す施設のフォロー体制はどのように対応される予定か。	保育施設等においては、システム導入時の負荷に加えて、保育業務をしながらの対応となるため、ユーザビリティ（画面にガイドを付ける等）を考慮することや、施設管理プラットフォームを活用するガイドラインを整備する等、使いやすくて分かりやすい画面の設計を検討してまいります。 また、運用においては、マニュアルやコールセンター、説明動画、FAQ等の整備等、保育施設等からの問い合わせによって、自治体の業務負荷が上がらないような施策を検討してまいります。
法改正等への対応	12	法改正等があった場合は、速やかに更新等されるのでしょうか。	制度の変更に応じてマスタを更新する等、法改正等に応じた運用保守方針を検討してまいります。
監査結果の公表について	13	当自治体は、検査結果をHPで公表していますが、国システム稼働後も引き続き公表したい場合、どのような手続きになるのでしょうか。データを取り出すタイミング、形式等どのような想定になっているか教えてください。	施設管理プラットフォームからデータを抽出し、公表等に活用できるよう、検討を進めてまいります。
	14	調書の標準化により監査業務自体を標準化することはきわめて重要なことと理解しますが、全国規模で保育施設を運営する事業者もあり、都道府県間でも監査結果や指摘内容等に差が生じないよう運用する必要があると考えます。指導レベル感を統一的に運用するためには指導レベルに関しても標準化が必要であると考えます。ついでには、指導根拠となるマスタ（認可基準等）については、指導レベルまで整備することが必要と考えます。	本調査では、監査調書等の帳票のデータセットの総量を取りまとめることをまず射程としておりますが、監査項目の粒度の標準化について、今後の検討事項として整理させていただきます。

3.7. 協議会、ワーキング・グループでの主なご意見

監査ワーキング・グループでの主なご意見を記載します。(5/5)

カテゴリ	No	ご意見内容	今後の検討課題や示唆
導入後の運用について	15	施設管理プラットフォームの導入後の自治体の運用として、①自治体が監査フローを施設管理プラットフォームの標準業務に合わせる、②施設管理プラットフォームを使用せずに自治体独自システム等を用いる、③施設管理プラットフォームを使用しつつも不足部分を自治体が独自システム等で補完する、という3パターンの運用になると考えます。特に3つ目の運用となる自治体にとっては適合のための作業や経費が自治体の負荷になるので事業設計に当たり留意してほしいです。	施設管理プラットフォームの導入後の運用については、今後検討してまいります。
制度やガイドラインの整備等について	16	都道府県、市区町村の業務について、国への報告部分から標準化することも考慮すべきと考えており、そのためには制度、ガイドラインも検討することが必要と考えます。	制度やガイドラインの整備等も含めて、検討いたします。
	17	自治体間のデータ連携について、個人情報保護法の観点から、データ連携が難しい現状がある。システムの対応と並行して、制度面の整備も進めてほしいです。	自治体間でのデータのやり取りを検討する場合には、データ授受に際しての個人情報保護法上の整理等を並行して進めます。
	18	制度や現状の運用ルールは自治体間で差分がある。自治体で決定の裁量がある場合もあるが、国において統一化を進めていただき、差分業務による負荷が発生しないようにしていただきたい。実地監査においては基準が明確化されていない箇所であり、デジタル化されない点についても簡素化・共通化を進めていただきたい。	今後、デジタル化と併せて、運用ルールの統一等も検討できるよう、今後への課題・示唆として整理します。
その他機能実装要望等	19	認可制限や認可停止、または確認効力停止や確認取消に至った場合について、施設管理プラットフォーム上では給付費やその他の補助金に関する申請・請求機能の一時停止等の効果もあると想定すべきでしょうか。	保育施設等の権限について、今後検討を進めてまいります。

3.7. 協議会、ワーキング・グループでの主なご意見

保活ワーキング・グループでの主なご意見を記載します。(1/4)

カテゴリ	No	ご意見内容	本業務内での対応方針
保活情報連携基盤における定員情報の登録機能について	1	<ul style="list-style-type: none"> 定員情報の入力とは恒常的に発生するオペレーションではない認識であり、保育施設等側での定員情報の入力後に自治体で電話等で確認作業が必要なのであれば、システム化しないでもよいのではないのでしょうか。 定員を入力する運用ではなく、保育施設等がその月に何人受け入れることが可能かを入力する運用にした方が良く考えます。 保育施設等が定員・空き枠数を登録する際に、備考を記載する機能や、自治体側で登録データの修正が可能となるとよいと考えます。可能であれば電話等でのやりとりが発生するため、現行事務より負担感が増加するように感じます。 	<p>自治体・保育施設間の空き枠確認のデジタル化は、自治体や保育施設等の業務負担の低減が見込まれる等のニーズを踏まえ実装と実装時期等について今後の検討事項とすることで整理いたします。また、保護者への空き枠（受け入れ可能枠）の提示についても検討をいたします。</p> <p>検討時には以下を考慮します。</p> <ul style="list-style-type: none"> 自治体から施設への受入可能枠の確認について、枠数だけでなく理由も確認していることから、当該理由を記載できる欄を設けること。 空き枠の保護者への周知に当たっては、配慮が必要な児童がいる場合を想定し、定員情報に基づいた情報ではなく、受け入れ可能枠として提示すること。 空き枠情報の把握について、認可保育所や地域型保育事業及び認定こども園等における退園届の受領先が異なることを踏まえること。
保活情報連携基盤への機能実装要望	2	障がい児の受入について掲載することは、認可保育施設上適切でしょうか。	障害児の受入については、応諾義務の観点よりすべての施設で受け入れることが原則であり、施設単位の受入可否の掲載は不要と考えております。施設情報として掲載する場合には、ここdeサーチから情報連携を行うことを想定し、施設側からの登録がないが、情報掲載を行う場合の登録者等はオペレーションも踏まえた検討を行うこととします。
	3	CSV登録を利用せずとも情報が簡易に登録できるUI・UXを検討することを大前提としたい。その中でどうしても別の手段を採用できない場合や、CSV連携が最適な体験となると考えられる場合においてはじめてCSV連携を選択したい。	UI/UX設計におけるインプットとして、要件定義事業者や設計・開発事業者等へ引継ぎさせていただきます。

3.7. 協議会、ワーキング・グループでの主なご意見

保活ワーキング・グループでの主なご意見を記載します。(2/4)

カテゴリ	No	ご意見内容	本業務内での対応方針
電子申請システムにおける通知、再申請等のオンライン化について	4	<ul style="list-style-type: none"> 保護者のスマホ端末へダイレクトに通知がいくことによる利便性はあると考えます。 オンライン上での通知により自治体側でも業務負担が軽減される考えます。 	<p>現状、保護者に対しては、電子申請システム上での通知を想定しています。仮に電子申請システムとしてぴったりサービスを活用する場合、差戻しや通知機能等の改修等が必要であると認識しており、この点も踏まえ、検討します。</p> <p>検討時には以下を考慮します。</p> <ul style="list-style-type: none"> 保護者がスマートフォン等で利用できること。 保護者への差戻しや通知、再申請ができること。 保護者にて、自治体側での不備確認ステータスが確認できること。 通知に関しては、保護者の閲覧状況が確認できること。 一括での申請データダウンロードや通知データのアップロードができること。 PDF等での書類添付（申請時、申請承認結果返却時）ができること。 電子申請画面において、データバリデーション（必須項目を登録していない場合、申請できない等）をかけられること。 不備時の差戻しにおいて、不備理由を記載できること。ただし、電話等との併用も想定（データセット、事務フロー上にも追記します。） 不備時の再申請受領時に、修正箇所が自治体側で容易に特定できること。（修正箇所のみハイライトされること） 再申請時に元の申請と紐づけができること。（申請番号を同じものにできること等） <p>また、利用承諾・不承諾についても、利用承諾前提で業務を実施している自治体もあることから、利用承諾・不承諾機能の利用可否を自治体を選択できるよう機能要件を整理してまいります。</p>
	5	申請後に申請内容を変更したい場合の事務フローは、どのように想定していますか。	<p>申請内容の変更については差戻し→再申請ではなく、オンライン上で別途保護者が変更届を申請する形での整理を行うこととします。</p> <p>検討時には以下を考慮します。</p> <ul style="list-style-type: none"> 変更届を元の申請内容と紐づける仕組みを作ること。 紙とデジタルの申請の突合等の仕組みを作ること。

3.7. 協議会、ワーキング・グループでの主なご意見

保活ワーキング・グループでの主なご意見を記載します。(3/4)

カテゴリ	No	ご意見内容	本業務内での対応方針
民間保活システムと電子申請システムの連携について	6	<p>民間保活アプリとぴったりサービスの連携がよくわかりません。当自治体で作成したぴったりサービスの質問様式に民間保活アプリがあわせてくれるということでしょうか。また、本人確認方法や、就労証明書の送付先についても不明です。仮に民間保活アプリとぴったりサービスが連携するという場合、民間アプリを介する利点は何かあるのでしょうか。</p> <p>また、保護者の申請書作成の場面において、申請内容がぴったりサービスに連携されるのであれば、民間保活システムによる利用申請の段階で、マイナンバーカードを用いて電子署名を行うことは想定していますか。</p>	<p>民間保活システムは、保活に係るサービスを利用可能なシステムをイメージしており、申請を行う場合、民間保活システムからぴったりサービスに画面遷移し、保護者が申請を行う想定です。</p> <p>ぴったりサービスでの申請においては、従来通りマイナンバーカードでの認証を想定しており、ぴったりサービスで就労証明書も送付する形を想定しています。</p> <p>民間保活システムを活用するメリットとしては、上で記載した通り、保活に係るサービスを利用可能なシステムという位置づけであることとなります。</p> <p>また、システムにタイムスタンプ等電子署名を実装する際のコスト増などの懸念点を踏まえ、検討を進めます。</p>
民間保活システムと保活情報連携基盤のすみわけについて	7	<p>民間保活システムと保活情報連携基盤のポータルサイトが併存する場合、民間保活システム事業者は撤退してしまうと考えます。ポータルサイトは最低限の機能を持つのみとする等の方策が必要ではないでしょうか。</p>	<p>国としてポータルサイトは構築しますが、機能としては保活ワンストップを実現するための機能に絞る想定です。国で整備するシステムは、一度構築すると、民間保活システムと比較し改修のスピードが遅く、また民間保活システムは機能の網羅性や拡張性も高いと想定され、そういった点で民間保活システムを利用するメリットはあると考えます。一方で、民間保活システム事業者が撤退した際に、保護者にサービスを提供できない事態は避けなければならないため、リスク回避の点で、国がポータルサイトを提供することも必要であると認識しています。</p>

3.7. 協議会、ワーキング・グループでの主なご意見

保活ワーキング・グループでの主なご意見を記載します。(4/4)

カテゴリ	No	ご意見内容	本業務内での対応方針
民間保活システム上での申請情報・通知結果の閲覧について	8	民間保活システム及び保活情報連携基盤と、電子申請システム間においてユーザー情報の紐づけが必要であると考えます。認定申請及び施設利用申請でのユーザー情報と、認定結果受領及び、入所調整結果のユーザー情報は紐づけが必要ではないでしょうか。また、認定結果や入所調整結果の受領は民間保活システムからは閲覧できない想定でしょうか。	民間保活システム及び保活情報連携基盤上に、電子申請システムに遷移するURLを掲載する想定であるため、保護者の申請自体はすべて電子申請システム上で行います。民間保活システム及び保活情報連携基盤は保護者が保活を行う際の入り口となる想定です。また、民間保活システムでの結果受領については今後機能実装について検討をいたします。
一時預かり事業のシステム化について	9	一時預かり事業など自治体独自の制度については、自治体毎に保護者への訴求点も異なっていることがあり、事業の差別化と統一化についてはバランスを考慮しつつ進めていくべきだと考えます。	一時預かり事業等の自治体独自制度については自治体ごとの差異が大きいことを認識いたしましたので、いただいた意見も踏まえ今後、対応の可否も含め、検討いたします。
自治体における保活業務効率化への課題について	10	システム間のデータ連携が課題と感じている。当自治体では、システム間のデータ連携が上手くできておらず、片方のシステム上のデータを画面上で目検確認をしながら、片方のシステムに手打ちをする、といった作業を行っている。 原因としては、ネットワーク環境が異なることに加え、それぞれのシステムにおいて、追加でデータを授受する受け口が設けられていない。また、入出力様式が異なることによるファイル変換も課題である。さらに、それぞれのシステムの稼働時間、連携タイミングの相違が挙げられる。連携を行うシステム間の非機能要件について、いつ、誰が、どのタイミングで、連携を行うのか等を整理すべきである。	システム間の連携を検討する際の参考として、今後の機能実装のインプット情報とさせていただきます。

4. 意見照会の実施

4.1. 意見照会の概要

2024年10月18日より、令和7年度以降の施設管理プラットフォーム及び保活情報連携基盤の構築及び運用を円滑に実現すべく、全国意見照会を実施しました。

意見照会の趣旨

- ✓ 令和7年度末以降の施設管理プラットフォーム及び保活情報連携基盤の構築及び運用を円滑に実現すべく、協議会及びWGにおいて検討した今後の保育DXの方向性やシステム導入も見据えた事務フロー、データセット、マスタ（原案）について、保育施設等や自治体等における業務上想定される論点や課題にはどのようなものがあるか等について、御意見を募りました。

調査対象

- <意見照会先>
- ✓ 都道府県、指定都市、中核市、左記以外の市（区を含む）、町村
 - ✓ 保育・教育関連団体及び事業者（保育・教育施設を運営する事業者を含む）
- <施設種別>
- ✓ 認可保育所、認定こども園、幼稚園、地域型保育事業所、認可外保育施設

実施時期

- ✓ 令和6年10月18日（金）～ 令和6年11月29日（金）

意見照会結果

・ 意見提出をいただいた団体数

団体種別	提出団体数
都道府県	34団体
指定都市	19団体
中核市	36団体
上記以外の市（区を含む。）	151団体
町村	97団体
事業者（保育・教育施設を運営する事業者を含む）	150団体
保育・教育関連団体	76団体
計	563団体

・ 各質問項目に対し、意見提出をいただいた団体数

質問項目	ご意見数
保育DXの今後の方向性	101団体
システム構成図案	68団体
工程表案、令和7年度末以降システムへの実装対象案	73団体
システムを活用した将来的な事務の流れ（給付）	67団体
システムを活用した将来的な事務の流れ（監査）	33団体
システムを活用した将来的な事務の流れ（保活）	47団体
事務フロー・データセット・マスタ（案）	45団体

※意見提出をいただいた563団体のうち、418団体は、上記すべての質問項目に対して、意見なしと回答。

4.2. 意見照会内容

意見照会においては、保育DX全体に関するご意見、システムを活用した将来的な事務の流れ及び事務フロー・データセット・マスタ（原案）に関するご意見を募りました。

	分類	意見照会項目
事業全体 論点	保育DX全体 について	1 保育DXの今後の方向性に対するご意見があればお伺いさせていただきます。
		2 システム構成図案に対してご意見があればお伺いさせていただきます。
		3 工程表案、令和7年度末以降システムへの実装対象案に対してご意見があればお伺いさせていただきます。
個別論点	システムを活用した将来的な事務の流れについて	4 給付領域におけるシステムを活用した将来的な事務の流れについてご意見があればお伺いさせていただきます。
		5 監査領域におけるシステムを活用した将来的な事務の流れについてご意見があればお伺いさせていただきます。
		6 保活領域におけるシステムを活用した将来的な事務の流れについてご意見があればお伺いさせていただきます。
	その他論点	7 事務フロー・データセット・マスタ（原案）へのご意見をお伺いさせていただきます。

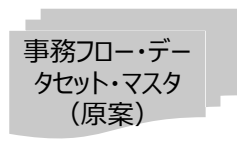
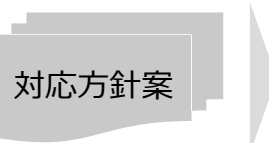
4.3. 意見照会結果の取りまとめ方針

意見照会でいただいたご意見は、分類を行い、令和7年度末以降のシステム構築の要件定義等の参考情報となるよう、取りまとめを実施しました。

①ご意見整理・対応方針等検討

頂戴したご意見を整理し、事務局にて内容ごとに分類する。分類結果に基づき、各ご意見の対応方針等を検討する。

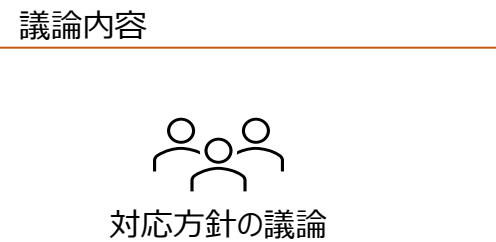
ご意見分類	事務局での対応
保育DXを実現するための課題や検討事項等	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 事務局にて、論点として整理し、対応方針案を検討する。
事務フロー・データセット・マスタ（原案）に対する指摘事項等	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 可能なものは事務フロー・データセット・マスタ（原案）等へ反映する。
質問等	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 事務局にて、FAQ作成等の参考とする。



内容により検討

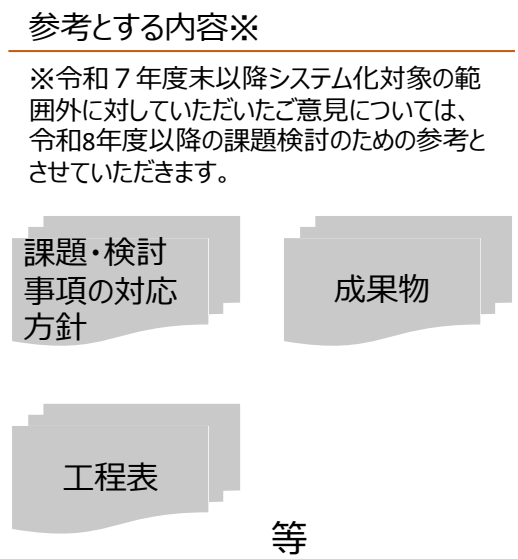
②協議会・WGでの議論

事務局にて検討した対応方針案を、協議会及びWGで議論する。



③令和7年度以降のシステム構築の要件定義等

対応方針や成果物等を参考とし、要件定義を実施する。



4.4. 主なご意見と対応方針案

意見照会でいただいた主なご意見のうち、給付・監査・保活に共通するものを記載します。(1/3)

カテゴリ	No	ご意見内容	本業務内での対応方針
ログインに対する要望	1	保育施設等が、システムごとにログインを行う手間を省略できるように検討して欲しいです。	保育施設等が施設管理プラットフォーム及び保活情報連携基盤にログインする際のIDについて、GビズIDを活用することで、システム毎にIDやパスワードを管理する手間が発生しないよう、検討しております。
各システム間での名寄せに関する課題	2	情報連携について、各システム間で個人情報の特定（名寄せ）はどのように行うのか示して欲しいです。	各システム間での名寄せの方法については、今後詳細を検討してまいります。
保育ICTシステムとの連携仕様	3	システム構成図案について、既存のICTシステムとの連携がどの程度されるのか、連携されるICTシステムの種類や連携仕様を示していただきたいです。	保育ICTシステムとの連携仕様については、今後の要件定義において検討を進めてまいります。
既に整備している自治体独自システム等との連携等	4	各自治体が既に導入済みのシステムを考慮し、関連データの連携による共用や反映等ができるような機能実装を可能とする等、二重管理とならない仕様としていただきたいです。また、導入済みのシステムとの連携が困難な場合には、自治体単位でシステムを使用しない判断を可能としていただきたいです。	いただいたご意見を参考に、連携仕様や機能要件を検討してまいります。

4.4. 主なご意見と対応方針案

意見照会でいただいた主なご意見のうち、給付・監査・保活に共通するものを記載します。(2/3)

カテゴリ	No	ご意見内容	本業務内での対応方針
ここdeサーチとの連携	5	ここdeサーチについて、実態では都道府県管轄であり、データの信頼性が低いです。保育施設等が編集・更新できるようにしてほしいです。	子ども子育て支援法第58条にて、特定教育・保育提供者は、特定教育・保育施設等の確認を受け、教育・保育の提供を開始しようとするときその他内閣府令で定めるときは、政令で定めるところにより、その提供する教育・保育に係る教育・保育情報を、教育・保育を提供する施設又は事業所の所在地の都道府県知事に報告しなければならないと定めており、現状、ここdeサーチにて都道府県・政令指定都市で事業者情報・施設基本情報の登録後、保育施設等にて施設詳細情報を登録いただいている認識です。来年度から施行される経営情報の見える化をはじめ、ここdeサーチのシステムの在り方についてはこども家庭庁においてでも引き続き検討議論してまいります。
	6	ここdeサーチは一定浸透していると思われませんが、経営に直結する給付に紐づく施設情報の方がよりタイムリーかつ正確に編集する意識が強いと思われるため、施設管理プラットフォーム及び保活情報連携基盤上で施設情報を確認できる機能を設け、更新した場合には、ここdeサーチにおいても当該情報が更新される仕組みとすることが望ましいと考えます。	ここdeサーチ上の情報を正とし、施設管理プラットフォーム及び保活情報連携基盤へ情報連携することを想定しており、保育施設等でのここdeサーチ上の情報登録や、自治体での情報の確認については、情報公表制度の趣旨に鑑み、既存通り実施をいただく想定です。 施設管理プラットフォーム及び保活情報連携基盤での施設情報の更新を可能とするかについては、今後の要件定義にて検討してまいります。これらのシステム上でここdeサーチと同一の施設情報を更新可能とする場合は、二重管理につながるおそれがあることから、慎重に検討すべきであると考えられます。
政令市における行政区の考慮	7	政令市は行政区をそれぞれ持っている前提での検討をお願いします。例えば、公印や問合せ先などは行政区ごとに帳票の表記を変える必要があるほか、電子申請システム上で通知ボタンを区ごとに押下することができる等の対応が必要となると考えます。	いただいたご意見を参考に、政令市における行政区での対応方法の在り方について検討してまいります。
システム導入後の問い合わせ窓口の設置やマニュアルの整備等について	8	システム（施設管理プラットフォーム・保活情報連携基盤）の導入に当たっては、保育施設等の職員、自治体の担当者、保護者が操作方法等の問い合わせをできる窓口の設置を検討していただきたいです。	自治体や保育施設等からのお問い合わせにも対応する窓口を設けることについて、今後検討しております。
	9	令和7年度末以降に運用開始する際に、混乱が生じないよう、自治体や保育施設等の担当者及び保護者に対し、丁寧な説明や分かりやすいマニュアル等の提供をお願いします。	運用に当たって混乱が生じないよう、関係者向けのマニュアル整備や説明等を検討してまいります。

4.4. 主なご意見と対応方針案

意見照会でいただいた主なご意見のうち、給付・監査・保活に共通するものを記載します。(3/3)

カテゴリ	No	ご意見内容	本業務内での対応方針
プラットフォームの導入を促す仕組みへの要望	10	プラットフォームを使用する施設とその他の施設とで、二重の管理が必要となることが予想されます。原則、全施設がシステムを使用することを前提として、施設側としても使用するメリットや使用するために必要な支援（システム導入にかかる経費の補助など）と併せて検討していただきたいです。	ご意見として承りました。なお、施設管理プラットフォーム及び保活情報連携基盤の利用に当たり、自治体や保育施設等に料金を負担いただくことは予定しておりません。
自治体への導入スケジュールについての要望	11	令和7年度末の運用開始を想定していますが、一部ベンダーが令和7年度末の移行困難を表明している中、過渡期対応等の本来不要と見込まれる業務・費用等の増大が予想されるため、再考をお願いしたいです。事務フロー見直し・システム対応の観点からも、非常に困難です。	運用開始時期については、政府文書にも記載のとおり、令和8年度以降全国展開を進めていくこととしており、独自システムを構築しているなど自治体ごとのご事情もあることから、利用開始時期について義務化や指定をするものではありませんが、将来的には全国の自治体や保育施設等に利用いただきたいと考えております。
テスト運用期間の設定に関する要望	12	システムのテスト版等でテスト稼働を行い、令和8年度から問題なく運用できるようにしていただきたいです。テスト稼働後に、課題等についてフィードバックする形としていただきたいです。	詳細は今後の検討事項となりますが、施設管理プラットフォーム及び保活情報連携基盤については、一度作って終わりというシステムではなく、自治体や保育施設等にも使っていただき、改善を繰り返していきたいと考えております。
システム改修や整備に係る補助金等の要望	13	保育ICTの連携について、登降園の連携については各システムによりデータの持ち方が異なります。データ連携など、この保育DXで必要になってくるシステム改修費については補助が出るようご配慮いただきたいです。	ご意見として承りました。なお、施設管理プラットフォーム及び保活情報連携基盤の利用に当たり、自治体や保育施設等に料金を負担いただくことは予定しておりません。
	14	業務の軽減化、効率化に資する事ならば大歓迎ですが、保育施設側での人材教育や、パソコン等の設備準備について懸念があります。事務員の増員等の十分な費用補助や、教育が必要です。また、導入後のバージョンアップのための作業の手間についても考慮して欲しいです。	
申請管理システムの構築について	15	申請管理システムは自治体が構築するか、国で新規に整備するものか、どちらでしょうか。	申請管理システムについては自治体ごとに構築いただくことを想定しております。

4.4. 主なご意見と対応方針案

意見照会でいただいた主なご意見のうち、給付・監査に係るものを記載します。(1/17)

カテゴリ	No	ご意見内容	本業務内での対応方針	給付	監査
監査の目指す「紙出力0」の意図について	1	監査領域の「今後目指すべき姿」として「紙出力を0に」が掲げられているが、施設監査や実地指導（確認監査）では、法令上、実地での実施が求められており、事前提出書類と現地の資料・聞き取りとを突き合わせて確認していくことから、いずれにしろ紙出力が必要になると考えます。負担が施設職員から自治体職員に 転嫁するだけになるので、この領域で目標として掲げる項目としては不適切ではないでしょうか。	全国意見照会資料57・58頁に記載のとおり、法令上定められている実地での監査において必要となる紙出力については、現状の運用を踏襲いただくことを想定しております。一方で、実施通知等の通知書類や保育施設等からの改善報告書類等の電子化が可能な範囲において、「紙出力を0に」することを旨とするものとしております。		○
指導検査業務システムとの関連について	2	当自治体では、保育施設を含む社会福祉施設全般に対する指導検査業務システムを構築し、すでに運用を開始しています。都道府県・区市町村における指導検査業務は、複数分野（高齢・障害・児童等）の指導検査を同一部署で行う自治体があり、また、事業者側も都道府県域を超えた広域展開や、複数分野での事業展開をする事業者が複数あるため、保育所のみ異なる業務・システムが整備されることで、事業者・行政ともに非効率となる懸念があります。	自治体及び保育施設等の業務が非効率とならないよう、施設管理プラットフォームではなく、指導検査業務システム等の自治体独自システムを活用する場合も考慮し、要件を検討してまいります。		○
自治体独自ルールの設定	3	各自治体において、必要保育士数は、各自治体独自の配置基準に基づき設定していることが多いと考えられます。自治体毎に配置人数を設定できるように検討いただきたいです。	施設管理プラットフォームは全国的な基盤として整備するものであることから、国の配置基準とは別に自治体で配置基準を定めている場合、当該自治体の配置基準を満たしているかどうかの機能実装想定はございません。	○	

4.4. 主なご意見と対応方針案

意見照会でいただいた主なご意見のうち、給付・監査に係るものを記載します。(2/17)

カテゴリ	No	ご意見内容	本業務内での対応方針	給付	監査
自治体独自加算について	4	自治体独自加算を初期実装範囲の対象としていただきたいです。	地方独自加算については、全国意見照会資料30頁に記載のとおり、自治体毎に制度差分が大きいため、全国の独自加算の自動計算機能は施設管理プラットフォーム上での実装対象外ですが、現実的に対応可能な内容について引き続き検討してまいります。	○	
広域利用児童情報の参照について	5	他自治体の保育施設等を利用する広域利用児童について、当該保育施設等に対して、加算情報などを年度末の清算時にメールや郵送、ファックス等で照会しています。広域利用児童の情報については、自治体を跨いで参照できると、自治体の事務負担が軽減されると考えます。	広域利用については、まずは、給付に係る申請や公定価格計算、監査書類のやり取りといった自治体にとってニーズの高い事務から優先的に取り組むこととした上で、広域利用対応については、プラットフォームを利用する自治体が一定程度増えてきた段階での実装を想定しており、令和9年度の改修での対応を予定しておりますが、園児ID等をどのように設定・管理するのかといった課題も踏まえ、頂いたご意見を参考に今後要件を整理できるよう、検討してまいります。	○	
認可外保育施設に対する機能のシステム化要望	6	認可外保育施設の運営状況報告については、特にシステム化すべきであると考えます。認可外保育施設のみに求められている運営状況報告こそ、システム化が必要と考えます。	全国意見照会資料30頁に記載のとおり、認可外保育施設に対する指導監督については、令和7年度末の初期実装範囲の対象とはしてはおりませんが、令和8年度以降の改修範囲として実装予定です。		○
こども誰でも通園制度実施園に対する機能のシステム化要望	7	令和8年度から「こども誰でも通園制度」が給付化され、市町村による監査が必要になると考えます。システム化範囲の中に「こども誰でも通園制度実施園」を入れていただきたいです。	こども誰でも通園制度の実施園に係る監査事務についての対応は、その可否も含め、今後検討してまいります。		○
保育事業以外の監査への展開要望	8	将来的には保育施設等以外の施設（障害者支援施設、老人福祉施設、児童養護施設等）でも施設管理プラットフォームシステムを使えるようにしていただくようご検討をお願いしたいです。そうでなければ、各自治体で監査におけるDXを進めるにあたり、それぞれが独自に別途システムを作る場合が想定され、併用することで事務が複雑になりかねないと考えます。	施設管理プラットフォームは保育DXの観点からこども家庭庁において整備するものであることから、御指摘のような範囲の拡大は想定してはおりませんが、全体として自治体の負担の軽減に資するよう検討してまいります。		○

4.4. 主なご意見と対応方針案

意見照会でいただいた主なご意見のうち、給付・監査に係るものを記載します。(3/17)

カテゴリ	No	ご意見内容	本業務内での対応方針	給付	監査
権限設定機能に対する要望	9	給与面に関する処遇改善の情報等、誰もが見れるシステムでは困るため、細かく権限設定をできるようにしてほしいです。	施設管理プラットフォームでは、保育施設等の職員の給与等、機微な情報を取り扱う可能性があることを考慮し、アカウントによる権限設定の要件について、検討してまいります。	○	○
システムの使い勝手に関する要望	10	システムは、保育施設等・自治体の職員にとって、見やすいフォームや理解しやすい配置、アクセスしやすいシステム構造を考慮してほしい。システムの画面デザインについても、一貫性を持たせることにより慣れやすくミスも減ると思われるため工夫してほしいです。	保育施設等や自治体の職員にとって、わかりやすく使いやすい画面となるよう、要件を検討してまいります。	○	○
通知の確認（既読）機能の実装要望	11	保育施設等に対する通知について、確認（既読）状況が把握できるようにしていただきたいです。	いただいたご意見を参考に、機能要件を検討してまいります。	○	○
通知文等の自治体・保育施設等間のファイル共有機能への要望	12	国から自治体に通知される各種通知文について、現行では教育・保育施設等へメールによる一斉送信を行っています。自治体と自治体内の教育・保育施設等との間で双方向にデータをやりとりできる「ファイル共有」のようなツールを実装していただきたいです。	各種通知文等の共有のため、施設管理プラットフォームにて自治体と自治体内の保育施設等間のファイル共有機能を整備すべきか、要件定義において検討してまいります。	○	○
制度改正・公定価格改定等のシステムへの反映	13	毎年度行われる制度改正や公定価格の改定が、システムに反映されるようにしてほしい。システムに反映が間に合わない場合、現場が混乱することを懸念しています。	制度改正・公定価格の改定等を適宜システムに反映できるよう、機能の実装や運用を検討してまいります。	○	
年度末精算の対象範囲	14	<ul style="list-style-type: none"> ・請求後に過誤等で給付費等が変更になった場合 ・処遇改善等加算の加算率が遡って適用された場合 ・人事院勧告による差額 などについては、年度末に精算できる機能が実装されますでしょうか。その場合に、処遇改善等加算と人事院勧告による差額の内訳は、それぞれ明示されますでしょうか。	年度末精算における、過去請求との差分や内訳の記載方法については、対応の可否を含め、今後検討してまいります。	○	

4.4. 主なご意見と対応方針案

意見照会でいただいた主なご意見のうち、給付・監査に係るものを記載します。(4/17)

カテゴリ	No	ご意見内容	本業務内での対応方針	給付	監査
過去履歴の引き継ぎ	15	処遇改善等加算に係る申請において、前年度のデータを履歴として引き継ぎ、保育施設等が二重入力する手間が発生しないようにしていただきたいです。	前年度のデータを履歴として引き継ぎ、二重入力の手間が発生しない仕様を検討してまいります。	○	
	16	保育施設等が算定基礎情報の修正を行った場合は、すぐに再計算等が実行されるのでしょうか。また、修正が過去に遡る場合は当時の算定基礎情報等も必要となるため、履歴データの保存機能の検討いただきたいです。	過去の登録情報から変更された内容の表示や、通知機能、過去履歴の保存機能について、仕様を検討してまいります。	○	
給付関連情報の国への実績報告の実装要望	17	当自治体では子ども・子育て支援システムにおいて差額精算を行い、支弁台帳の作成、普通交付税算定に用いる基礎数値の作成等を行っています。今後年度末精算の確定作業を「施設プラットフォーム」で行うことから、「子ども・子育て支援システム」の機能は使用しないこととなることから、給付計算全般のほか、支弁台帳の作成、人勧分の計算、普通交付税算定に用いる基礎数値の作成等、毎年の国県への報告に必要な資料が作成できる機能を実装いただきたいです。	ご意見として承りました。子ども・子育て支援システムと施設管理プラットフォームとの間での機能の整理についても引き続き検討してまいります。	○	

4.4. 主なご意見と対応方針案

意見照会でいただいた主なご意見のうち、給付・監査に係るものを記載します。(5/17)

カテゴリ	No	ご意見内容	本業務内での対応方針	給付	監査
自治体独自ルールの設定	18	各加算について、適用可否まで自動判定可能でしょうか。また、加算の中でも各自治体で判断基準を設け、運用を行うものがあります。それらについても国で統一して自動判定が可能となるのでしょうか。 例えば、 ・栄養管理加算の『配置』『兼務』『嘱託』の判断 ・複数事業を行っているかの判断 ・一時預かりや延長保育が子ども・子育て支援交付金の対象になっているかの確認 ・施設機能強化加算の対象となるもの	加算の判定について、今後どこまで自動化するかは検討してまいります。施設管理プラットフォームは全国的な基盤として整備するものであるという性質を踏まえれば、各自治体での判断基準を設けている場合は、基本的にはスコープ外ですが、対応可能な範囲について検討してまいります。	○	
保育施設等で確認できる在園児の情報	19	保育施設等において、在園児の認定情報をシステム上で一覧で確認できると良いです。	在園児の認定情報等については、子ども・子育て支援システム等からデータ連携を行い、保育施設等において確認ができる仕様を検討してまいります。	○	
	20	保育施設等側でも、在園児一覧などで利用者負担額の決定内容を確認できるようにしてほしいです。		○	
	21	副食費賦課情報について、保育施設等側で確認できるようにしてほしいです。		○	
在園児の情報変更履歴の共有	22	教育・保育給付認定業務の認定変更について、認定情報等を保育施設等と共有可能な仕組みを検討いただきたいです。	在園児の認定情報等の変更履歴については、施設管理プラットフォーム上で確認ができる仕様を検討してまいります。	○	

4.4. 主なご意見と対応方針案

意見照会でいただいた主なご意見のうち、給付・監査に係るものを記載します。(6/17)

カテゴリ	No	ご意見内容	本業務内での対応方針	給付	監査
加算の適用可否の自動判定機能	23	保育士等の雇用形態、勤務時間等から配置基準を満たしているか、加算項目の可否を自動で判定することは可能でしょうか。	園児数や保育士等の雇用形態、勤務情報等の基礎情報を入力いただくことで、加算項目の可否を判定する想定です。	○	
公定価格改訂における改訂前後の選択	24	人勧等による年度途中での公定価格改定時、給付費の算定において改定前後を選択できるよう考慮いただきたいです。	改定前後を選択できる仕様等について、対応の可否を含め、今後検討してまいります。	○	
変更履歴の自治体への通知	25	保育施設等が変更をした算定基礎情報について、何が変わったのか自治体に通知が届くような仕様にして欲しいです。	過去の登録情報から変更された内容の表示や、通知機能、過去履歴の保存機能について、仕様を検討してまいります。	○	
職員情報の入力タイミング	26	施設管理プラットフォームのイメージ図左側において、当月職員情報を入力させる項目があり、毎月入力する仕様に見えますが、これはどのような意図があるのでしょうか。毎月の職員の労働状況や労務管理まで毎月入力させるようにすると、過大な事務負担になり、かえって施設側の給付費請求事務が滞ってしまうのではないのでしょうか。	加算適用可否の判定や、計算に必要な勤務情報をご入力いただく想定です。詳細は要件定義において検討を行います。毎月の勤務時間等を負担がかからないような形の画面イメージや入力フローを検討してまいります。	○	
加算確定のタイミング	27	施設型給付業務について、加算確定は毎月行うのでしょうか。確定をしてしまうと、遡って修正等はできなくなるのでしょうか。	加算の確定については毎月行う想定ですが、遡って修正も可能なように履歴での管理を行うことを含め、検討しております。	○	
加算の申請、承認タイミング	28	施設型給付業務について、加算の申請・承認は毎月行うのでしょうか。当自治体では、年3回に分けてまとめて審査しており、申請・承認のタイミングには柔軟性を持たせていただきたいです。 加算認定後は施設側で情報を変更できないようにロック機能を設けていただきたいです。	標準的な事務の流れを示しつつ、可能な部分は自治体ごとの柔軟性も加味して、今後仕様を検討してまいります。	○	

4.4. 主なご意見と対応方針案

意見照会でいただいた主なご意見のうち、給付・監査に係るものを記載します。(7/17)

カテゴリ	No	ご意見内容	本業務内での対応方針	給付	監査
精算時期の変更	29	当自治体では年度末だけでなく四半期ごとの精算を行っています。自治体ごとに年度末以外の精算を実施している市町村があるため、対応できるようにしていただきたいです。	標準的な事務の流れとして、毎月支払いでの運用を想定しておりますが、御指摘のような場合への対応の在り方についても今後検討してまいります。	○	
給付費の支給タイミング	30	四半期毎（3か月をまとめて）、施設給付費を施設へ支払っています。毎月払いでなくても対応が可能でしょうか。		○	
居宅訪問型保育事業の給付費の計算	31	居宅訪問型保育事業の給付費の計算は、他事業とは異なり、1利用子ども＝1施設という考え方で行っている。そのため、施設管理プラットフォームに請求情報を入力する画面は1事業者1画面ではなく、1利用子ども1画面になるようにしていただきたい。 子どもごとに加算状況が異なるため、毎月事業者が提出する職員名簿や保育月報を元に加算の有無を自治体職員が判断して給付費の計算式が入ったExcel様式に入力し、請求時に事業者が確認するという方法をとっている。事業者が加算情報をシステムに全て入力するのは事務負担が大きく、差戻しが膨大な量になり支払いの遅延に繋がることが予想される。加算情報を施設職員だけではなく自治体職員が入力できる仕様にしていただきたい。	居宅訪問型保育事業において、運用に支障をきたさないような仕様の検討を今後行ってまいります。また、保育施設等側が入力・申請をしやすく、差し戻し等が発生しにくい画面レイアウトやフローを検討してまいります。	○	
給付機能への意見・要望	32	施設管理プラットフォームで児童の認定内容も管理するという解釈でよいでしょうか？	児童の認定情報の管理は引き続き子ども・子育て支援システム等の自治体システムで管理していただく想定です。認定情報は子ども・子育て支援システムから施設管理プラットフォームにデータ連携し、施設管理プラットフォーム上で加算に係る自動計算等に活用する方向で、今後検討してまいります。	○	
	33	施設型給付費の加算のエラーチェックは、児童数・職員状況等に応じて、加算取得の可否までチェックできるようにしてほしいです。 また、保育施設等側の画面では、入力後に可否のチェックが走るのではなく、事前に取得できる加算のみ表示される等、分かりやすい入力画面にしてほしいです。	基礎情報の登録により、加算の適用可否が判定できる仕様となるよう、要件定義において検討してまいります。	○	

4.4. 主なご意見と対応方針案

意見照会でいただいた主なご意見のうち、給付・監査に係るものを記載します。(8/17)

カテゴリ	No	ご意見内容	本業務内での対応方針	給付	監査
職員配置について	34	<p>「通常の教育・保育に従事する職員」のみの入力だけではなく、「一時預かり事業専任者」「障がい児加配職員」などの他事業で確保されている職員や「用務員・バス運転手」などの他職種についても入力できるようにしていただきたいです。</p> <p>当自治体では</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設型給付費の基礎分の職員配置 ・「高齢者雇用促進加算」「講師配置加算」など加算適用により配置する職員 ・補助事業を活用し配置する職員 <p>が重なって申請されないように毎月職員配置状況の確認を行っています。</p> <p>また配置状況の審査について、労働時間を入力させるのであれば、常勤換算を行う仕様にするとともに、施設がその月に適用する加算の有無や補助事業の実施有無により必要配置基準を自動計算できるようにし、それを満たしているか審査まで完了できるような仕様にしていただきたいです。</p>	職員の配置に必要な項目については、「通常の教育・保育に従事する職員」以外も整備する想定ですが、具体的には今後検討してまいります。	○	
保育施設等職員の常勤・非常勤の考え方についての懸念	35	<p>保育施設等職員の常勤・非常勤の考え方について、公定価格上と監査において異なる。まずは給付と監査において常勤・非常勤の基準を統一させなければ、システム化を進めても結局再入力等の手間や、考え方を誤る可能性があるのではないのでしょうか。</p>	ご意見として賜りました。それぞれの制度の趣旨・目的を踏まえつつ、対応の可否を含め検討してまいります。	○	
賃金改善額を把握できる仕組み構築	36	<p>現在の処遇改善等加算Ⅰは、起点賃金水準と当年度の支払賃金の比較で賃金改善額を算出する仕組みとなっています。</p> <p>起点賃金水準をベースにした賃金改善の考え方を維持する場合、例えばシステム（施設管理PF）上に予めセットされた施設の俸給表データを基に起点賃金水準や当年度の支払賃金を自動計算して賃金改善額を算定するなど、施設及び自治体が正確に賃金改善額を把握できる仕組みを構築することで、保育士等の処遇改善が正しく図られることにつながると感じます。</p>	本調査研究事業とは別に、こども家庭庁において、現在、処遇改善等加算の一本化について、賃金改善の確認方法も含め、検討しているところです。	○	

4.4. 主なご意見と対応方針案

意見照会でいただいた主なご意見のうち、給付・監査に係るものを記載します。(9/17)

カテゴリ	No	ご意見内容	本業務内での対応方針	給付	監査
保育事業の形態による対応方法の考慮	37	家庭的保育事業では、ほとんどの施設が事務職員を配置しておらず、家庭的保育者が保育をしながら事務を全て行っている。パソコンに不慣れな施設が多く、施設管理プラットフォームの導入による問合せ等で自治体の業務負担が増大しかねないです。 そのため、家庭的保育事業では導入を必須とせず、各自治体の判断としていただきたいです。 「給付領域における事務の変化のイメージ」の「いままで」に「質問は電話や窓口で確認し何度も同じ説明をする時間や負担が高い」とありますが、保育ママの場合は日中保育をしており、常時システム上で自治体職員からのコメントを確認して理解するのは難しく、電話で説明したほうが保育ママにとっても自治体職員にとっても意思伝達がスムーズです。施設職員と自治体職員の事務負担の軽減を目指すのであれば、どのような方法が事務負担軽減に繋がるのか、保育事業の形態によって異なることを配慮していただきたいです。	パソコンに不慣れな保育施設等や自治体の職員にとって、わかりやすく使いやすい画面レイアウトやフローを検討してまいります。 施設の導入必須の有無や施設側での入力が困難な場合の代替方法に関しては、今後検討してまいります。 また、政府文書にも記載のとおり、施設管理プラットフォームについては、令和8年度以降全国展開を進めていくこととしており、独自システムを構築しているなど自治体ごとのご事情もあることから、利用開始時期について義務化や指定をするものではありませんが、将来的には全国の自治体や保育施設等に利用いただきたいと考えております。また、施設の利用については自治体単位で使っていただくことを想定しております。	○	
要配慮個人情報を含む挙証資料の取扱い	38	保育施設等は、児童の障害情報などの要配慮個人情報を含む挙証資料もアップロード可能でしょうか。	保育施設等の申請時において添付可能な資料の範囲については、今後、要件定義において検討を進めてまいります。 また、審査に必要な書類は、なるべくすべて添付を頂く方向で検討を進めて参ります。	○	
データ保持期間についての要望	39	施設管理PF上のデータは、何年間保存されるのでしょうか。不正受給があった場合に、遡ってデータ確認する必要があるため、少なくとも返還請求権の時効期間分は保存しておく必要があると思われます。	各情報については、保有主体である自治体の文書管理規則等に定める期間保存いただくこととなりますが、いただいたご意見を参考に、施設管理プラットフォーム上でデータ保管を可能とする期間についても検討してまいります。		○

4.4. 主なご意見と対応方針案

意見照会でいただいた主なご意見のうち、給付・監査に係るものを記載します。(10/17)

カテゴリ	No	ご意見内容	本業務内での対応方針	給付	監査
FAQの粒度等の要望	40	FAQの粒度について、留意事項やFAQを検索できる機能だけであれば、保育施設等からの問い合わせは減らないと考えます。たとえば、各加算に必要な添付書類を例示する形で明記が必要と考えます。	御意見として承りました。今後、どのような対応が可能かを含め、検討してまいります。	○	○
改善報告時の資料添付機能への実装要望	41	改善報告に当たっては、改善報告書に加えて、園で使用する書類のテンプレートや写真などを添付いただくケースがあるため、ファイル添付ができるようにしていただきたいです。	改善報告を提出する際は、書類や写真等を添付できるよう、機能要件を検討してまいります。		○
監査資料の添付機能への実装要望	42	監査資料について添付可能数、添付可能容量は十分に設ける必要があると考えます。	時点提出資料を添付する際には、添付資料が多くなることを想定し、十分な容量となるよう、検討してまいります。		○
帳票の出力機能に関する実装要望	43	「監査実施通知の作成・送付」や「指摘事項ありの場合」等の各段階において自治体内での決裁行為が必要となるため、PDFやエクセルで様式として出力できる機能が必要と考えます。また、決裁後に公文書番号が決定するため、施設管理プラットフォームに追加で入力する機能が必要と考えます。	TOBEフローとしては、自治体内での決裁行為においても、極力、紙での出力をなくし、PDFやEXCELで出力した帳票を電子で確認いただくことを想定しております。また、公文書番号については、各自治体の公文書管理システムにより採番している場合を考慮し、自治体で採番した公文書番号を、施設管理プラットフォームの書類へ追加で入力できるようにする等、実現可能性を踏まえ、対応方針を検討してまいります。		○

4.4. 主なご意見と対応方針案

意見照会でいただいた主なご意見のうち、給付・監査に係るものを記載します。(11/17)

カテゴリ	No	ご意見内容	本業務内での対応方針	給付	監査
プロセス管理のしやすい機能の実装要望	44	監査のプロセス管理や機能を充実させ、全体の流れがつかみやすい設定にしてほしいです。	監査の進捗状況を管理できるようにし、適宜、自治体及び保育施設等が確認できるよう、機能要件を検討してまいります。		○
監査に関する書類における公印の取扱いについての要望	45	現在、監査で活用する実施通知等の帳票は、公印付で連携しているが、施設管理プラットフォーム上ではどのような想定でしょうか。	各自治体における実態を踏まえ、引き続き検討してまいります。		○
同一法人の職員の重複確認機能の実装要望	46	施設単位のみでのチェック機能を設けるだけでなく、同一法人が運営する系列園（幼稚園と保育園など施設形態が異なるものも含む）において、職員の重複確認ができる等の機能を検討していただきたいです。	今後、同一法人が運営する系列園等における情報管理の在り方や機能要件等について検討してまいります。		○
入力チェック機能に関する要望	47	監査調書を保育施設等職員が入力する際に自己チェックが入る機能を持たせていただきたいです。	監査調書入力時のエラーチェックについて、仕様を検討してまいります。		○
認可基準の経過措置の実装要望	48	施設監査の認可基準について、経過措置基準を取っている場合、自治体が任意に設定できますでしょうか。	認可基準で経過措置基準を取っている場合に、自治体が任意で設定できるよう、仕様を検討してまいります。		○
認可基準の自治体独自基準設定機能の実装要望	49	「施設監査における認可基準の判断材料」について、国基準は自治体の条例制定の際の基準になるものではあるが、面積基準など上乗せを行っている自治体もあるものと思われます。自治体の上乗せ部分について、プラットフォーム上で管理するような仕組みは採用されるのでしょうか。	認可基準における自治体の上乗せ部分を、施設管理プラットフォーム上で管理する方針について、仕様を検討してまいります。		○
標準化した監査調書以外の書類の添付機能の実装要望	50	自己点検結果（監査調書）の他、本来現地にて確認する書類の一部を事前に提出してもらい、確認した上で、実地検査を実施しています。近隣自治体においても、同様の検査方式を取っている自治体が複数あったと認識しているため、標準化された様式の自己点検結果（監査調書）以外にも、ある程度自由に書類のデータ上でのやり取りが可能であるとよいです。	自己点検結果提出時には、標準化した監査調書以外に、各自治体が定める書類を添付できるよう、仕様を検討してまいります。		○

4.4. 主なご意見と対応方針案

意見照会でいただいた主なご意見のうち、給付・監査に係るものを記載します。(12/17)

カテゴリ	No	ご意見内容	本業務内での対応方針	給付	監査
監査調書の保育ICTシステムからの連携の要望	51	監査調書として、保育施設等から連携する情報は、保育ICTシステムから自動連携できるようにしてほしいです。	監査調書について、保育施設等の業務負荷経験につながるよう、保育ICTシステムとの連携仕様や連携すべき項目等を検討してまいります。		○
監査調書の保育ICTシステムからの連携の要望	52	当該システムに日程調整機能を搭載される場合は、他の自治体がどのようにされているのか調査いただき、実態に合うような機能にさせていただきたいです。	日程調整機能について、各自治体での実態を踏まえて仕様を検討してまいります。		○
監査結果の集計に関する機能の実装要望	53	各施設の監査結果を年間で集計できる機能（どの指摘が何回あったか等）があるとよいです。次年度の施設監査における重点項目の検討のために、集計データを作成しており、一定の事務負担が生じていると考えます。	各施設の監査結果を年間で集計する機能について、次年度の監査における重点項目の検討に活用できるよう、仕様を検討してまいります。		○
監査結果の出力機能の実装要望	54	「監査結果公表」について、PDFデータで監査結果を一覧として出力する機能があるとよいです。	自治体の業務負荷経験につながるよう、監査結果公表に活用できる形で監査結果を出力する機能について、仕様を検討してまいります。		○
給付情報の反映後の修正・追記機能への実装要望	55	給付の入力情報を監査調書に反映できるようにする場合、入力した時期と監査の実施時期によっては、監査に必要な時期の情報が反映されない可能性があると思われます。入力情報の修正・追記等が可能な仕様等の解決策を講じてほしいです。	給付情報の監査への連携時には、監査に必要な時期の情報が十分に揃っていない可能性を考慮し、情報の修正・追記等が可能な仕様を検討してまいります。		○
国への実績報告機能の実装要望	56	監査調書の標準化に伴い指導事項の集計も可能になると想定されるため、国への実績報告をシステム内で実施できるようにしてほしいです。	自治体の業務負荷軽減につながるよう、指導事項の集計機能及び国への実績報告機能について、仕様を検討してまいります。		○
昨年度監査データの反映機能の実装要望	57	保育施設等が提出する監査調書の内容は、昨年度分の監査データを今年度分に反映できるようにし、それを編集するという形としてほしいです。	自治体及び保育施設等の業務負荷軽減につながるよう、監査調書の内容のうち、昨年度分の監査データを反映できる機能について仕様を検討してまいります。		○

4.4. 主なご意見と対応方針案

意見照会でいただいた主なご意見のうち、給付・監査に係るものを記載します。(13/17)

カテゴリ	No	ご意見内容	本業務内での対応方針	給付	監査
施設監査と確認指導監査の重複項目	58	特定教育・保育施設に対して実施する施設監査と確認指導監査において、調査項目が重複する部分が非常に多いため、保育施設等の二重入力が発生しないようにしてほしいです。	施設管理プラットフォームは全国的な基盤として整備するものであるという性質を踏まえた上で、対応の可否を含め、今後検討してまいります。		○
自治体独自項目の設定	59	監査調書の標準化と併せて、自治体の独自基準も監査調書に追加できる仕様にしてほしいです。			○
データ入力負荷・ミス軽減に向けた機能の実装要望	60	データ入力負担軽減のための機能を充実させてほしいです。 (過去データの再利用、自動入力機能、監査時に必要な過去の記録等の検索機能、また監査会場における可読性の向上のための機能等)	データ負担軽減のための機能の在り方については、いただいた御意見も踏まえ、具体的に検討してまいります。		○

4.4. 主なご意見と対応方針案

意見照会でいただいた主なご意見のうち、給付・監査に係るものを記載します。(14/17)

カテゴリ	No	ご意見内容	本業務内での対応方針	給付	監査
子ども・子育て支援システムとの連携	61	子ども・子育て支援システムについては、基幹系システムとして個人情報を扱っていることから、インターネット接続系などの外部との接続は、市の情報セキュリティポリシーで不可となっています。各市の判断で情報セキュリティポリシーを見直すことはハードルが高いと考えます。	施設管理プラットフォームと子ども・子育て支援システムとの連携の具体的な在り方について、御指摘の論点も含め、今後検討してまいります。	○	○
	62	子ども・子育て支援システムから施設管理プラットフォームへの連携について、認定内容を修正した場合、プラットフォームへの反映にタイムラグがあるのでしょうか。	子ども・子育て支援システム等との連携仕様については今後検討となりますが、子ども・子育て支援システム等からの反映に大きなタイムラグが発生しないよう、仕様を検討してまいります。	○	○
	63	利用調整業務は各自治体が保有する基幹システムにおいて対応をしています。利用調整後の児童情報を基幹システムから施設管理プラットフォームへ連携する仕様であれば問題ないですが、施設管理プラットフォーム上で処理を行う仕様となると、既存業務への影響が大きいと考えます。	確定した認定情報等を子ども・子育て支援システムから施設管理プラットフォームにデータ連携する想定です。詳細の連携タイミングについては今後検討してまいります。	○	○
	64	【施設管理プラットフォーム・子ども子育て支援システムへの支払い情報連携について】 支払機能は、子ども子育て支援システム側で実施する想定となっておりますが、施設管理プラットフォームで計算した結果を、子ども子育て支援システム側の機能（標準仕様書の機能ID:0280363）で取り込まれるものと想定しています。その場合、本機能は実装が任意となっているオプション機能であるため、実装されていない自治体では計算結果データを取り込めないこととなります。	子ども・子育て支援システム標準仕様書の機能ID：0280363「施設・事業所からの請求情報データ（CSV形式等）を一括取込できること」の機能を実装いただいている自治体において、計算結果の取り込みができる形となるよう、今後検討してまいります。	○	

4.4. 主なご意見と対応方針案

意見照会でいただいた主なご意見のうち、給付・監査に係るものを記載します。(15/17)

カテゴリ	No	ご意見内容	本業務内での対応方針	給付	監査
子ども・子育て支援システムとの連携	65	当自治体では、保護者が自治体内の教育・保育施設等で正規職員として就労する場合、その保護者の児童を入所選考で優先的に空き枠へ割り振っています。施設管理プラットフォームの職員情報（就労予定含む）を子ども・子育て支援システムに自動で連携できればとよいと考えます。	施設管理プラットフォームから子ども・子育て支援システムに職員又は園児の情報を自動連携する想定はございません。	○	
	66	当自治体では、きょうだい既に在園している児童を入所選考で優先的に空き枠へ割り振っています。施設管理プラットフォームの園児情報（任意で設定する基準日時点のデータ）を子ども・子育て支援システムに自動で連携できればとよいと考えます。		○	
	67	子ども・子育て支援システムから施設管理プラットフォームへの連携について、システム開発や導入に時間を要することもあり、方法や改修時期を早めにお示しいただきたいです。		連携方法や改修時期については、今後具体的に機能等の検討を行い、周知をさせていただきます。	○
既に整備している自治体独自システム等との連携等	68	施設管理プラットフォームの導入にあたり、既存システムとの接続が課題と認識している。連携に向けたシステム改修が必要となることも想定され、業務量及び財政面で自治体の負担となることが懸念される。	保育ICTシステムや子ども・子育て支援システム等との連携の在り方について、今後更に検討を進めてまいります。	○	○
	69	施設管理プラットフォームや保活連携基盤との連携の整備に係る費用について、当面の年数、自治体のシステム改修費用に対する交付金や補助金等の国の予算措置をお願いしたいです。		ご意見として承りました。なお、施設管理プラットフォーム及び保活情報連携基盤の利用に当たり、自治体や保育施設等に料金を負担いただくことは予定しておりません。	○

4.4. 主なご意見と対応方針案

意見照会でいただいた主なご意見のうち、給付・監査に係るものを記載します。(16/17)

カテゴリ	No	ご意見内容	本業務内での対応方針	給付	監査
施設管理プラットフォームへの移行に関する要望・意見	70	デジタル田園都市国家構想交付金を活用しシステムを導入済みです。導入済みシステムから施設管理プラットフォームへの移行を行うべきと理解していますが、導入済みシステムは複数年契約をしています。どのように判断を下せばよいか伺いたいです。	政府文書にも記載のとおり、施設管理プラットフォームについては、令和8年度以降全国展開を進めていくこととしており、独自システムを構築しているなど自治体ごとのご事情もあることから、利用開始時期について義務化や指定をするものではありませんが、御指摘のようなシステムも、将来的には、施設管理プラットフォームに乗り換えていただくことが想定されます。	○	○
	71	自治体によっては、既に給付管理システムを導入済みの場合があります。その点も踏まえ検討いただきたいです。	政府文書にも記載のとおり、施設管理プラットフォームについては、令和8年度以降全国展開を進めていくこととしており、独自システムを構築しているなど自治体ごとのご事情もあることから、利用開始時期について義務化や指定をするものではありませんが、御指摘のようなシステムも、将来的には、施設管理プラットフォームに乗り換えていただくことが想定されます。	○	
施設管理プラットフォームの一部機能のみの活用に関する要望	72	施設管理プラットフォームについて、給付・監査モジュールを同時に移行することが難しい場合に備え、単独で利用できるようにしていただきたいです。施設型給付業務機能のみ（あるいは監査業務機能のみ）を使用する等、一部の機能だけを使用できるとよいです。	ご意見として承りました。各自治体の施設管理プラットフォームの導入において考慮すべき事項として、要件定義にて検討してまいります。	○	○
初年度の試行運用について	73	施設管理プラットフォームの初年度運用は、少数のモデル自治体を選定した試行運用の扱いとし、現行システムとの並行運用とするなど、安定稼働に向けた段階的な展開計画とすることを提案いたします。	ご意見として承りました。具体的な運用の在り方についても、今後検討してまいります。	○	○

4.4. 主なご意見と対応方針案

意見照会でいただいた主なご意見のうち、給付・監査に係るものを記載します。(17/17)

カテゴリ	No	ご意見内容	本業務内での対応方針	給付	監査
システム操作に関する研修等の要望	74	令和7年度中に、システム全般や操作に関する自治体向け、施設職員向けの研修等の機会を用意する予定はありますでしょうか。	いただいたご意見を参考に、システムの操作に関する研修の実施等について検討してまいります。	○	○
自治体判断によるシステム利用を求める方法について	75	自治体の判断により、給付費等の支払いの条件として、施設管理PFの利用を施設に求めることは差し支えないでしょうか。	政府文書にも記載のとおり、施設管理プラットフォーム及び保活情報連携基盤については、令和8年度以降全国展開を進めていくこととしており、独自システムを構築しているなど自治体ごとのご事情もあることから、利用開始時期について義務化や指定をするものではありませんが、将来的には全国の自治体や保育施設等に利用いただきたいと考えております。自治体の判断で導入していただくことを想定しており、導入後は原則、自治体管轄内のすべての保育施設等に使用していただくことを想定しております。	○	○

4.4. 主なご意見と対応方針案

意見照会でいただいた主なご意見のうち、保活に係るものを記載します。(1/7)

カテゴリ	No	ご意見内容	本業務内での対応方針
一時預かり事業のシステム化に対する要望	1	保活情報連携基盤において一時預かりを対象としていくべきと考えます。こども誰でも通園制度には対応することと矛盾を感じます。	一時預かり事業については、自治体や施設ごとに実態にばらつきがあること等も踏まえ、対応の範囲については今後の検討とします。
利用調整業務のシステム化に対する要望	2	自治体内の申請受理から利用施設の決定における業務についてシステム化を検討して欲しいです。	保活情報連携基盤は保護者側の施設・手続検索や見学予約等を射程としているためこのような形となっておりますが、いただいた御意見は今後の検討の参考として整理させていただきます。
利用調整や保護者への通知に係る業務の標準化への懸念	3	保育施設等の利用調整や保護者への通知に係る業務は、自治体ごとに差分があるため、標準仕様によるシステム化は混乱を招く恐れがあります。標準的な事務フローの策定については経過措置期間を設定して欲しいです	保活情報連携基盤は保護者側の施設・手続検索や見学予約等を射程としており、通知に係る業務や利用調整事務自体を統一化することは想定しておりません。
こども誰でも通園制度総合支援システムとの同一プラットフォーム利用の要望	4	保育施設等や保護者の利便性向上を考慮し、保活情報連携基盤とこども誰でも通園制度総合支援システムを同一のプラットフォームで実現して欲しいです。	保活情報連携基盤とこども誰でも通園制度総合支援システムについては、保護者の認定有無等に違いがあるといった制度的な差異や技術的な制約等から、完全に同一のシステムとして構築することは困難ですが、ユーザーの利便性の観点からどのような連携が考えられるか、今後検討してまいります。

4.4. 主なご意見と対応方針案

意見照会でいただいた主なご意見のうち、保活に係るものを記載します。(2/7)

カテゴリ	No	ご意見内容	本業務内での対応方針
外国語対応の要望	5	外国籍の保護者の保活への対応も必要なため、外国語でのシステム利用や、外国語への自動翻訳機能について検討して欲しいです。	どのような対応が可能かも含め、今後検討してまいります。
施設管理プラットフォームとの保育施設等情報の連携について	6	保育施設等の施設情報において、施設管理プラットフォーム上に入力された情報を保活情報連携基盤に連携することを検討して欲しいです。その際の、教育・保育事業者（法人）の経営に関する情報の取り扱いについても国で整理をしてほしいです。	施設情報については、施設管理プラットフォームと保活情報連携基盤のデータ連携ではなく、こdeサーチから施設管理プラットフォーム又は保活情報連携基盤へのデータ連携により対応する想定です。
保活案内のプッシュ機能の要望	7	保活のスタートについては保護者発信ではなく、児童の生年月日や入所希望年月を基に、保活手続案内をプッシュ機能で案内できるようにして欲しいです。	保活情報連携基盤上にこども情報（生年月日）や、入所希望年月を登録された保護者に対する、入所申請等の開始をリマインドする機能を検討してまいります。
保護者・保育施設への通知について	8	保護者から保育施設等へ、直接連絡ができるツールについては、通知設定で受信通知が受け取れるメールアドレスを設定できるようにして欲しいです。	保護者からの申請・連絡等について、保育施設等職員のメールアドレスや保育ICTシステムへの通知が行えるよう要件として検討してまいります。また、保育施設等からの承認・連絡も同様に保護者のメールアドレスへの通知を行えるよう検討いたします。
	9	見学時によく受ける質問は、Q&Aとしてシステム上で表示することで、見学時に保護者から受ける質問が減り、スムーズになると思います。	保育施設等が、見学時によく受ける質問は、保護者向けのQ&Aとしてシステム上に登録できる機能等を検討してまいります。
施設検索に関する要望	10	広域委託の児童や医療的ケア児を受け入れる保育施設等についても、保護者が施設検索できるようにして欲しいです。	保育施設等の検索条件の項目について、いただいたご意見を参考に、要件定義の中で検討してまいります。

4.4. 主なご意見と対応方針案

意見照会でいただいた主なご意見のうち、保活に係るものを記載します。(3/7)

カテゴリ	No	ご意見内容	本業務内での対応方針
差戻し・再申請に関する機能要望	11	申請不備に対し、「差戻し」をしてしまうと、再申請がなかった場合、入所調整の対象とならないことが懸念されます。不備が是正されなくても入所調整の対象となる仕組みを検討してください。	いただいたご意見を参考に検討してまいります。
見学予約機能に関する機能要望	12	オンライン上での見学予約受付は保護者にとって有効であると思います。一方で、見学予約締切は保育施設側で設定できる仕様として欲しいです。	見学予約の締め切りについて、保育施設等での設定ができるよう要件として検討してまいります。
	13	見学予約の受付については、保育施設等が、見学受付可能な日時を指定できるようなインターフェースが必要と考えます。	保育施設等の職員が見学受付可能日時・人数についてシステム上に登録を行い、その枠内にて保護者が見学予約の申請を行うことを想定しています。また保護者の申請後、予約を保育施設が受付・承認することで初めて見学予約が決定する仕組みを想定しています。
入所調整時の面談日時調整機能の要望	14	自治体の入所調整において、保護者と面談を実施しており、システム化によりこのプロセスを省略すると、各家庭の状況の正確な把握が困難となります。民間保活システムや自治体整備システムについて、国から標準化仕様を設定し、各システム間の連携が円滑になるようにして欲しいです。	保護者との面談を実施を制限するものではございません。保護者との面談は必須ではないというご意見や、保育施設等で面談日時を指定しているという実態も踏まえ、機能拡張の中で任意での保護者面談日時の調整機能や、保護者への面談日時の通知機能等について検討を進めてまいります。また、その検討の際には、民間保活システムや保育ICTシステム等の他システムとの連携について、保活情報連携基盤の要件として検討してまいります。
保育施設等との面談日時通知機能の要望	15	保育施設等から保護者への入所決定通知時に、面談日時も併せて連絡できる仕様として欲しいです。	入所決定通知のオンライン化を検討する際に、保育施設等からの連絡事項の通知についても併せて検討してまいります。
自治体の保活窓口相談・面談の予約機能の要望	16	今後保育コンシェルジュによるZoomなどのオンライン相談の実施を考えており、その相談予約や、オンライン相談機能が付加されるとよりよいシステムになると感じました。制度など、どの自治体でも同じ回答になるものはAIが回答し、自治体固有の回答が必要なものはコンシェルジュの相談予約に案内できることが望ましいです。	自治体の保活窓口相談・面談の予約機能については今後の検討の参考として整理させていただきます。また、保活に関する標準的な制度概要や、保活の進め方のポイント等は、保活情報連携基盤上に標準的な内容を登録し、保護者より確認いただけるようにする想定です。

4.4. 主なご意見と対応方針案

意見照会でいただいた主なご意見のうち、保活に係るものを記載します。(4/7)

カテゴリ	No	ご意見内容	本業務内での対応方針
手書きの就労証明書のデータ化に関する機能要望	17	企業が就労証明書を保活情報連携基盤上にアップロードする機能について、中小企業・零細企業などを考慮し、手書きの就労証明書などを読み取って自動でデータ化してくれる機能等を検討して欲しいです。	就労証明書については企業が保活情報連携基盤上で作成・登録を行い、保護者が取得した上で市区町村へ提出することを想定しておりますので、手書きの就労証明書の読み取り・データ化は想定しておりません。
空き枠情報登録に関する機能要望	18	保育施設等の空き枠情報の登録に当たり、自治体でもその情報を修正できる仕様として欲しいです。また、施設ごとに設定するのではなく、CSVファイルを用いて一括登録できることが望ましいです。	空き枠情報の登録について、自治体にて登録情報の修正等が行えること、自治体の負荷とならない一括登録の仕組みを要件として検討してまいります。
	19	各保育施設等の空き枠状況の表示方法（人数や記号、一覧表示形式等）は市区町村によって異なるため、保活情報連携基盤は複数パターンへの対応が可能な仕様しておく必要があると考えます。また、過去の空き枠状況の一覧を知りたいという保護者のニーズもあり、その情報提供は可能とする必要があります。また、市区町村は4月のみでなく5月以降の各月について入所選考を実施するため、月次での空き枠情報の提示も必要です。	空き状況の表示方法や過去の空き枠状況の提示について、いただいたご意見も参考にし、要件として詳細を検討してまいります。また、空き枠情報については月次での登録・表示も念頭に、今後検討してまいります。
	20	保育施設等へ空き枠状況の入力をお願いする際に、システムで一斉に依頼ができること、またその際保育施設等側の登録期限を自治体で設定できるようにして欲しいです。	空き枠情報の施設への登録依頼は一括での依頼を想定しております。登録期限の設定についても要件として詳細を検討してまいります。
データのCSV入力機能への要望	21	CSVでのインポートなど、既存のデータを有効に活用できる仕組みを検討して欲しい。ブラウザでの入力を前提とすることは避けたいと考えます。	保活情報連携基盤にデータを入力する際は、フォームへの直接入力だけでなく、CSVでのデータインポート等の既存のデータを有効に活用できる仕組みを検討してまいります。
保活情報連携基盤上の機能の任意利用に関する要望	22	自治体として行っている一時託児サービス（認可外保育施設）においては、見学予約申請・空き枠情報の確認・電子申請システムによる利用の申込みに係る機能を活用しないため、保育施設等の形態により、保活情報連携基盤の機能を任意利用とできるよう設定して欲しいです。	保育施設等が利用する保活情報連携基盤上の機能については、任意利用とできるよう要件として検討してまいります。

4.4. 主なご意見と対応方針案

意見照会でいただいた主なご意見のうち、保活に係るものを記載します。(5/7)

カテゴリ	No	ご意見内容	本業務内での対応方針
本園・分園の管理に関する課題	23	ここdeサーチは本園・分園が別々で登録が必要か、本園・分園合わせて一つの施設として登録か、どちらでしょうか。施設管理プラットフォーム又は保活情報連携基盤へ、データを連携する際には、本園・分園の管理について、方法を整理いただきたいです。	本園・分園の管理方法については、今後詳細を検討してまいります。
既に整備している自治体独自システムとの連携機能に関する要望	24	全国統一システムの導入にあたり、既存システムとの接続が課題と認識しています。連携に向けたシステム改修が必要となることも想定され、業務量及び財政面で自治体の負担となることが懸念されます。	保育ICTシステム等との連携の在り方について、検討を進めてまいります。
入所手続きオンライン化の適応時期	25	工程表において、運用開始が令和7年度末となっておりますが、令和8年4月入所手続きにおいては適用されないという認識でよいのか、明示していただきたいです。	令和7年度末の構築時点の保活情報連携基盤の実装範囲においては、保護者の方が電子申請システムを用いて電子申請する事務までの機能提供を想定していることから、自治体の方の利用調整業務への直接的な影響は生じないと考えております。 令和8年度4月の入所手続の利用調整事務に関しては、各自治体が導入されているシステム等を用い、現状のフローでご対応をいただく想定です。
市町村整備システムとの連携について	26	保活情報連携基盤について、市町村整備システムの改修が間に合わない等の場合に、一部機能のみ先行して導入することは可能かでしょうか。	保活情報連携基盤と子ども・子育て支援システム間の連携は想定していないため、子ども・子育て支援システムの改修等が間に合わない場合であっても、保活情報連携基盤の機能を段階的に導入する等の対応は必要ないと考えます。

4.4. 主なご意見と対応方針案

意見照会でいただいた主なご意見のうち、保活に係るものを記載します。(6/7)

カテゴリ	No	ご意見内容	本業務内での対応方針
ユーザビリティへの要望	27	申請書等の標準化に当たって、入力項目は保護者の負担とならないような項目数とする他、保護者が使用しやすい画面展開として欲しいです。	電子申請システムにおける検討事項として承りました。保活情報連携基盤の画面についてはユーザビリティについて要件として検討してまいります。
	28	就労証明書の作成・発行の際には、家族経営の事業主や中小企業にとっても負担軽減となるシステム、入力項目数、画面展開として欲しいです。地方ではパソコンに不慣れな企業も多く、手書きでの証明がまだ多いので、証明内容の増加などは避けてください。	就労証明書の標準化に係るご意見として承りました。また、画面展開については利便性の高い画面を要件として検討してまいります。
不備の通知や差戻し機能の要望	29	ぴったりサービスでは保護者からの申請受付のみとなっているが、システム化に当たっては、不備の通知・差戻し機能や、オンラインでの再申請・不備書類の提出が行える仕組みなど、双方向でオンラインで手続きが可能となることが望ましいと考えます。	いただいたご意見について、電子申請システムにおける検討事項として承りました。
電子申請システムを使用しない自治体への対応	30	電子申請システムは各市町村で導入を判断するものであり、個別事情により保育認定・利用に係る電子申請システムの導入を見送っている市町村もあるため、そうした状況も想定した上での導入パターンも考慮して欲しいです。	保護者によるオンライン申請の実現のために、電子申請システムの導入も検討いただけますと幸いです。 なお、電子申請システム等が未導入の場合は、保活情報連携基盤上にて保護者が保活情報収集や保育施設等の見学予約を行い、それ以降は市区町村での既存の運用に沿って申請を行うことを想定しております。
一括取込機能の要望	31	ぴったりサービスでは、現状1人ずつのデータのダウンロードしかできないため、一括取込を行う機能を実装して欲しいです。	いただいたご意見について、電子申請システムにおける検討事項として承りました。
不備連絡や結果通知に係る法整備について	32	不備の連絡や結果の通知を電子で行った場合の行政手続法、行政不服審査法及び行政事件訴訟法上の取り扱いについて整理をしていただきたいです。	御指摘の行政手続法、行政不服審査法及び行政事件訴訟法上の取り扱いについては、政府全体での検討が必要であると認識しております。

4.4. 主なご意見と対応方針案

意見照会でいただいた主なご意見のうち、保活に係るものを記載します。(7/7)

カテゴリ	No	ご意見内容	本業務内での対応方針
マイナンバーによる本人確認・紐づけの要望	33	認定変更・取消に当たっての本人確認について、マイナンバーカードとの紐づけにより確認できる仕組みが望ましいです。	認定変更・取消申請における紐づけについて、国として整備する電子申請システム（ぴったりサービス等）についてはマイナンバーカードによる認証にも対応可能とする想定です。
	34	申請管理システムから子ども・子育て支援システムへの申請データ連携にあたり、両システム間のマッチングは児童のマイナンバーで行われるかと推察しますが、この作業は自動で行われるようご検討して欲しいです。また、マイナンバーの再交付等により番号相違とならないよう、可能であれば随時データが更新されるよう検討してください。仮にマイナンバー以外の方法によりマッチングする場合は、不一致となった場合のフローについても示して欲しいです。	申請管理システムから子ども・子育て支援システムへのデータ連携については、今後の検討の参考として整理させていただきます。
保育施設等の手続き・利用調整基準標準化の要望	35	就労証明書の記載要領や申請書の統一は、各自治体で定めている利用調整基準や制度を標準化しなければいけないと考えます。利用調整基準等の制度を標準化しないのであれば、各自治体の実務に沿った運用ができるように、システムを含めた仕組みづくりをしていただきたいです。	いただいたご意見を参考に検討してまいります。なお、利用調整に関する基準を統一化することは、事情が地域ごとに異なることから困難であると考えております。
	36	保育施設等における申請書の様式についても、就労証明書と同様に様式の標準化を進めて欲しいです。	今後の検討の参考として整理させていただきます。
	37	保育施設等への入所手続きについて、受付の時期、申請資格（転入予定者の申請可否）などは各市町村によって運用が異なるため、一定の統一化をしなければ利用者の混乱を招く恐れがあると考えます。	手続情報検索機能にて各自治体の手続情報を確認できること、及び電子申請システムについては各自治体任意のものを使用いただくことを想定しています。
申請書の自治体間の差異について	38	教育・給付認定申請を対象とし、各施設の入所に係る手続は対象としない想定ということですが、現在当自治体では教育・給付認定申請と各施設への利用申込をひとつの申請で受け付けています。今回の想定にあるように給付認定と施設利用の申請を分けることにより、保護者の利便性が低下することが懸念されます。	自治体毎に給付認定申請書や保育施設等利用申込書を登録いただく想定のため、同じ申請書を使う場合はそちらでの対応を想定しております。

5. 保育現場でのD Xの推進に向けた検討結果

5.1. 保育DXの全体像

5.1.1. 保育DXによる変化のイメージについて（全体像）

保育DXにより、保護者・保育施設等職員・自治体職員の従来の手続等をシステム化することで、オンライン完結での対応を目指しています。

保育DXによる変化のイメージ（全体像）



保護者

手続等

1. 施設の検索
2. 手続きに必要なステップ数
3. 手続きできる時間
4. 就労証明書の追加項目

いままで

- 一部の施設しか表示されない場合が多い
- ネットで情報収集/電話で見学予約/郵送で入所申請
- 平日の9:00~17:00の間に自治体へ訪問
- 自治体ごとに様式は様々

今後目指すべき姿

- データ連携で施設情報が充実
- オンラインでワンストップ（情報収集/見学予約/入所申請）
- 24時間いつでもどこからでも
- システム利用自治体間では、共通の様式



保育施設等職員

手続等

1. 電話での窓口や説明
2. 様式の標準化
3. データ入力作業
4. 紙の申請書等の発行枚数

いままで

- 保護者に同様の説明を個別にやり取り
- 自治体ごとにバラバラ
- 同じ内容を入力
- 数十枚

今後目指すべき姿

- システム上でQ&A等で事前に説明
- 様式の標準化
- システム連携により再入力不要
- 0枚



自治体職員

手続等

1. 電話での窓口や説明
2. 申請内容のチェック
3. 計算用Excelの作成
4. データ入力作業

いままで

- 施設職員に何度も同じ説明
- 目視でのチェック/業者に委託
- 自治体職員が作成
- 書類から業務システムに手入力

今後目指すべき姿

- システム上で事前に説明
- システム上で入力内容をチェック
- システム上で自動計算
- データ連携で自動取込

5.1.2. 保育DXによる変化のイメージについて（給付）

給付領域においては、現状、負荷が高くなっている審査業務等の事務処理や問い合わせ対応等をシステム化し、業務負荷の軽減を目指します。

いままで

施設職員 & 自治体職員



不明な点は電話やメールで各問合せに対して同様の説明を個別にやり取り

施設職員 & 自治体職員



各システムから施設職員や自治体職員が複数、再入力している

自治体職員



自治体職員により、算定式のExcelを運用目検検査や審査業務の負荷が高い

施設職員



請求時に各自治体の様式が異なるため、事務処理が煩雑

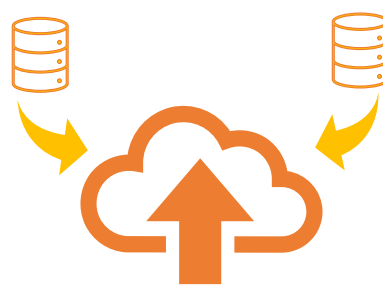
今後目指すべき姿

施設職員 & 自治体職員



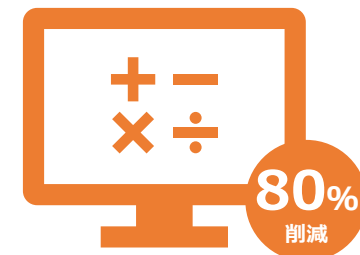
オンライン化により、事前にシステム上で説明
お問い合わせの件数、待受け負荷を削減
※FAQの設置等

施設職員 & 自治体職員



システム連携によるデータの取得一元化により再入力が不要

自治体職員



システム上で自動計算 & 自動審査により
ミスや審査負荷の軽減
※差し戻し率を全体約80%削減 (TYPES実証より)

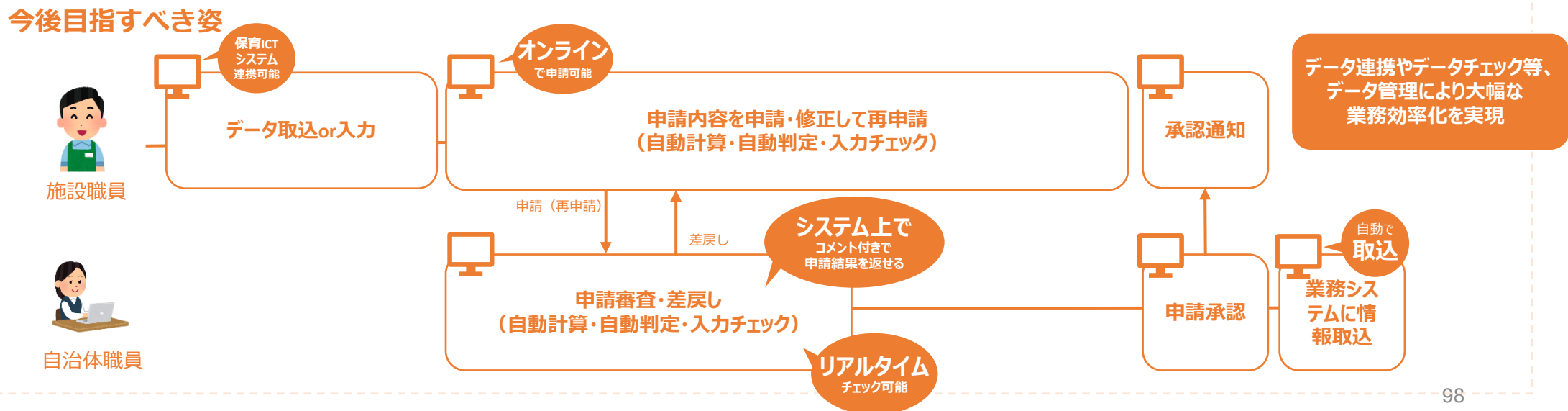
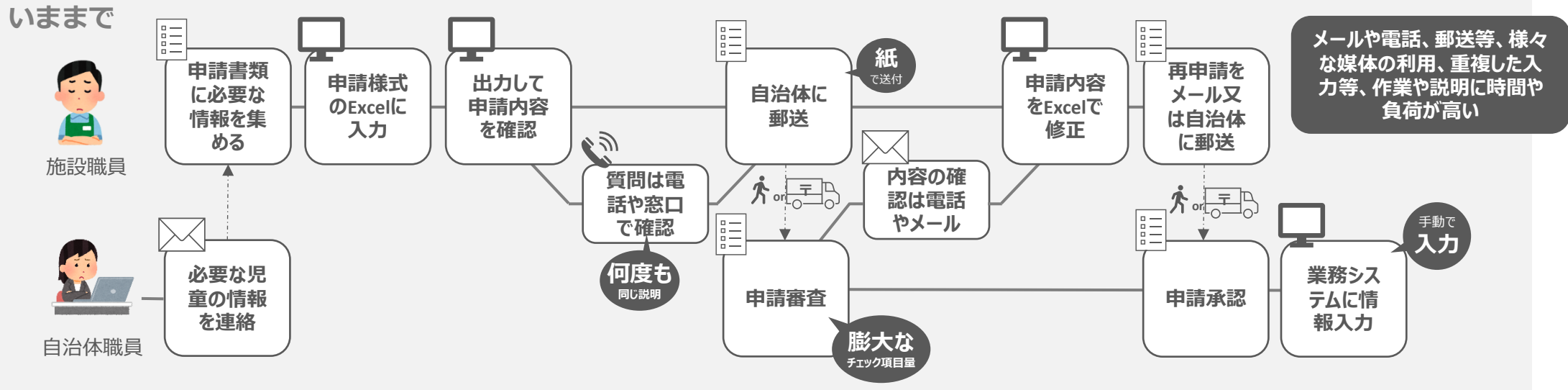
施設職員



請求様式のシステム化、標準化により事務処理を簡便化

5.1.2. 保育DXによる変化のイメージについて（給付）

給付領域における今後目指すべき姿を踏まえた、事務の流れの変化のイメージを整理しました。



5.1.3. 保育DXによる変化のイメージについて（監査）

監査領域においては、書類のやり取りのシステム化、監査調書の標準化及び給付で入力したデータの管理等を可能とすることで、業務負荷の軽減を目指します。

いままで


施設職員 & 自治体職員



数十枚

申請書や実施通知は数十枚
メールや紙（郵送）でやり取りを行っている

施設職員 & 自治体職員



A自治体 B自治体 C自治体

各自治体ごとに監査調書の項目等が
バラバラ

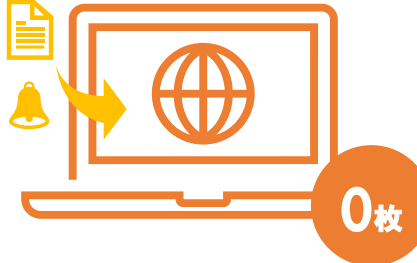
施設職員



給付で入力したデータを監査調書に
再度入力する時間と手間がかかる

今後目指すべき姿

施設職員 & 自治体職員



0枚

申請書や実施通知はすべてオンライン化
システム上で確認できるようにし紙出力を0に


施設職員 & 自治体職員



標準化

監査調書の項目の標準化を行い
国として整備すべき標準項目を実装

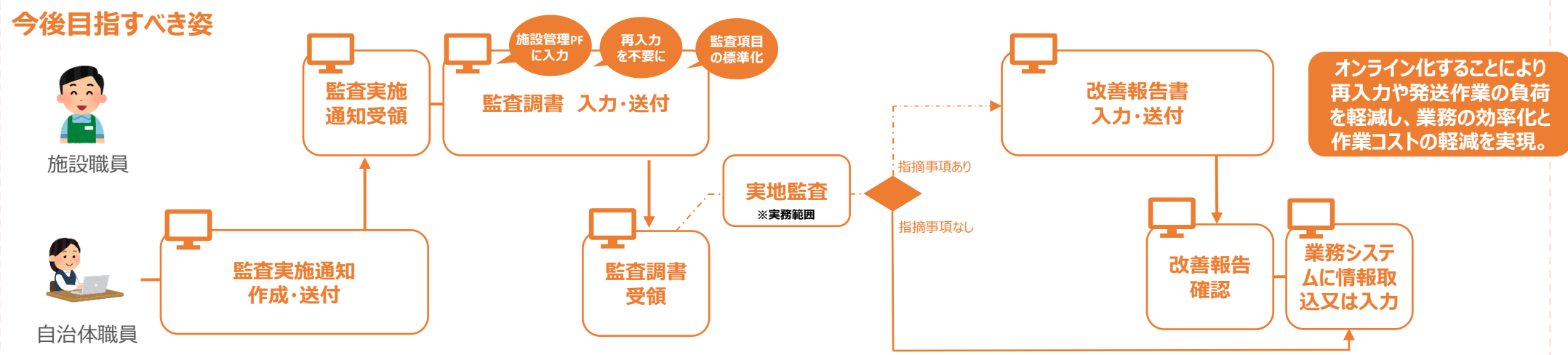
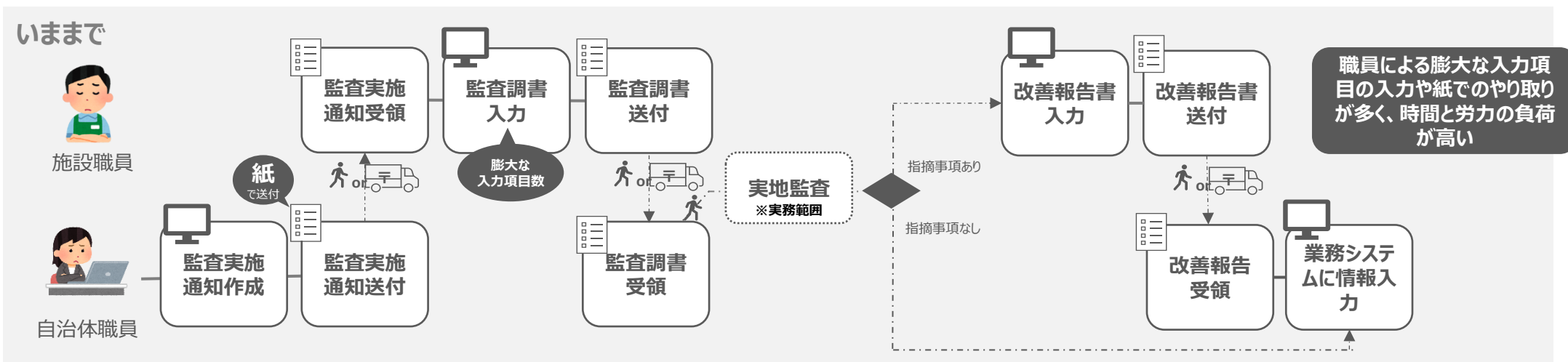
施設職員



給付の入力情報を「施設管理PF」に
登録、監査調書項目にも活用が可能

5.1.3. 保育DXによる変化のイメージについて（監査）

監査領域における今後目指すべき姿を踏まえた、事務の流れの変化のイメージを整理しました。



5.1.4. 保育DXによる変化のイメージについて（保活）

保活領域においては、保護者の手続きのオンライン化及び書類の標準化等を実施することで、
手続きのワンストップ化やワンズオンリー化を目指します。

いままで

保護者&自治体職員



オンラインと自治体に
訪問必要な手続きが混同している。

保護者



既存の保活のシステムでは
掲載処理・運用に負荷が高く、
掲載件数が伸びない。

企業



就労証明書の様式及び項目は
自治体ごとに様々で異なる。

保護者



平日9:00~17:00まで
役所を訪問する必要がある。

今後目指すべき姿

保護者&自治体職員



すべての手続きのオンライン化で
スマホ一つでワンストップ化、
個別の問合せ減少

保護者



公的な情報システムの構築により
施設情報連携がスムーズに

企業



様式の標準化により自治体ごとの
独自様式での発行が不要に

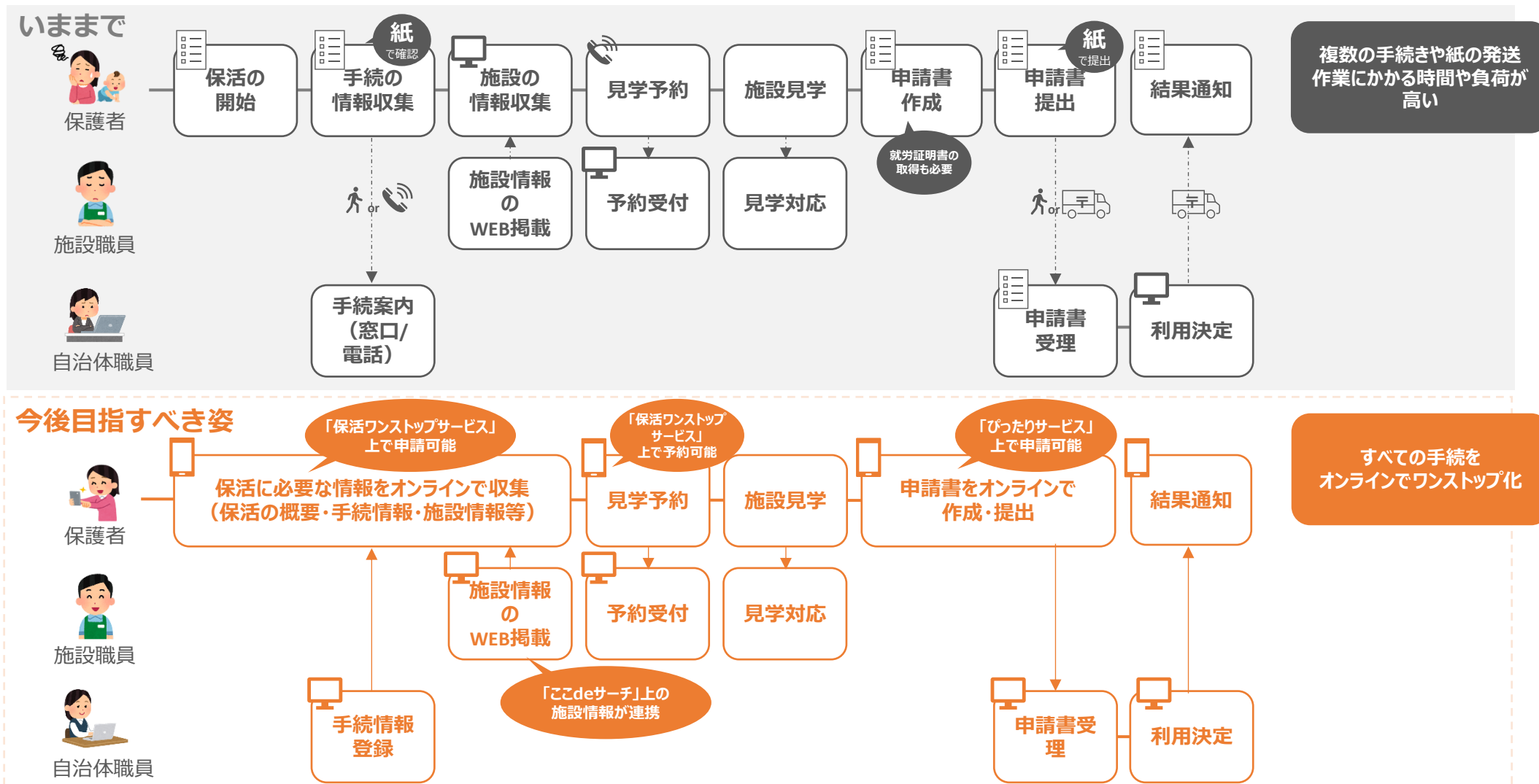
保護者



24時間いつでもどこでも申請可能に

5.1.4. 保育DXによる変化のイメージについて（保活）

保活領域における今後目指すべき姿を踏まえた、事務の流れの変化のイメージを整理しました。

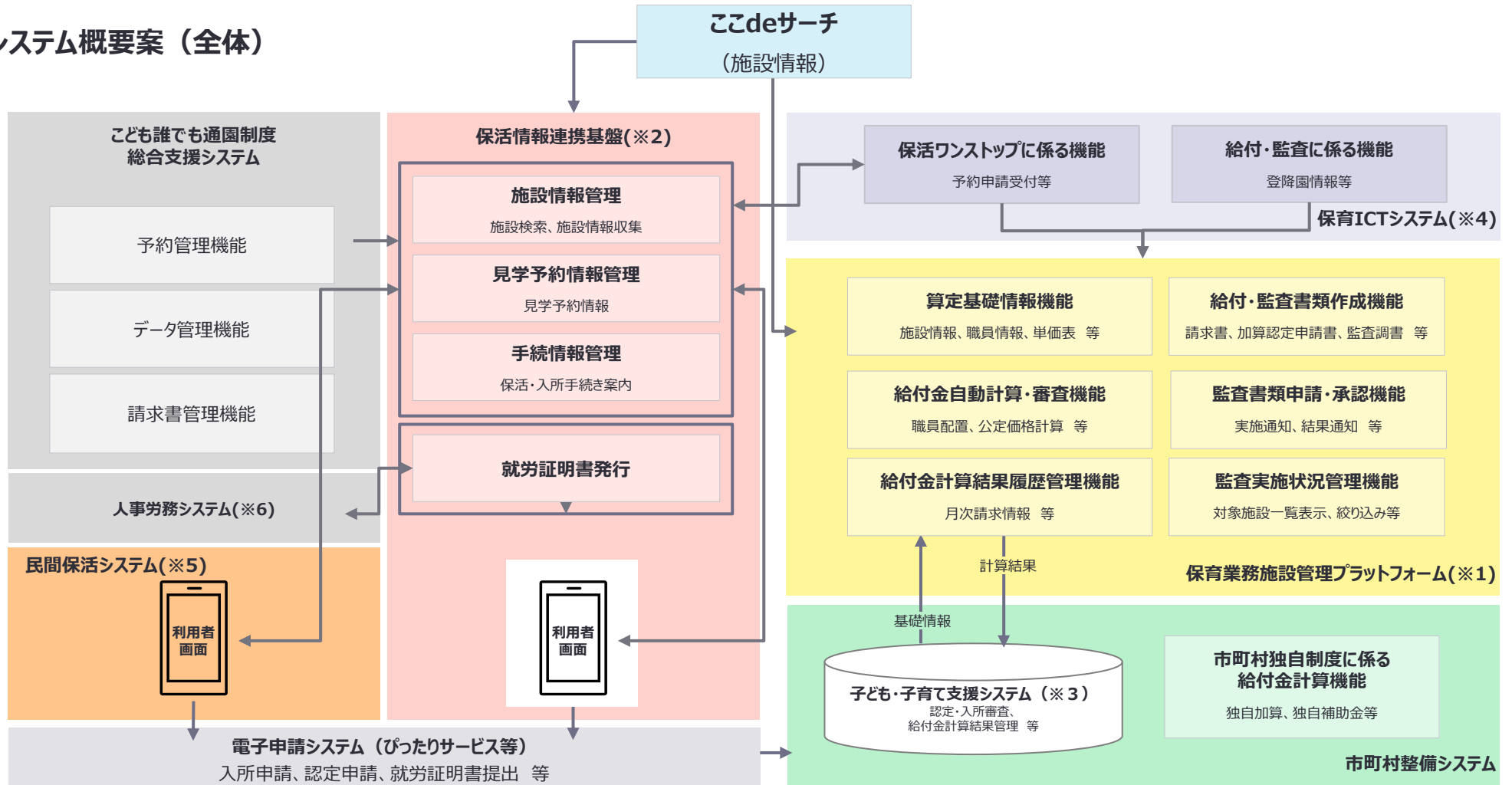


5.2. システム概要案

5.2.1. システム概要案（全体）

保育DXに係る、全体のシステム概要を整理しました。

システム概要案（全体）

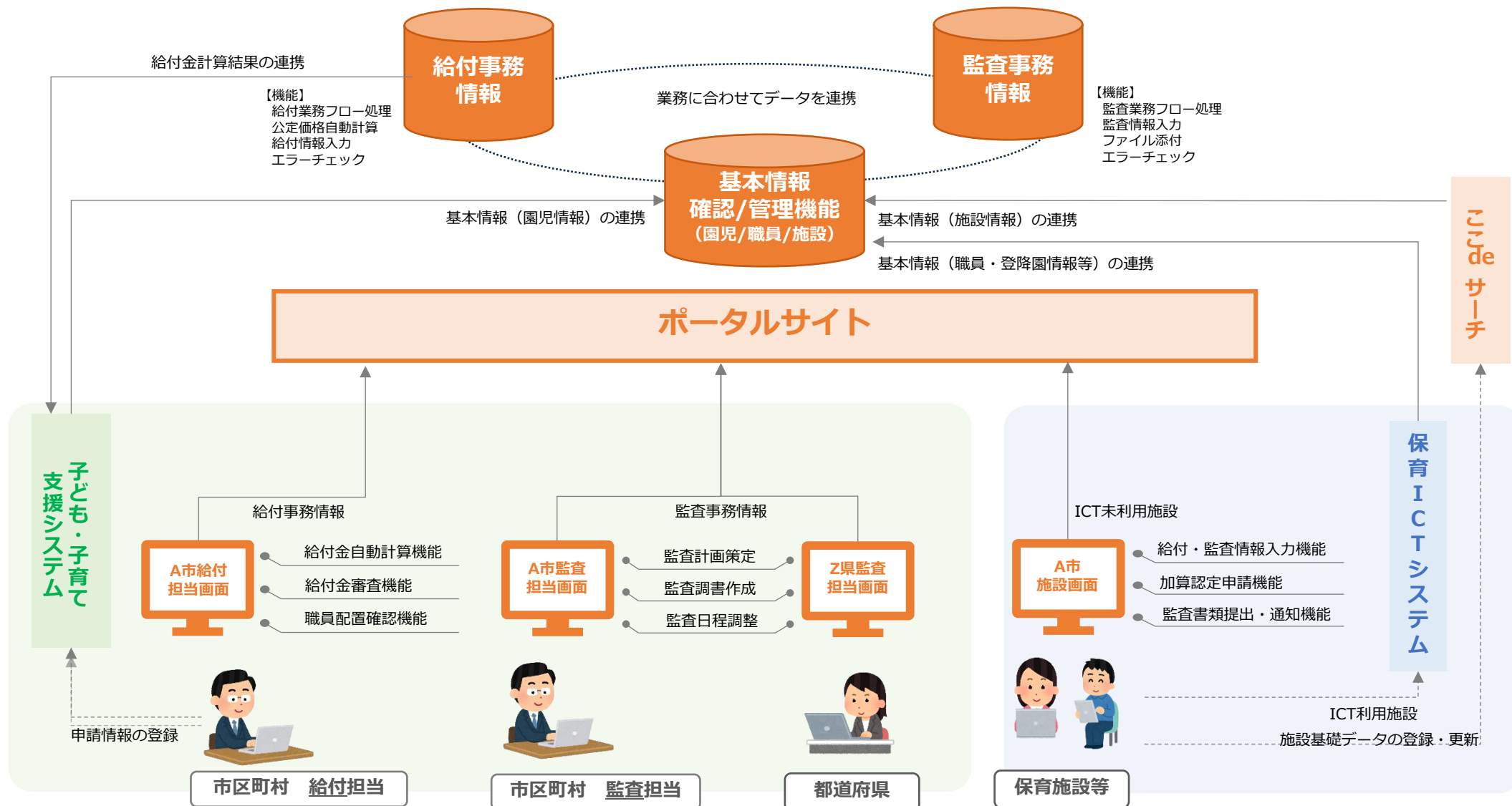


- (※1) 施設管理プラットフォームとは、給付・監査等の保育業務ワンズオンリーの実現に向けて、保育施設等と自治体の間でオンライン手続を行うために国で整備する基盤のことを指す。
- (※2) 保活情報連携基盤とは、保活に関する一連の手続（施設検索・見学予約・就労証明書の提出等）のオンライン・ワンストップを実現するために国で整備する基盤のことを指す。
- (※3) 子ども・子育て支援システムとは、子どものための教育・保育給付認定等に係る事務を行うために、国が定める標準仕様書に基づき各自治体で整備する基幹業務システムのことを指す。
- (※4) 保育ICTシステムとは、保育施設等で導入しているパソコンやタブレット端末を利用した保育業務支援システムを指す。
- (※5) 民間保活システムとは、民間事業者が提供する、保活に関する手続を保護者が行うことを支援するためのシステムを指す。
- (※6) 人事労務システムとは、各保護者の勤務先企業において導入している、保護者の雇用形態や勤労実績等の管理を行うためのシステムを指す。

5.2.2. システム概要案（施設管理プラットフォーム）

保育業務施設管理プラットフォームのシステム構成図案を整理しました。

システム概要案（施設管理プラットフォーム）

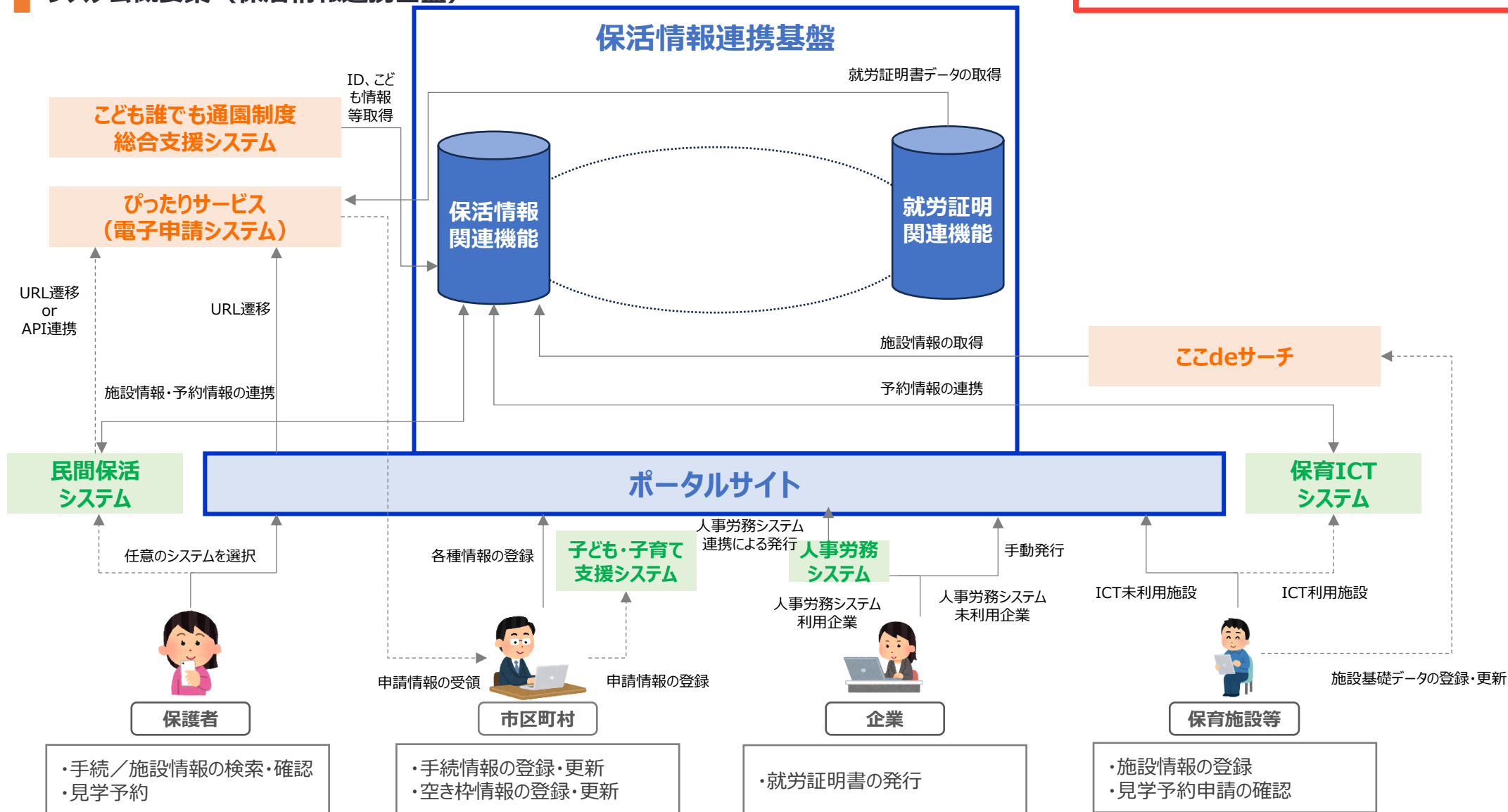


5.2.3. システム概要案（保活情報連携基盤）

保活情報連携基盤のシステム構成図案を整理しました。

システム概要案（保活情報連携基盤）

システム全体イメージ図（案）



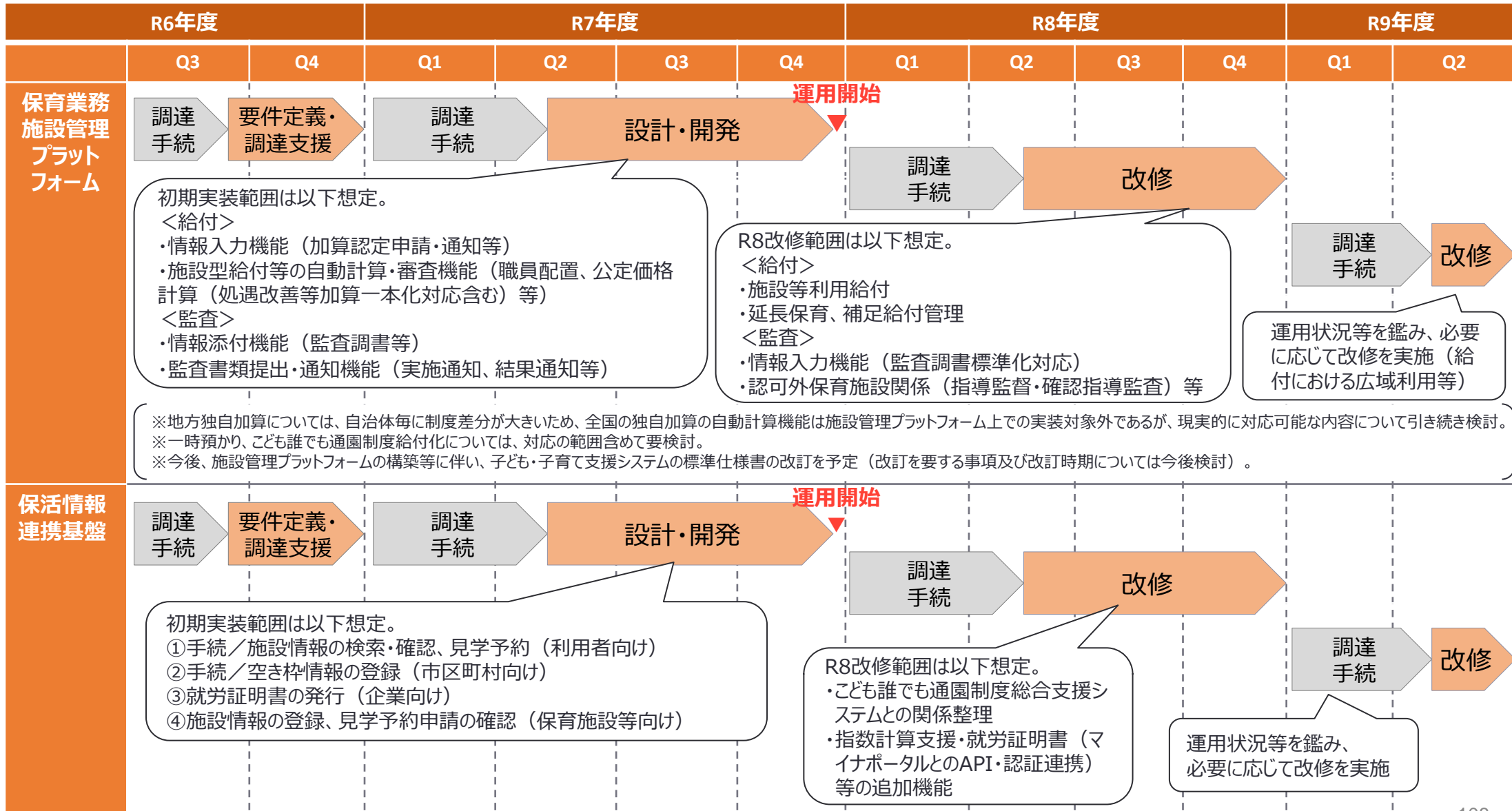
※上記以外のシステム利用者 こども家庭庁：こども家庭庁コンテンツの維持管理等を行う

都道府県：管轄の保育施設等の情報の閲覧を行う

5.3. 工程表案、 令和7年度末以降システムへの実装対象案

5.3.1. 工程表案

令和7年度末以降に初期実装範囲にて運用を開始し、令和8年度以降にて運用状況等を踏まえ改修を実施する想定です。初期実装範囲事務の詳細は、次頁以降に記載します。



5.3.2. 令和7年度末以降システム化範囲案（給付）

給付領域における初期実装範囲事務について、詳細に整理しております。

給付領域におけるシステム化範囲案

凡例

「○」：令和7年度末以降システム化対象、「△」：将来的にシステム化を検討、「×」：制度対象そのものが存在しない等

給付種類	業務範囲	業務種類	教育・保育施設等				特定子ども・子育て支援施設等		
			認可保育所	特定教育・保育施設		施設型給付を受ける幼稚園	特定地域型保育事業	認可外保育施設	施設型給付を受けない幼稚園
				1号認定	2・3号認定				
子どものための教育・保育給付	教育保育給付認定業務	教育・保育給付認定管理（※1）	○	○	○	○	×	×	
		利用者負担管理（※1）	○	○	○	○	×	×	
		収納管理	×	×	×	×	×	×	
		滞納管理	×	×	×	×	×	×	
	利用調整業務	利用申請管理（広域利用管理）	△	△	△	△	△	△	
		在園管理（退所）（※2）	△	△	△	△	△	△	
施設型給付業務	請求管理	○	○	○	○	×	×		
子育てのための施設等利用給付	施設等利用給付認定業務	認定管理（※1）	×	△（※6）	×	△（※6）	×	△	
	施設等利用給付業務	事業所・保護者請求管理（※3）	×	△（※7）	×	△（※7）	×	△	
延長保育事業（※4）		利用申請・実績管理	△	×	△	×	△	△	
実費徴収に係る補足給付を行う事業（※3）		利用申請・実績管理	△	△	△	△	×	×	
一時預かり事業（※5）		利用申請・実績管理	△	△	△	△	△	△	

- （※1） 保育施設等への通知の際に施設管理プラットフォーム利用を想定。
- （※2） 保育施設等に対する解除申請状況の確認の際に施設管理プラットフォーム利用を想定。
- （※3） 法定代理受領において、施設管理プラットフォーム利用を想定。
- （※4） 実績情報連携において、施設管理プラットフォーム利用を想定。
- （※5） 一時預かり事業については、対応の範囲含めて要検討。
- （※6） 預かり保育の無償化のための保育の必要性の認定（新2号認定）を対象として想定。
- （※7） 預かり保育の無償化のための保育の必要性の認定（新2号認定）を受けた児童に係る請求管理を対象として想定。

5.3.3. 令和7年度末以降システム化範囲案（監査）

監査領域における初期実装範囲事務について、詳細に整理しております。

監査領域におけるシステム化範囲案

凡例

「○」：令和7年度末以降システム化対象、「△」：将来的にシステム化を検討、「×」：制度対象そのものが存在しない等

	教育・保育施設等				特定子ども・子育て支援施設等	
	特定教育・保育施設			特定地域型保育事業	認可外保育施設	施設型給付を受けない幼稚園
	認可保育所	幼保連携型認定こども園	施設型給付を受ける幼稚園			
施設監査	○	○	×	○	×	×
確認指導監査	○	○	○	○	△	△
業務管理体制の整備に関する検査	○	○	○	○	×	×
認可外保育施設に対する指導監督	×	×	×	×	△	×

（※）いずれも、令和7年度末以降のシステム化は帳票のやり取りのデジタル化を想定。令和8年度改修以降にて、監査調書標準化等の対応を想定。

5.3.4. 令和7年度末以降システム化範囲案（保活）

保活領域における初期実装範囲事務について、詳細に整理しております。

保活領域におけるシステム化範囲案

凡例

「○」：令和7年度末以降システム化対象、「△」：将来的にシステム化を検討、「×」：制度対象そのものが存在しない等

		教育・保育施設等					特定子ども・子育て支援施設等					
		特定教育・保育施設					特定地域型 保育事業	認可外保育 施設	国立・公立大学法人の認定 こども園		施設型給付を 受けない幼稚 園	
		認可保育所	認定こども園 (右記載以外)		施設型給付 を受ける幼稚 園	1号認定			2・3号認定	1・2号認定		3号認定
			1号認定	2・3号認定								
保育 所等 入所 申請 関連 (※1)	施設検索 (※2)	○	○	○	○	○	○	○	○			
	手続検索 (※3)	○	○	○	○	○	○	○	○			
	見学予約	○	○	○	○	○	○	○	○			
	教育・保育給付認定申請・通知	○	○	○	○	○	×	×	○	×		
	施設等利用給付認定申請・通知	×	△	×	△	×	○	○	○			
	施設利用申請・通知	○	○	△	○	○	△	○	△			
延長保育申請 (※4)		△	△	△	△	△	△	△	△			
一時預かり申請 (※4)		△	△	△	△	△	△	△	△			

(※1) 入所申請そのものが保活情報連携基盤の機能ではなく、電子申請システム（ぴったりサービス等）へのURL遷移の機能を備える想定。

(※2) 施設検索は、ここdeサーチとのデータ連携によることを想定しており、したがって同システムへの入力に義務でない施設類型については、ここdeサーチに掲載されている施設のみが対象となる。見学予約も同様。

(※3) 教育・保育給付認定や、保育施設施設等利用給付認定に関する手続についてを対象とする想定であり、各施設の入所に係る手続は対象としない想定。

(※4) 延長保育及び一時預かりについては、対応の範囲含めて要検討。

5.4. システムを活用した将来的な事務の流れ

5.4.1. システムを活用した将来的な事務の流れの概要

保護者・保育施設等職員・自治体担当者のシステムの利用者毎に、今後のあるべき姿をシステムを活用した将来的な事務の流れとして整理しております。

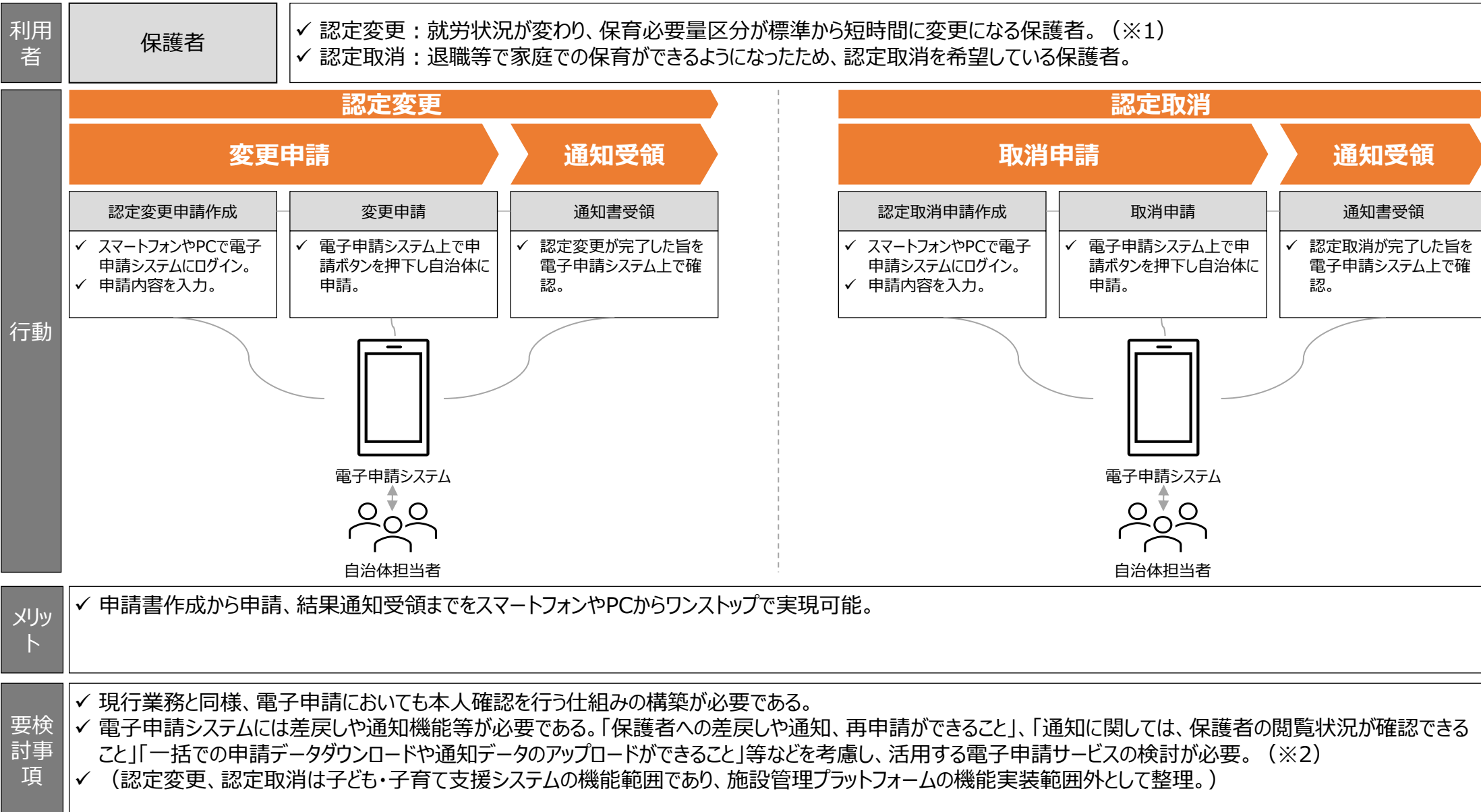
作成目的

- ✓ システムを活用した将来的な事務の流れは、以下の目的で作成しております。
 - 今後、保育ワンスオンリー・保活ワンストップを実現するために、目指すべき姿として、システムの利用者毎に活用するシステムや事務・手続等の流れの概要を整理することで、事務・手続等の変化及びメリットをわかりやすく示すため。
 - 給付・監査・保活の各WGや協議会にて、課題や検討事項として議論した内容を踏まえ、システム化に向けた、主要検討事項を示すため。

留意いただきたい事項

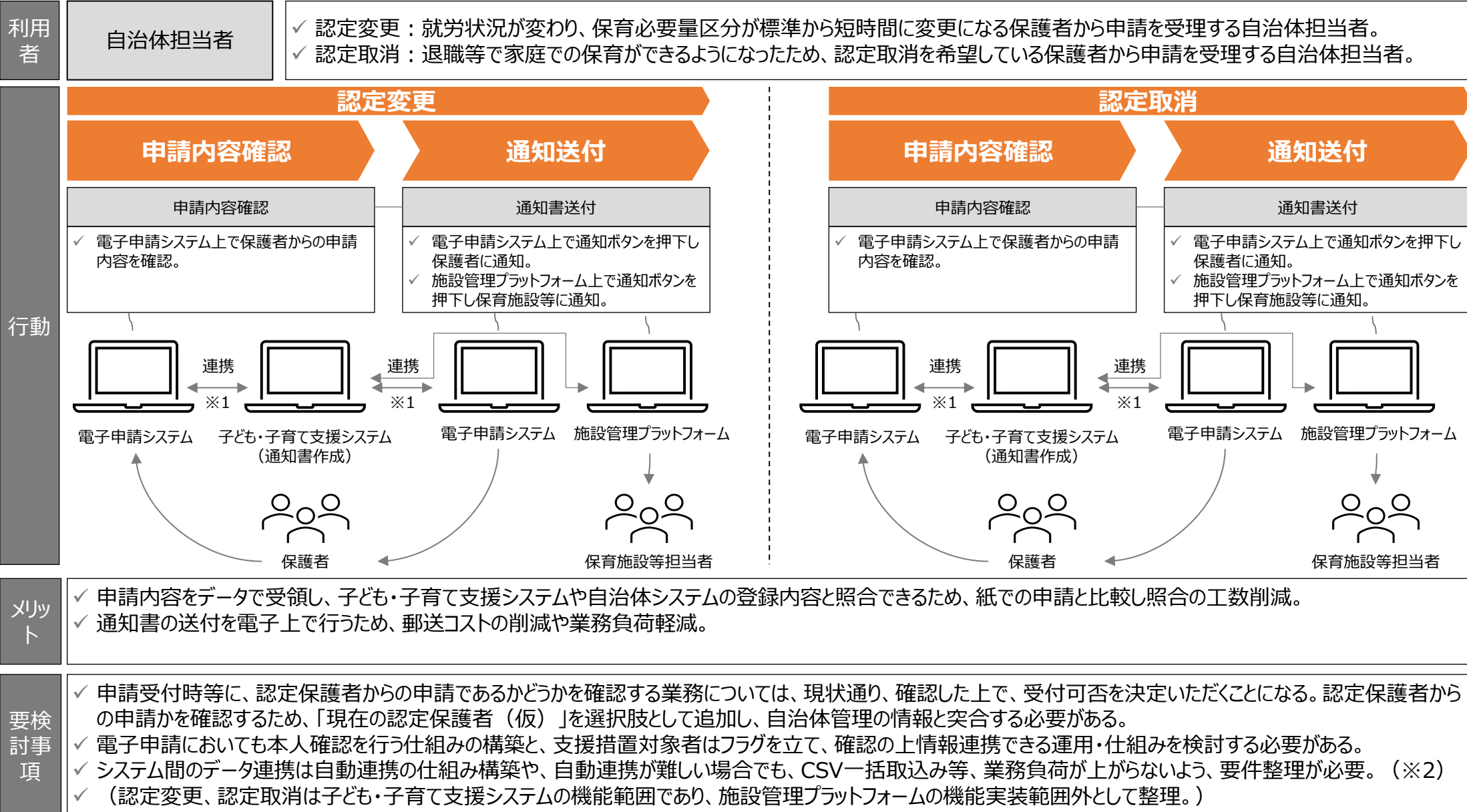
- ✓ システムを活用した将来的な事務の流れは、令和7年度末以降の初期実装範囲として、システム化を実施予定の内容を示したものではなく、今後、保育ワンスオンリー・保活ワンストップを実現するために、将来的に目指すべき姿を整理しております。
- ✓ システムを活用した将来的な事務の流れは、一部事務を簡略化して記載しております。事務の流れの詳細については、別紙の事務フロー（案）をご確認ください。

教育・保育給付認定業務（認定変更、認定取消）

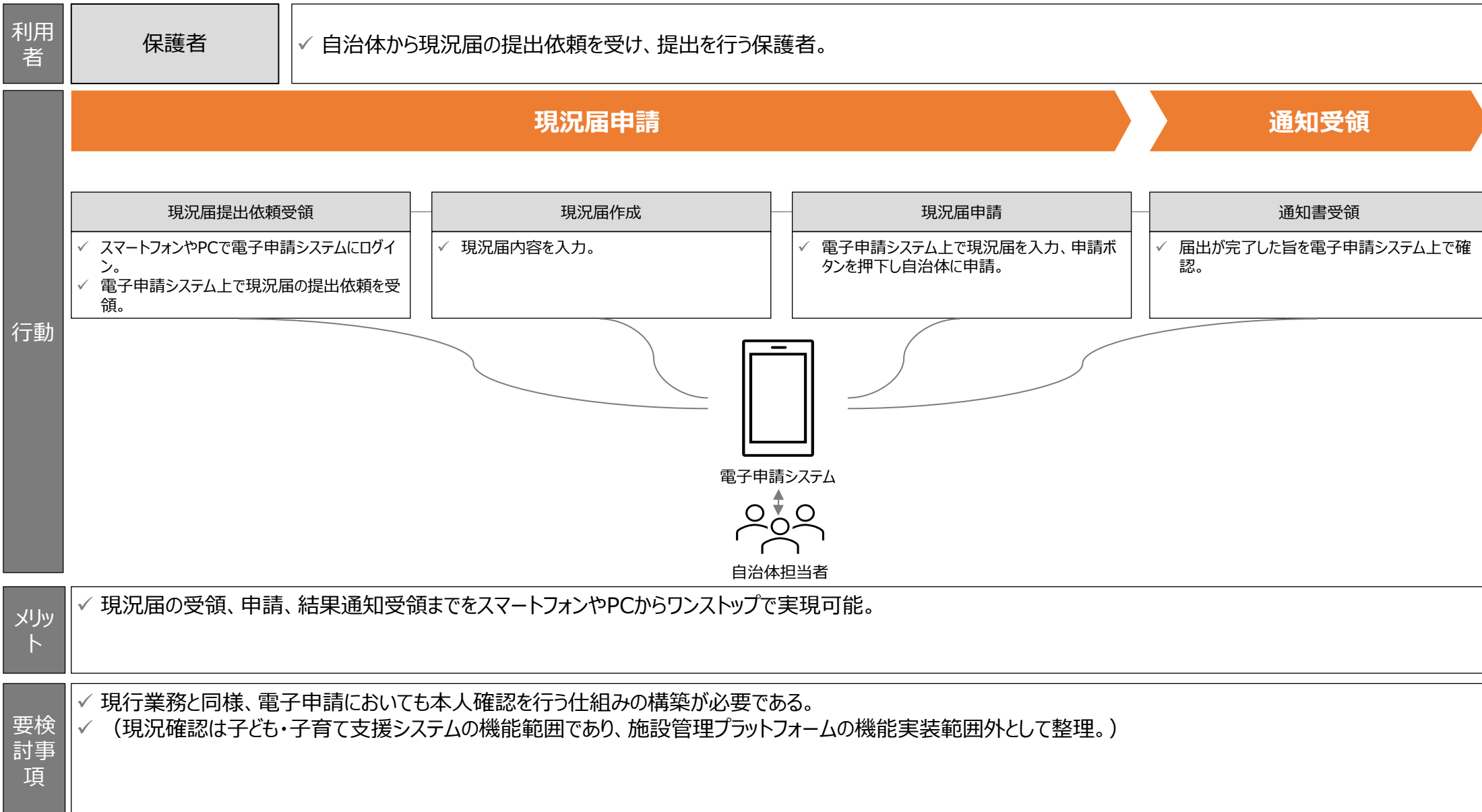


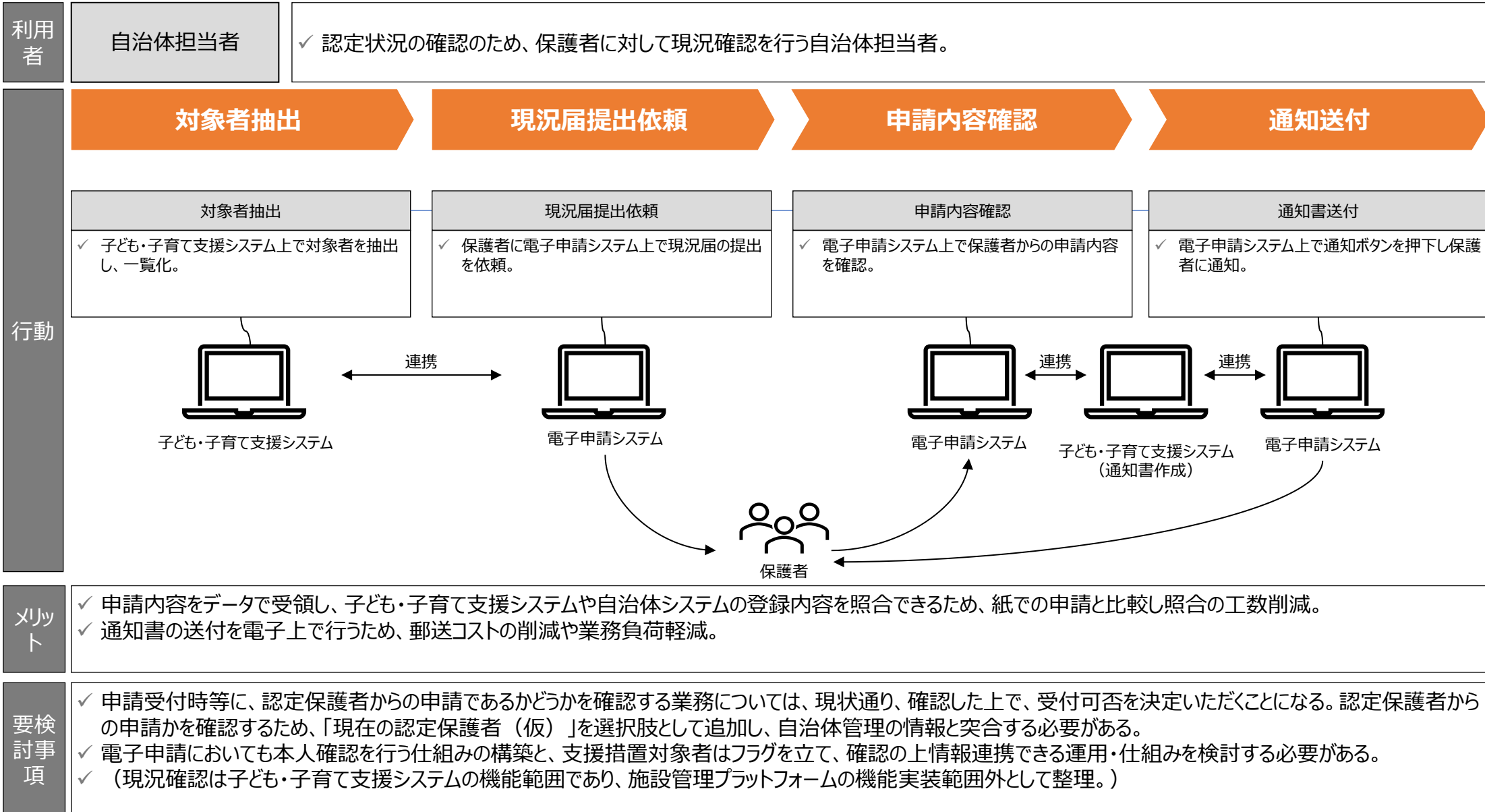
※1 3号認定から2号認定への変更については、1枚の認定証の中で3号認定の期間と2号認定の期間を定義している自治体もある。

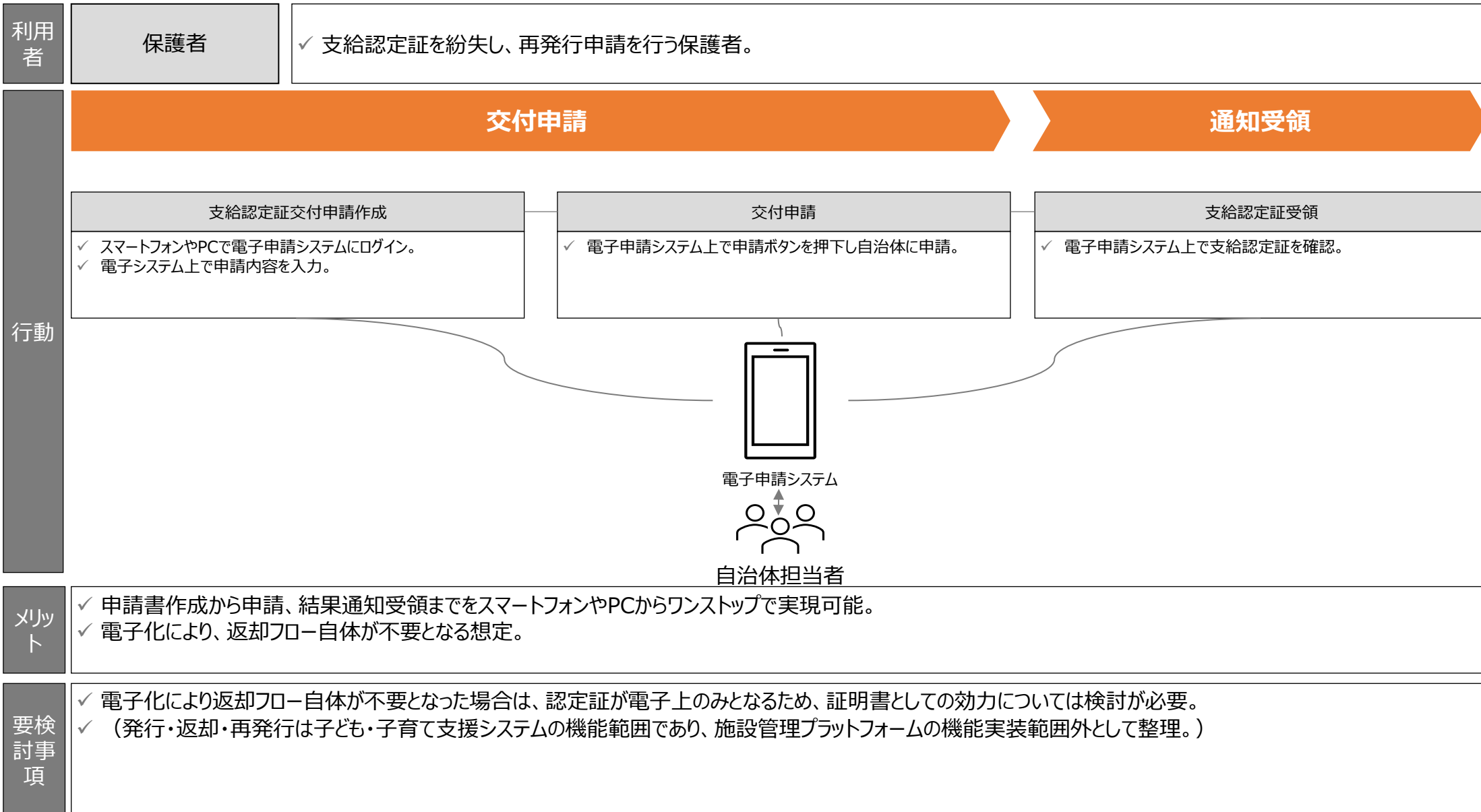
※2 電子システムを介して保護者に通知業務を行うフローには、同様の要検討事項が考えられるため、これ以降のページにおいては記載を割愛。


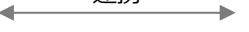
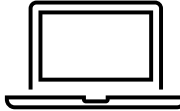
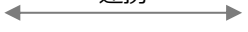
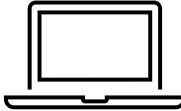



※1:各システム間の連携方針については、システム仕様検討の際に検討を行う。これ以降のページの「連携」箇所についても同様のため、以降のページにおいては記載を割愛。

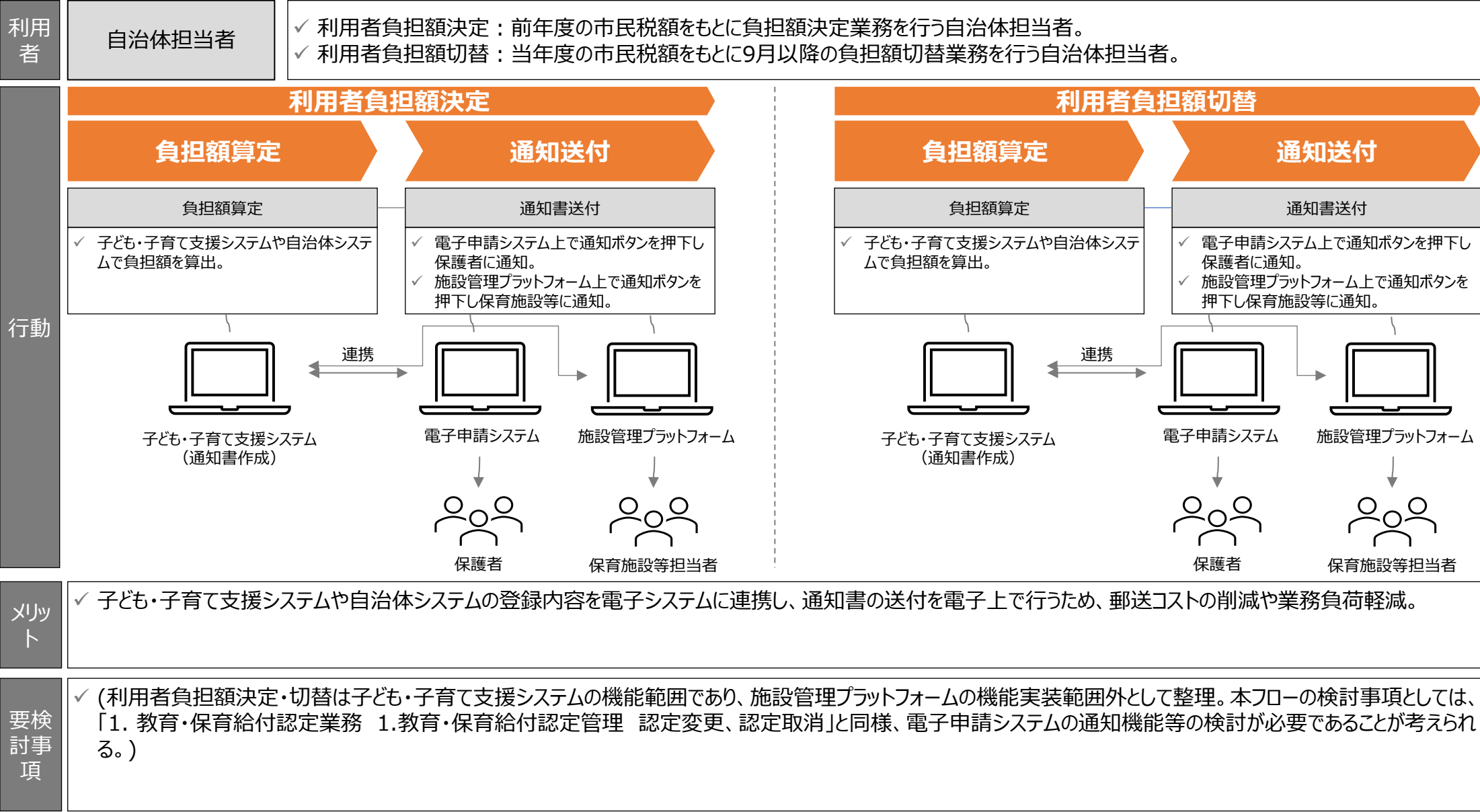







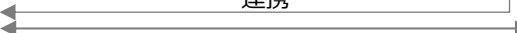




利用者	自治体担当者	✓ 支給認定証を紛失し、再発行申請を行う保護者。
行動	<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;"> <p>申請内容確認</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;"> <p>申請内容確認</p> <p>✓ 電子申請システム上で保護者からの申請内容を確認。</p> </div>  <p>電子申請システム</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>連携</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>通知書送付</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;"> <p>通知書送付</p> <p>✓ 電子申請システム上で通知ボタンを押下し保護者に通知。</p> </div>  <p>子ども・子育て支援システム (通知書作成)</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>連携</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>電子申請システム</p>  <p>電子申請システム</p> </div> </div> <div style="text-align: center; margin-top: 20px;">  <p>保護者</p> </div>	
メリット	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 申請内容をデータで受領し、子ども・子育て支援システムや自治体システムの登録内容を照合できるため、紙での申請と比較し照合の工数削減。 ✓ 電子化により、返却フロー自体が不要となる想定。また、通知書の送付を電子上で行うため、郵送コストの削減や業務負荷軽減。 	
要検討事項	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 電子化により返却フロー自体が不要となった場合は、認定証が電子上のみとなるため、証明書としての効力については検討が必要。 ✓ （発行・返却・再発行は子ども・子育て支援システムの機能範囲であり、施設管理プラットフォームの機能実装範囲外として整理。） 	

こども家庭庁 教育・保育給付認定業務（利用者負担額決定・切替）



※収納管理、滞納管理業務について、現状のまま郵送対応を行う想定

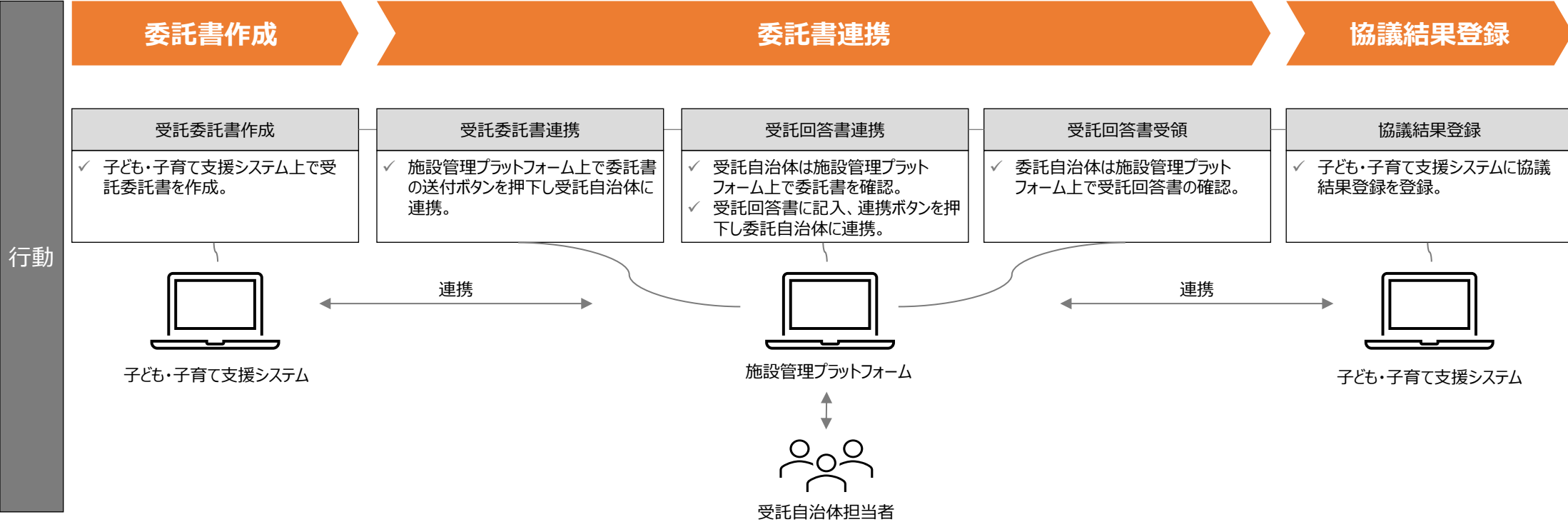
こども家庭庁 教育・保育給付認定業務（副食費賦課情報管理）

利用者	自治体担当者	✓ 副食費免除対象者に対する通知業務を行う自治体担当者。
行動	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="width: 45%; border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center; background-color: #f4a460; color: white; padding: 5px;">対象者抽出</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> <p style="text-align: center;">対象者抽出</p> <p>✓ 子ども・子育て支援システム上で対象者を抽出し、一覧化。</p> </div> <div style="text-align: center; margin-top: 10px;">  <p>子ども・子育て支援システム (通知書作成)</p> </div> </div> <div style="width: 10%; text-align: center;"> <p>連携</p>  </div> <div style="width: 45%; border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center; background-color: #f4a460; color: white; padding: 5px;">通知発行</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> <p style="text-align: center;">通知書送付</p> <p>✓ 電子申請システム上で通知ボタンを押下し保護者に通知。 ✓ 施設管理プラットフォーム上で通知ボタンを押下し保育施設等に通知。</p> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> <div style="text-align: center;">  <p>電子申請システム</p> <p>↓</p>  <p>保護者</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>施設管理プラットフォーム</p> <p>↓</p>  <p>保育施設等担当者</p> </div> </div> </div> </div>	
メリット	✓ 通知書の送付を電子上で行うため、郵送コストの削減や業務負荷軽減。	
要検討事項	✓ (副食費賦課情報管理の対象者抽出等は子ども・子育て支援システムの機能範囲であり、施設管理プラットフォームの機能実装範囲外として整理。本フローの検討事項としては、「1. 教育・保育給付認定業務 1.教育・保育給付認定管理 認定変更、認定取消」と同様、電子申請システムの通知機能等の検討が必要であることが考えられる。)	

こども家庭庁 利用調整業務（広域利用管理）

施設管理プラットフォーム システム化対象

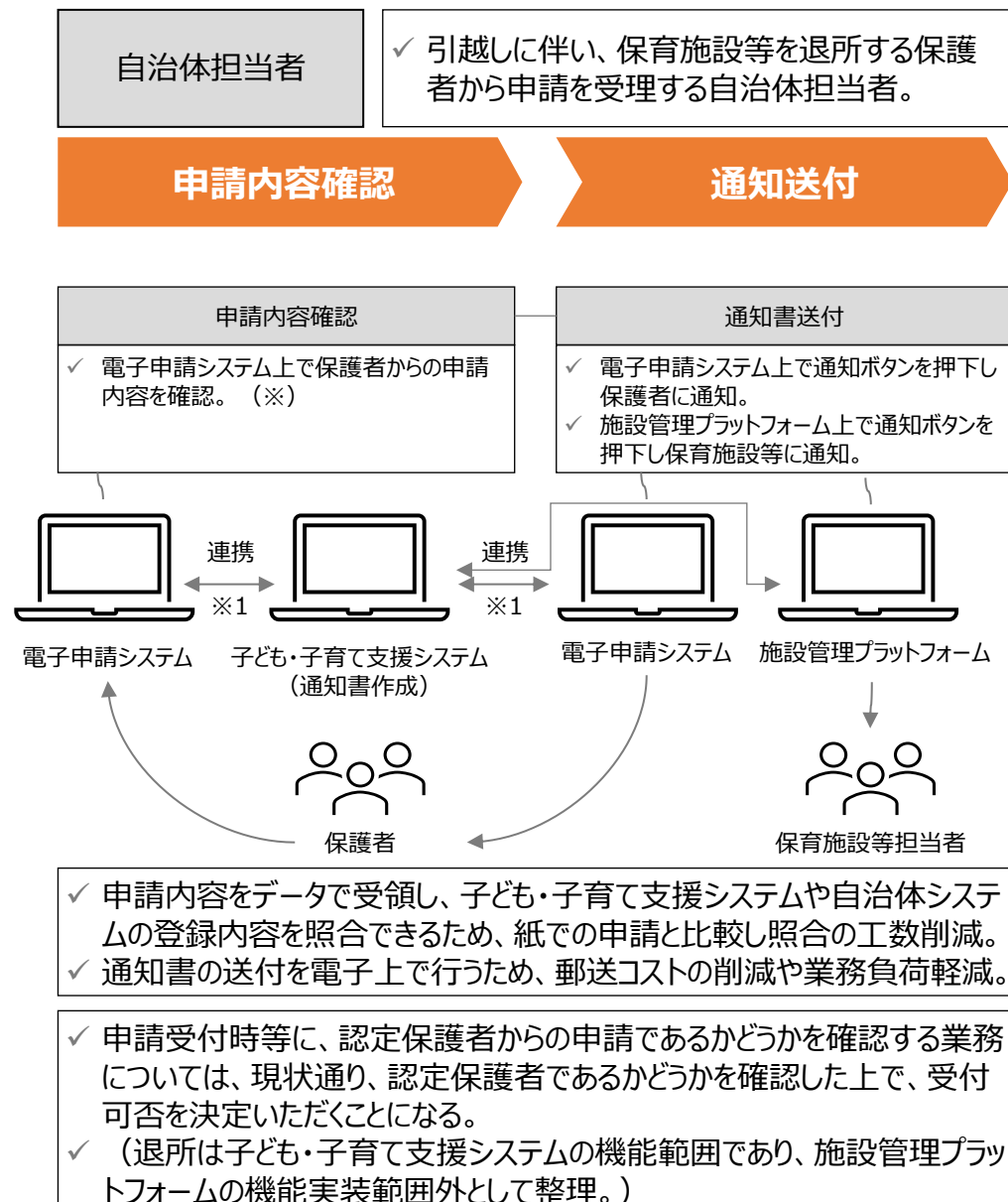
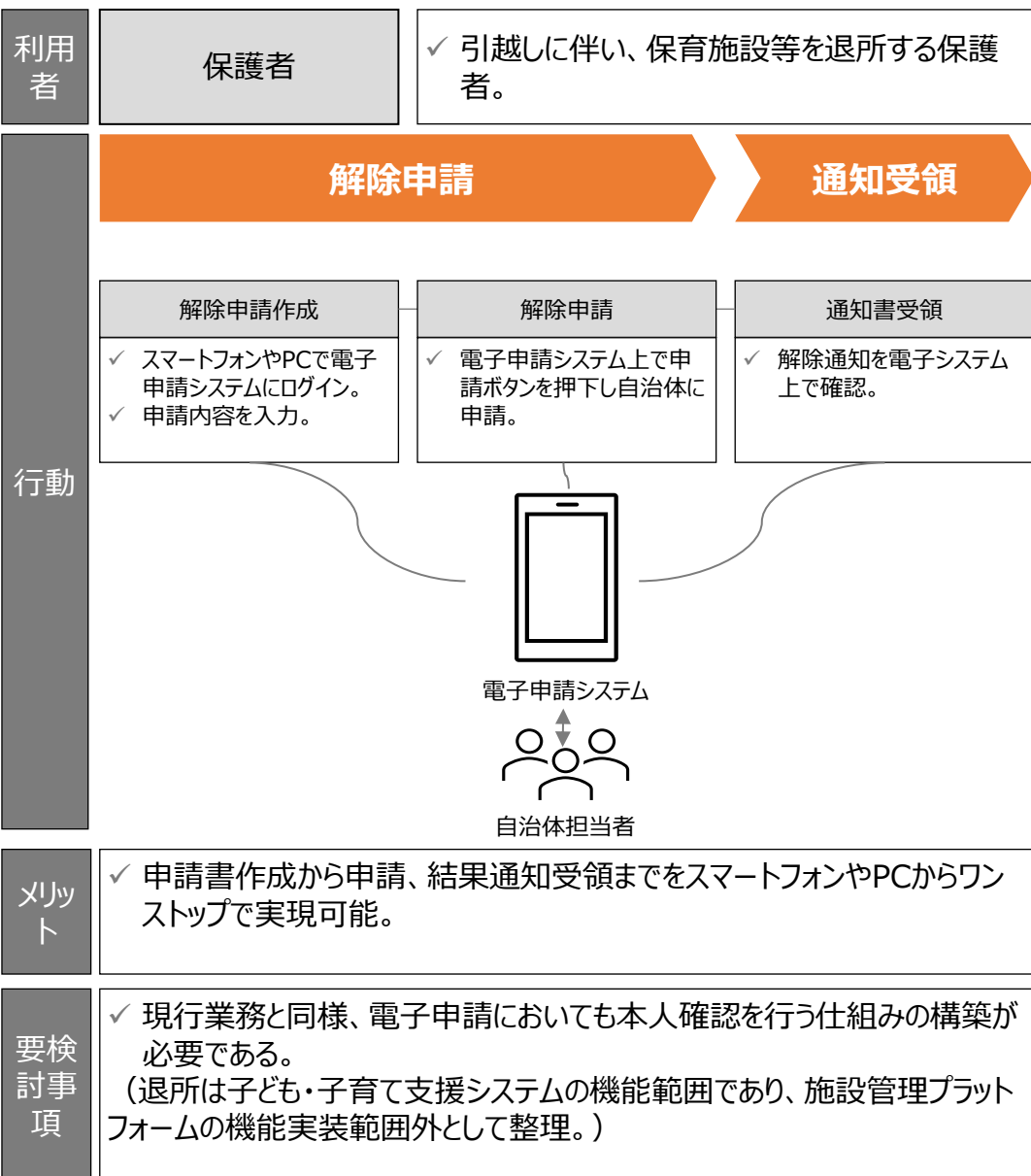
利用者	自治体担当者	✓ 自治体の児童のうち、他自治体の施設を利用する児童の利用調整を行う自治体担当者。
-----	--------	---



メリット	✓ 電話やメール等で確認を行っていた広域利用調整業務について、施設管理プラットフォームに登録済みの情報を活用することで業務負荷軽減。
------	--

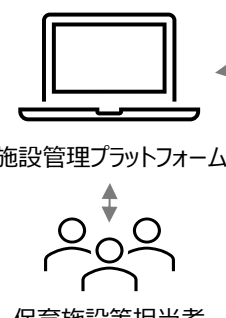
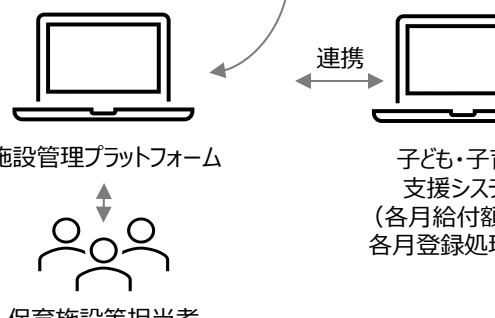
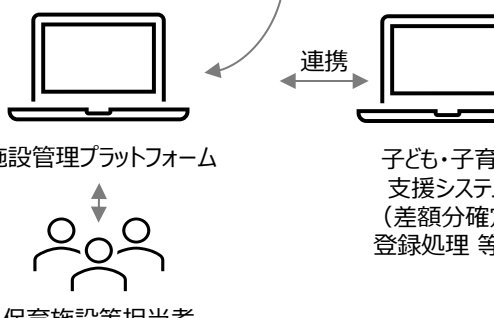
要検討事項	✓ 自治体間の利用調整基準差異の取込み、施設管理プラットフォームを導入していない自治体とのやり取り、管外協議を廃止している自治体とのやり取り、園児情報等を引き継ぐための共通ID、園児情報等の管理主体等について検討を行い、広域利用に必要な施設情報や児童情報を連携できるようにする等の仕組み構築等の検討の必要がある。
-------	--

こども家庭庁 利用調整業務（在園管理 退所）



こども家庭庁 施設型給付業務（請求管理 加算確定、各月請求・精算、年度末請求）

施設管理プラットフォームシステム化対象

利用者	自治体担当者	✓ 加算確定（加算申請、実績報告）、各月請求・精算、年度末精算業務を行う自治体担当者。					
行動	加算確定		各月請求・精算		年度末請求		
	申請内容確認	審査結果送付	申請内容確認	審査結果送付	申請内容確認	審査結果送付	
	加算申請、実績報告内容確認 ✓ 施設管理プラットフォーム上で加算情報を確認。	審査結果送付 ✓ 施設管理プラットフォーム上で連携ボタンを押下し、審査結果を保育施設等に通知。	申請内容確認 ✓ 施設管理プラットフォーム上で請求情報を確認。	審査結果送付 ✓ 施設管理プラットフォーム上で連携ボタンを押下し、審査結果を保育施設等に通知。	申請内容確認 ✓ 施設管理プラットフォーム上で請求情報を確認。	審査結果送付 ✓ 施設管理プラットフォーム上で連携ボタンを押下し、審査結果を保育施設等に通知。	
							
メリット	✓ 施設管理プラットフォームに登録された算定基礎情報（施設情報や職員情報等）、給付金自動計算（職員配置、公定価格計算）機能等により、処遇改善等加算に係る業務負担を軽減。						
要検討事項	✓ 自治体によって処遇改善加算のフローが異なること、また加算項目によっても確定時期が異なることなどを考慮する必要がある。 ✓ 保育施設等の申請情報（園児数・加算等）と自治体側で持つ情報に相違があった場合等、相違箇所の表示機能等について、システム仕様検討が必要である。						

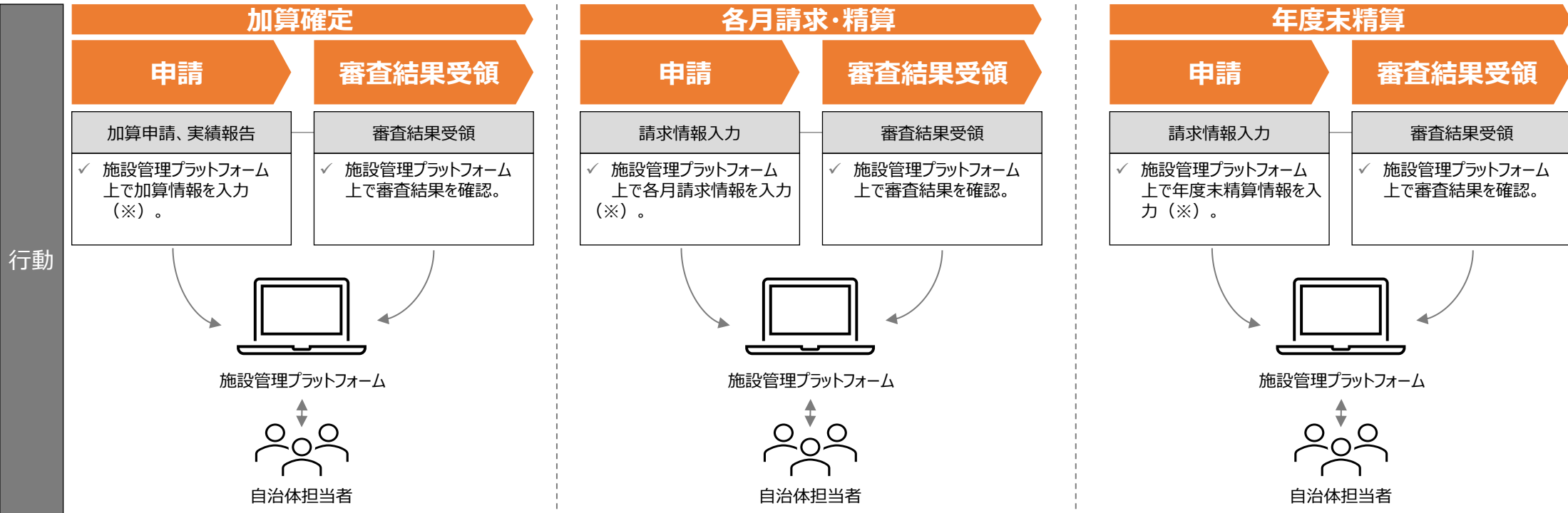
※処遇改善等加算Ⅰ・Ⅱについては、都道府県が認定（政令市や中核市を除く）し、市町村が施設等への支払いを行う。

※自治体独自加算制度は自治体毎に制度差分が大きく、施設管理プラットフォームにおいて全国の独自加算の自動計算機能を取り込むことは考えていないが、現実的に対応可能な内容について引き続き検討。

こども家庭庁 施設型給付業務（請求管理 加算確定、各月請求・精算、年度末請求）

施設管理プラットフォームシステム化対象

利用者	保育施設等担当者	✓ 加算確定（加算申請、実績報告）、各月請求・精算、年度末精算業務を行う保育施設等担当者。
-----	----------	---

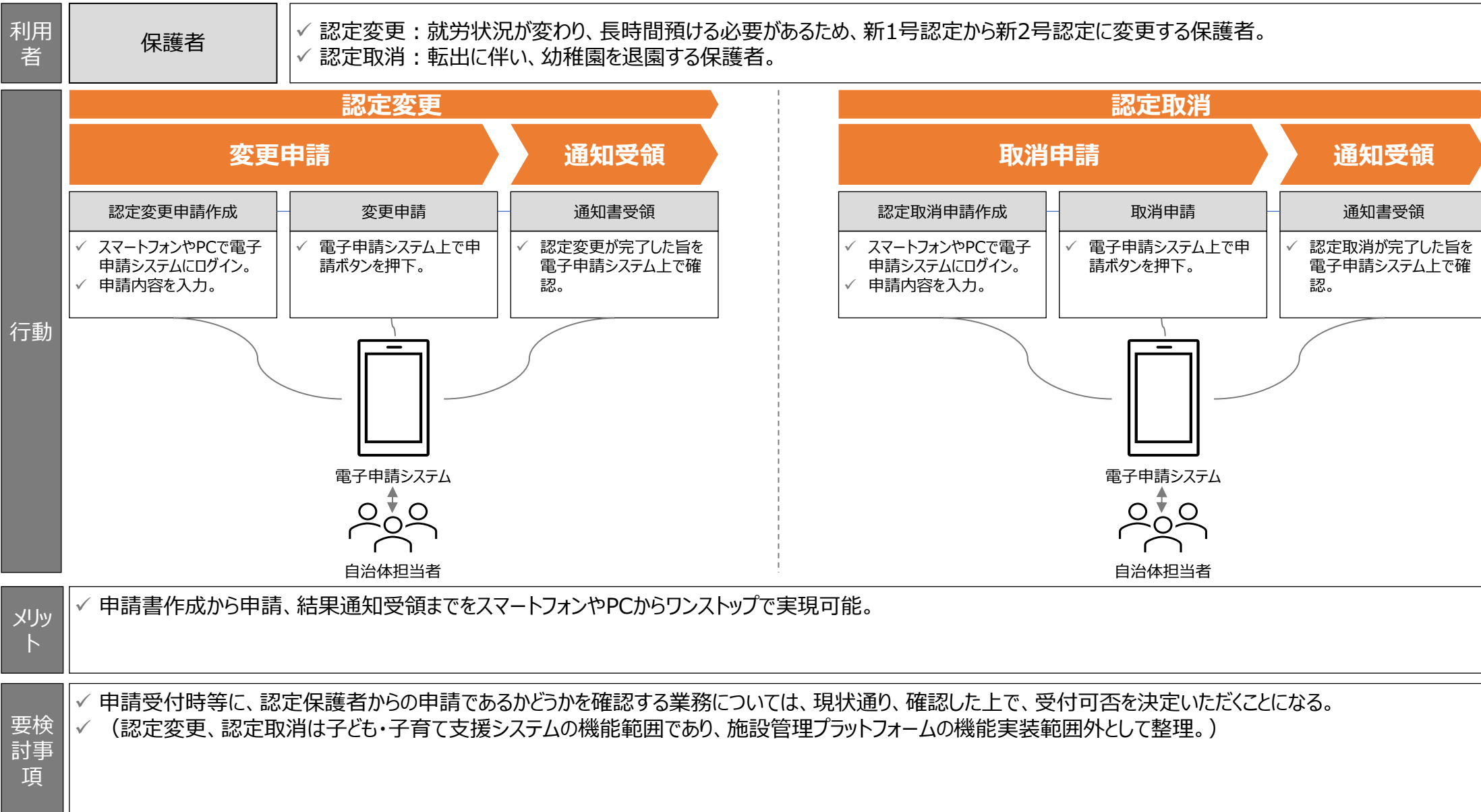


メリット	✓ 施設管理プラットフォームに登録された算定基礎情報（施設情報や職員情報等）、給付金自動計算（職員配置、公定価格計算）機能等により、処遇改善等加算に係る業務負担を軽減。
------	--

要検討事項	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 自治体によって処遇改善加算のフローが異なること、また加算項目によっても確定時期が異なることなどを考慮する必要がある。 ✓ 保育施設等の申請情報（園児数・加算等）と自治体側で持つ情報に相違があった場合等、相違箇所の表示機能等について、システム仕様検討が必要である。
-------	--

※保育ICTシステムと施設管理プラットフォームをデータ連携した場合、保育ICTシステムに入力された情報が、施設管理プラットフォームに連携される仕様を想定。詳細の仕様については要検討。

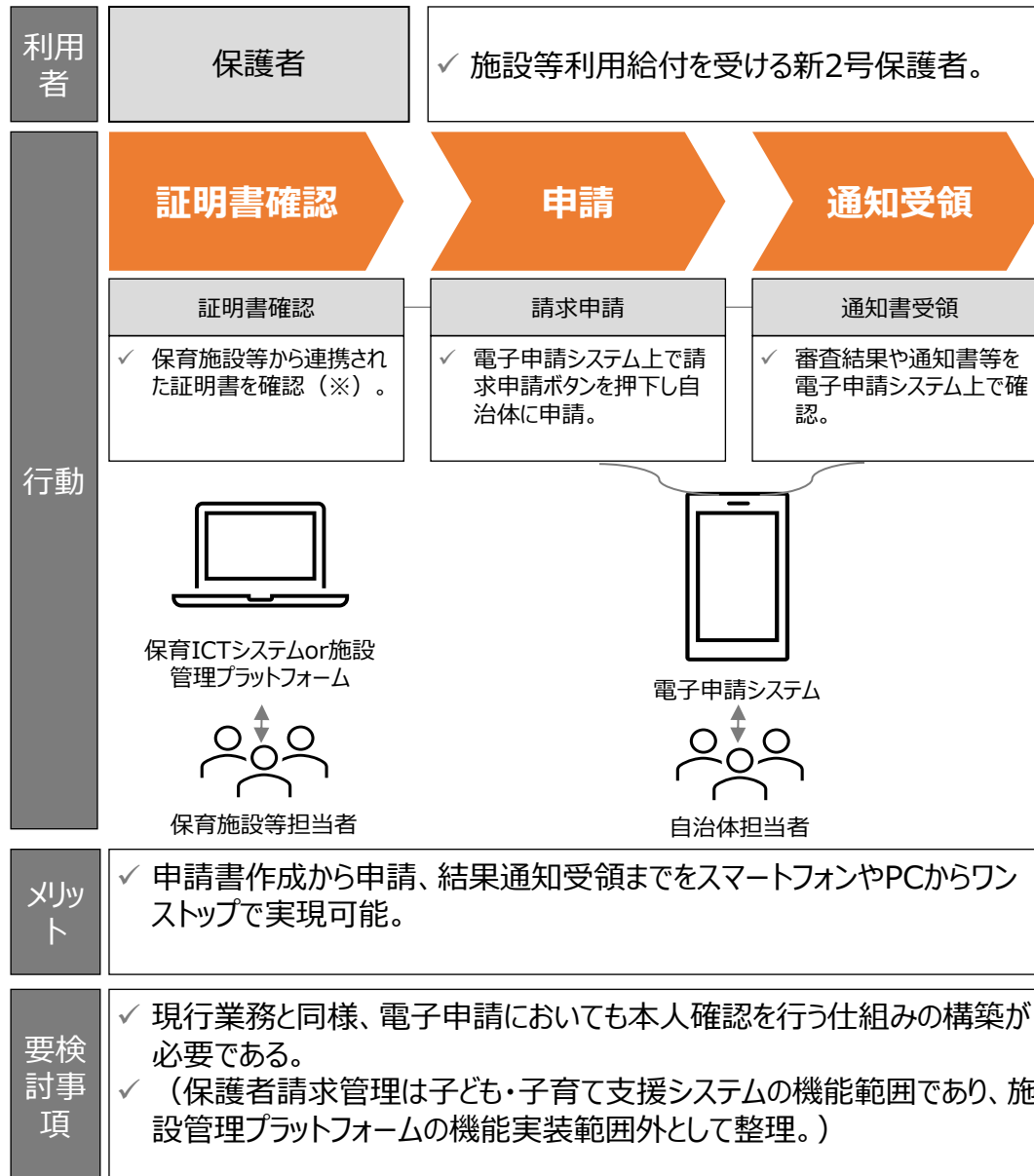
施設等利用給付認定業務（認定変更、認定取消）



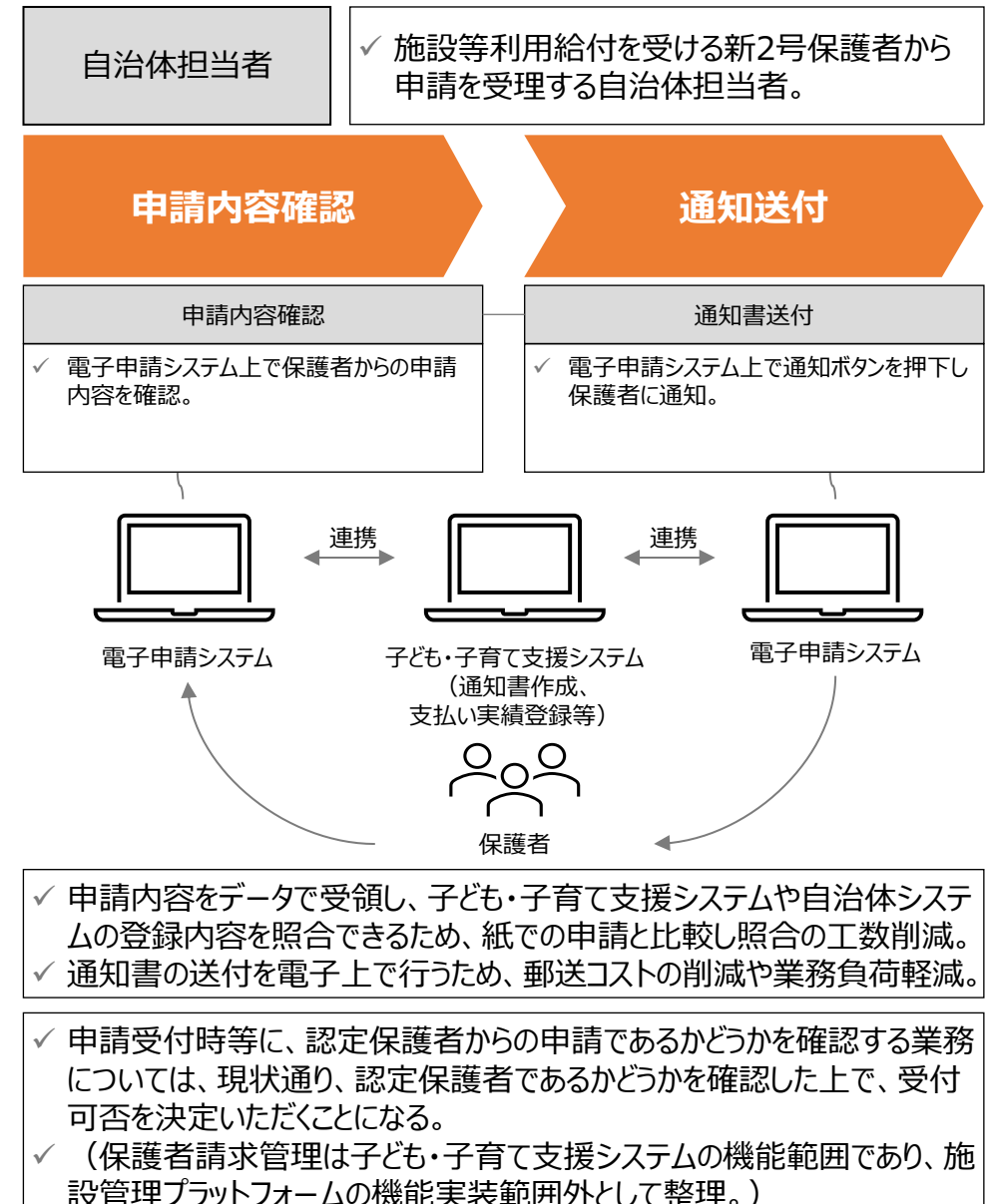
施設等利用給付認定業務（認定変更、認定取消）

利用者	自治体担当者	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 認定変更：就労状況が変わり、長時間預ける必要があるため、新1号認定から新2号認定に変更する保護者から申請を受理する自治体担当者 ✓ 認定取消：転出に伴い、幼稚園を退園する保護者から申請を受理する自治体担当者。
行動	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 48%;"> <p style="text-align: center;">認定変更</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="width: 45%;"> <p style="text-align: center;">申請内容確認</p> <p style="text-align: center;">申請内容確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 電子申請システム上で保護者からの申請内容を確認。 </div> <div style="width: 45%;"> <p style="text-align: center;">通知送付</p> <p style="text-align: center;">通知書送付</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 電子申請システム上で通知ボタンを押下し保護者に通知。 ✓ 施設管理プラットフォーム上で通知ボタンを押下し保育施設等に通知。 </div> </div> </div> <div style="width: 48%;"> <p style="text-align: center;">認定取消</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="width: 45%;"> <p style="text-align: center;">申請内容確認</p> <p style="text-align: center;">申請内容確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 電子申請システム上で保護者からの申請内容を確認。 </div> <div style="width: 45%;"> <p style="text-align: center;">通知送付</p> <p style="text-align: center;">通知書送付</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 電子申請システム上で通知ボタンを押下し保護者に通知。 ✓ 施設管理プラットフォーム上で通知ボタンを押下し保育施設等に通知。 </div> </div> </div> </div>	
メリット	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 申請内容をデータで受領し、子ども・子育て支援システムや自治体システムの登録内容を照合できるため、紙での申請と比較し照合の工数削減。 ✓ 通知書の送付を電子で行うため、郵送コストの削減や業務負荷軽減。 	
要検討事項	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 申請受付時等に、認定保護者からの申請であるかどうかを確認する業務については、現状通り、確認した上で、受付可否を決定いただくことになる。認定保護者からの申請かを確認するため、「現在の認定保護者（仮）」を選択肢として追加し、自治体管理の情報と突合する必要がある。 ✓ 電子申請においても本人確認を行う仕組みの構築と、支援措置対象者はフラグを立て、確認の上情報連携できる運用・仕組みを検討する必要がある。 ✓ （認定変更、認定取消は子ども・子育て支援システムの機能範囲であり、施設管理プラットフォームの機能実装範囲外として整理。） 	

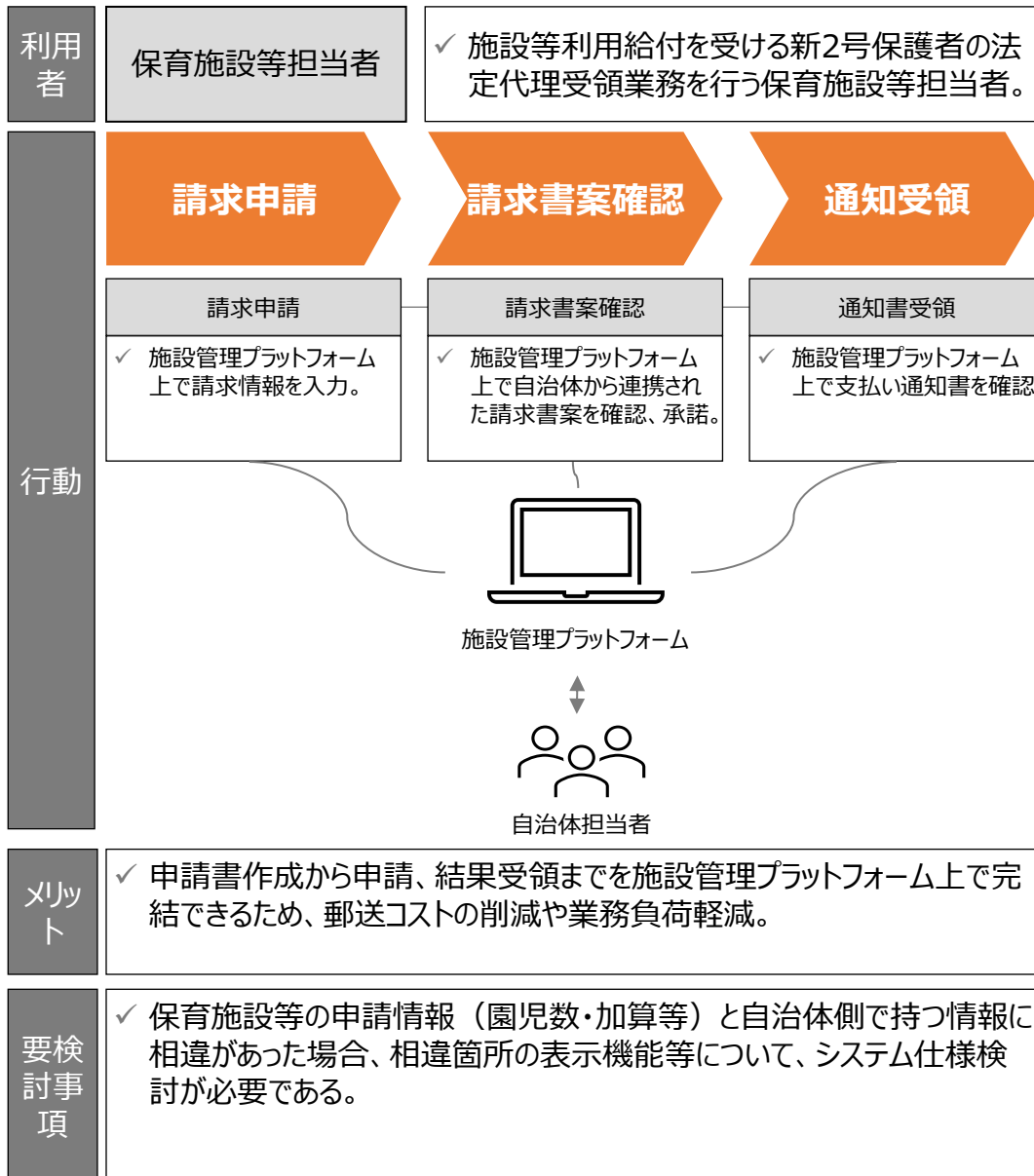
こども家庭庁 施設等利用給付業務（保護者請求管理（償還払い））



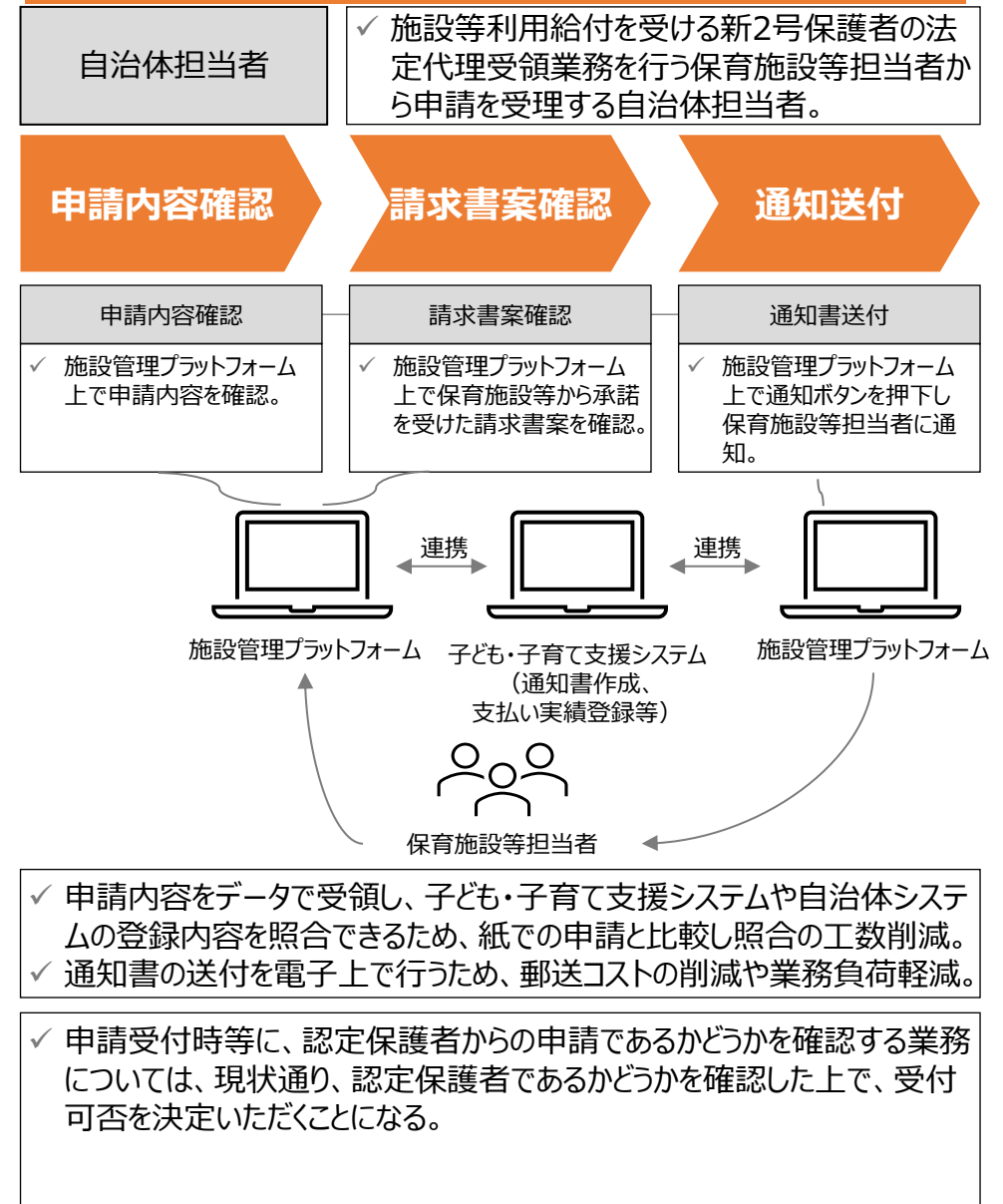
※保育施設等から保護者への連携はメール等を想定。

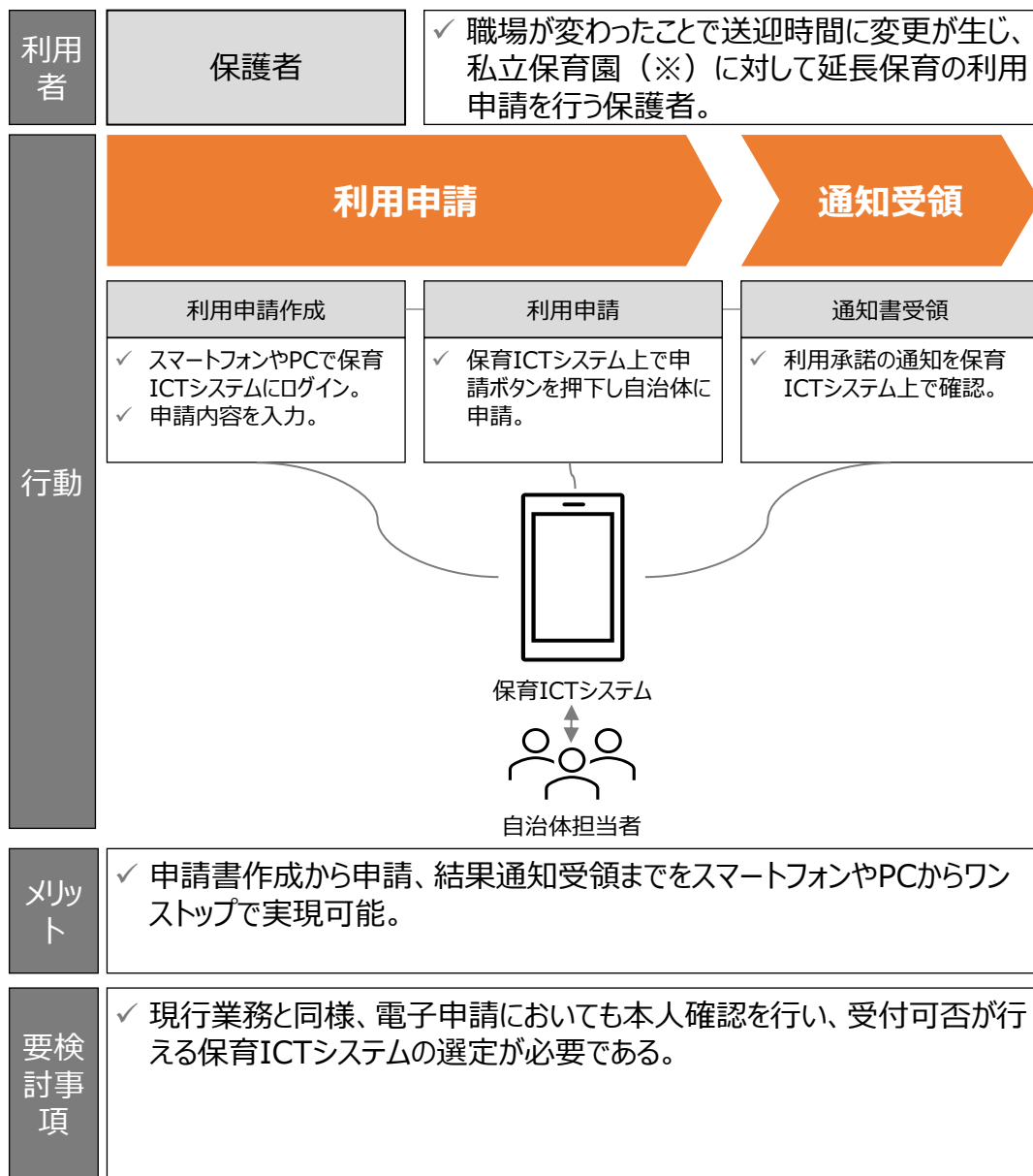


こども家庭庁 施設等利用給付業務（保護者請求管理（法定代理受領））



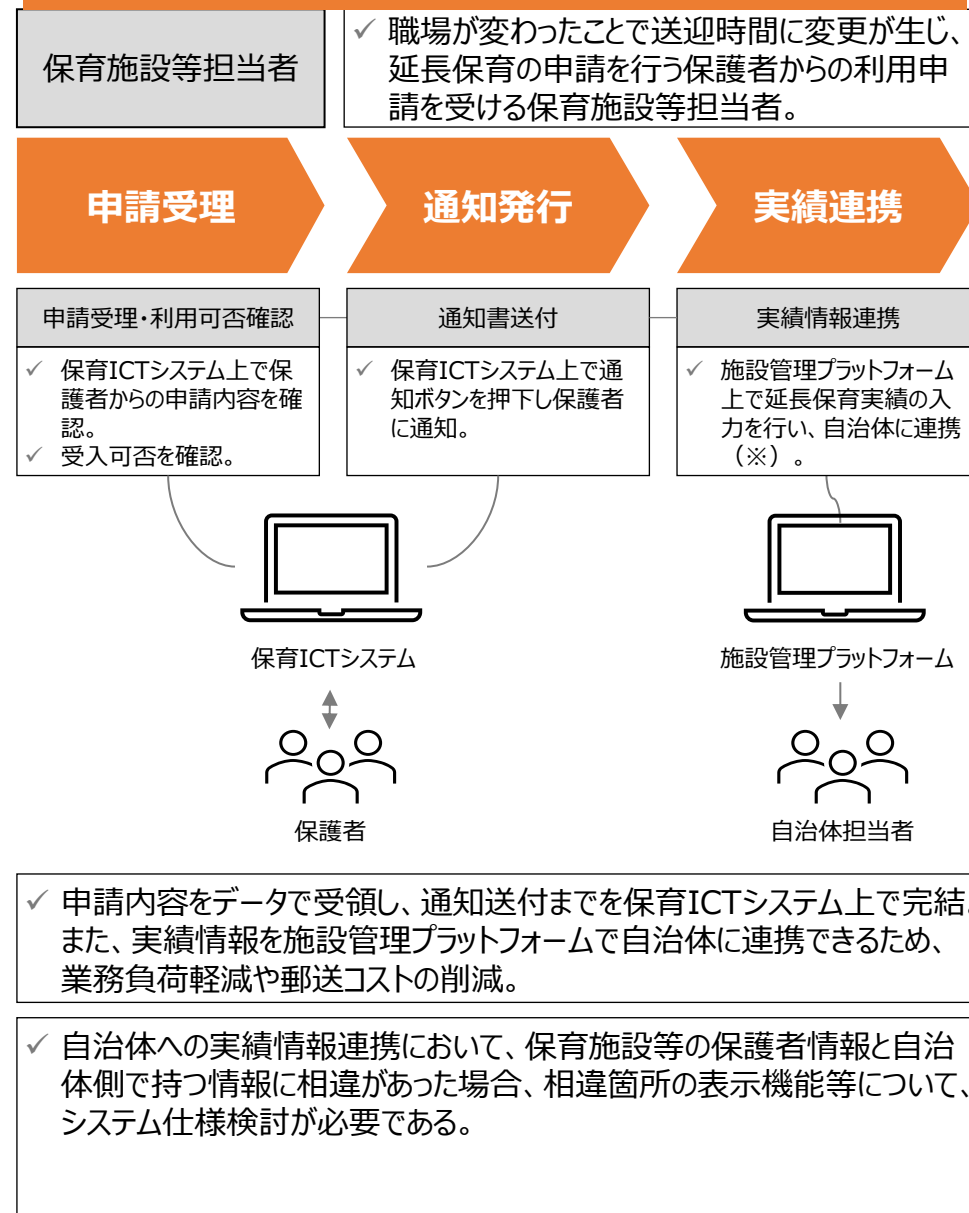
施設管理プラットフォームシステム化対象





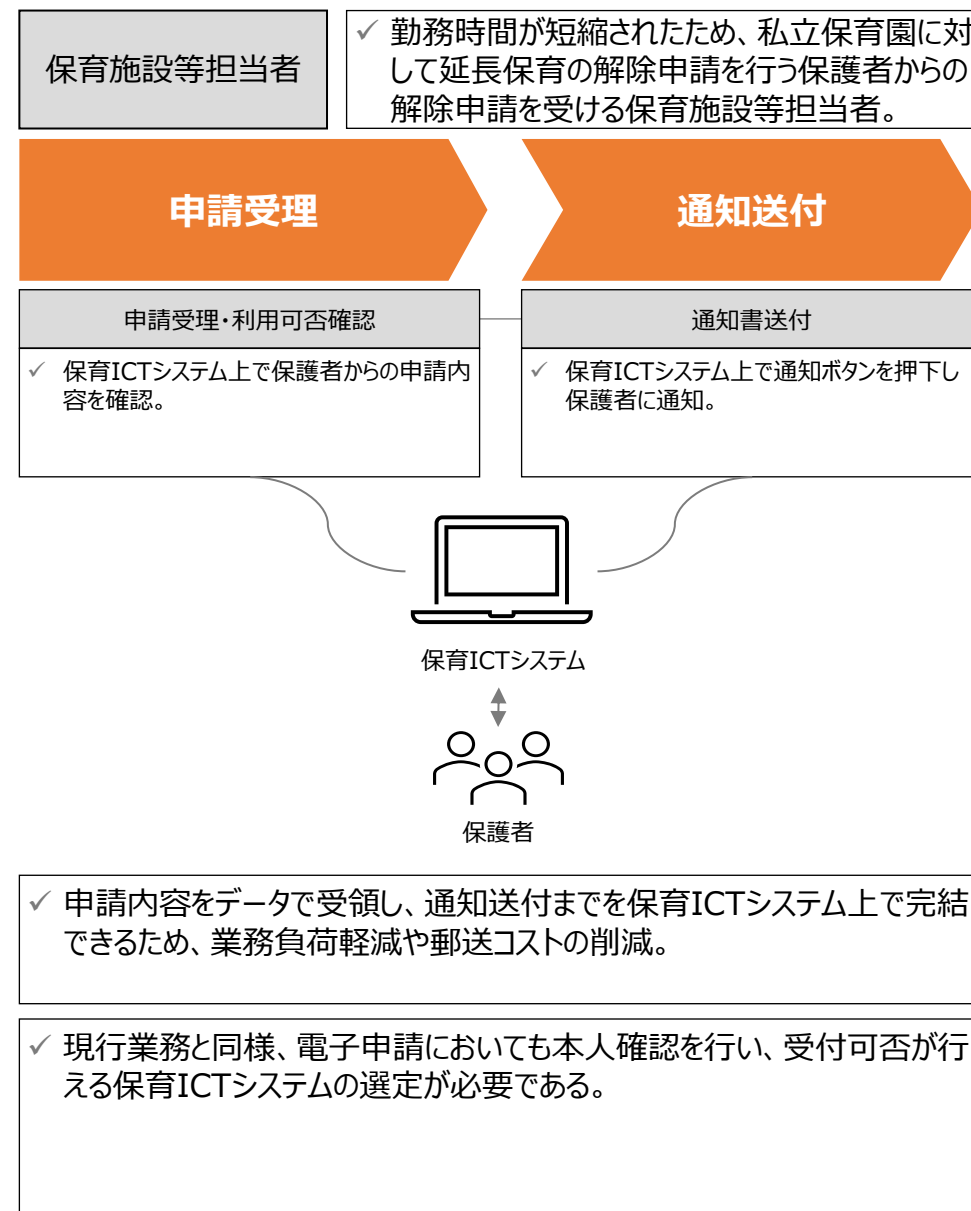
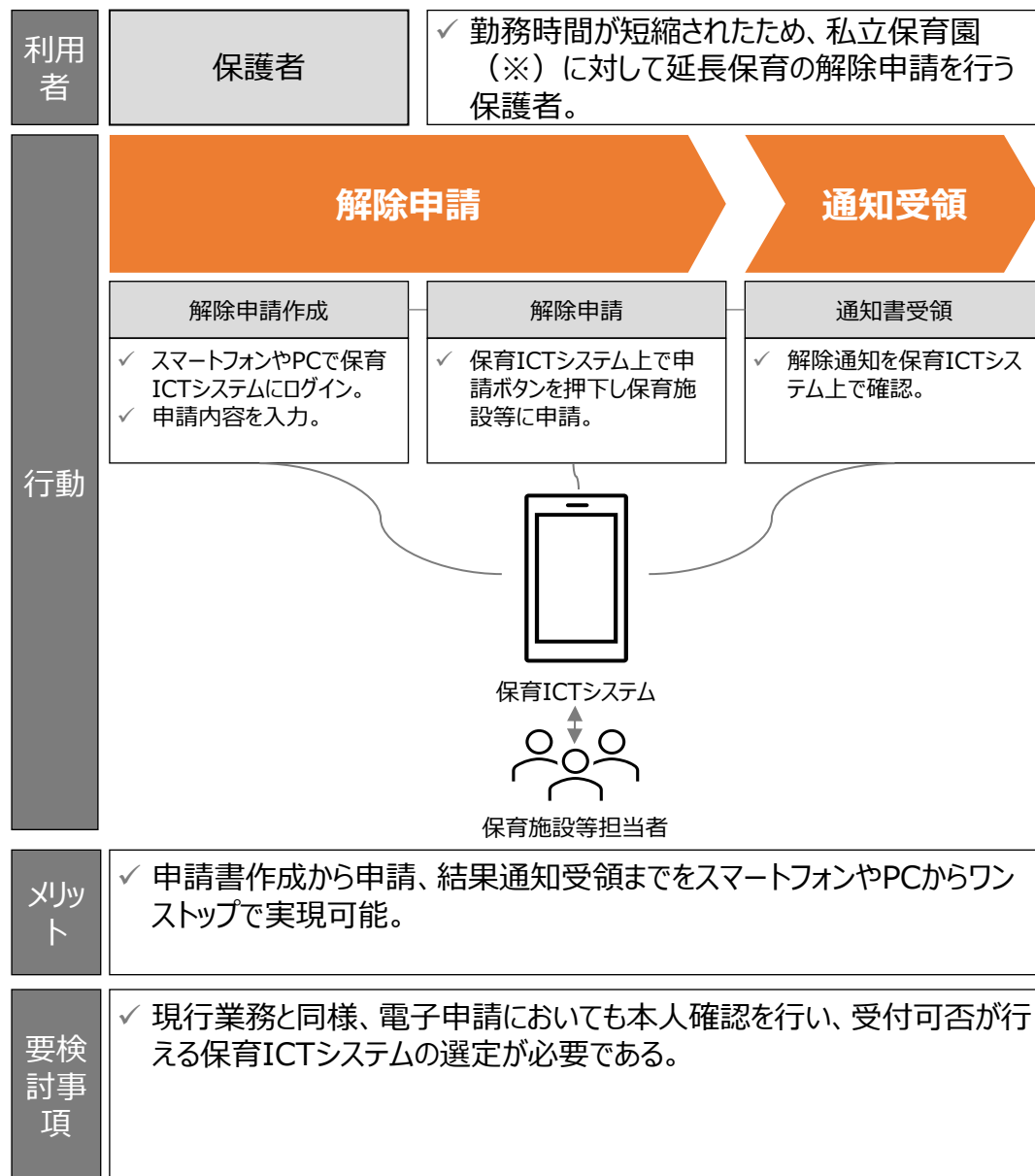
※公立保育園等においては、保護者から自治体に対して解除申請を行う場合がある。自治体に対して申請を行う場合は電子申請システムを利用想定。

施設管理プラットフォームシステム化対象



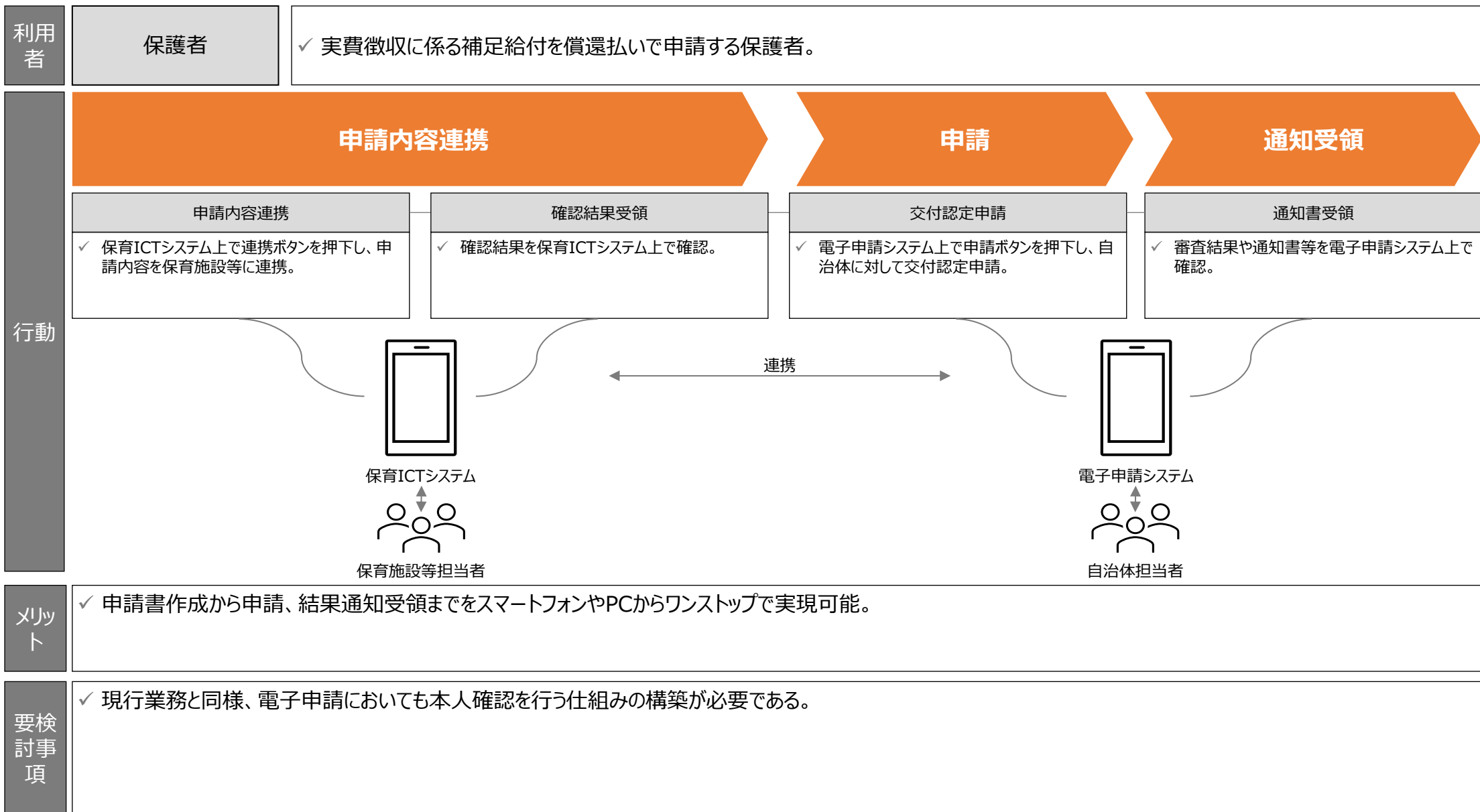
※自治体への実績連携は、保育ICTシステムと施設管理プラットフォームをデータ連携する場合、保育ICTシステムで実績連携を可能とする等、仕様を検討想定。

こども家庭庁 延長保育（解除申請）

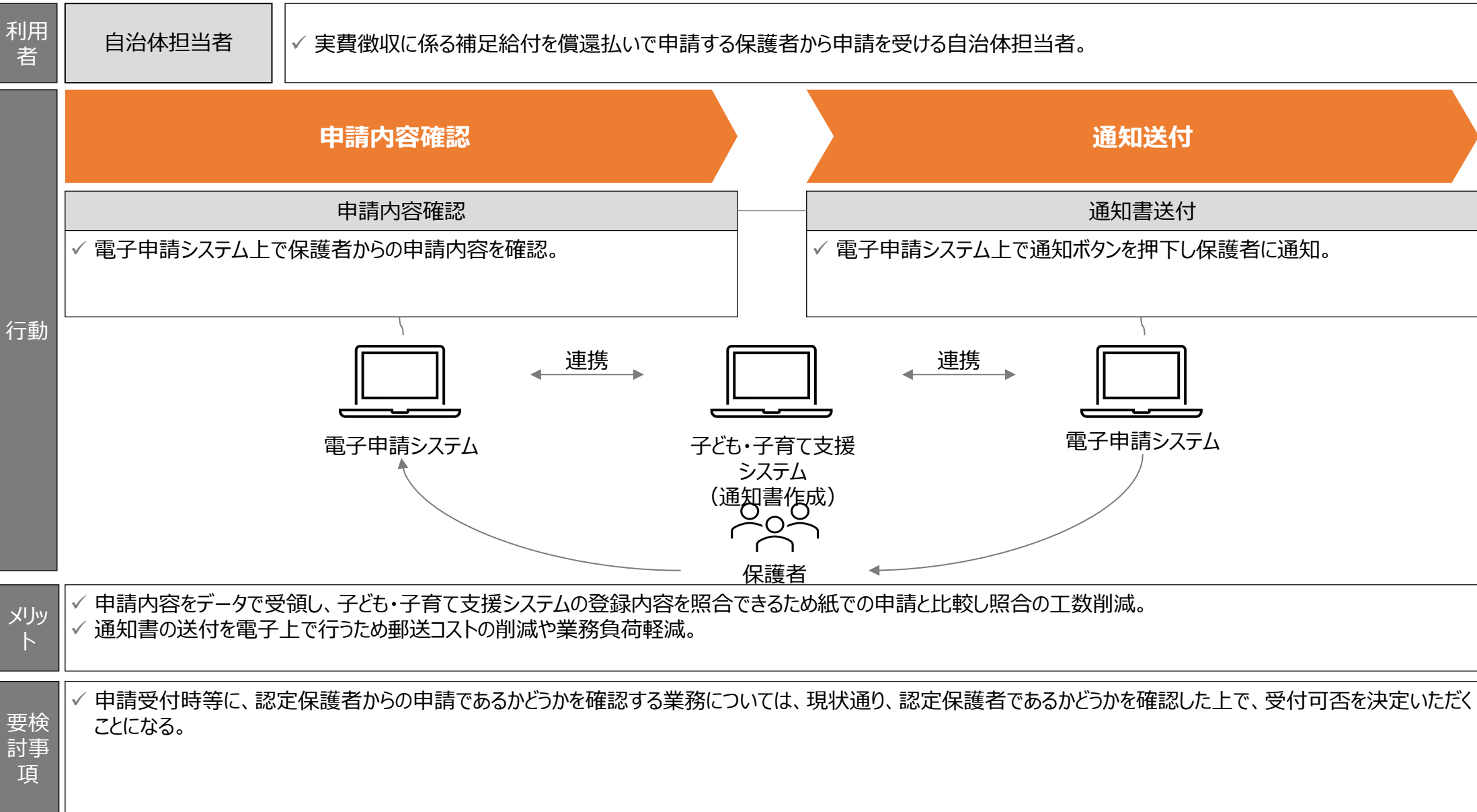


※公立保育園等においては、保護者から自治体に対して解除申請を行う場合がある。自治体に対して申請を行う場合は電子申請システムを利用想定。

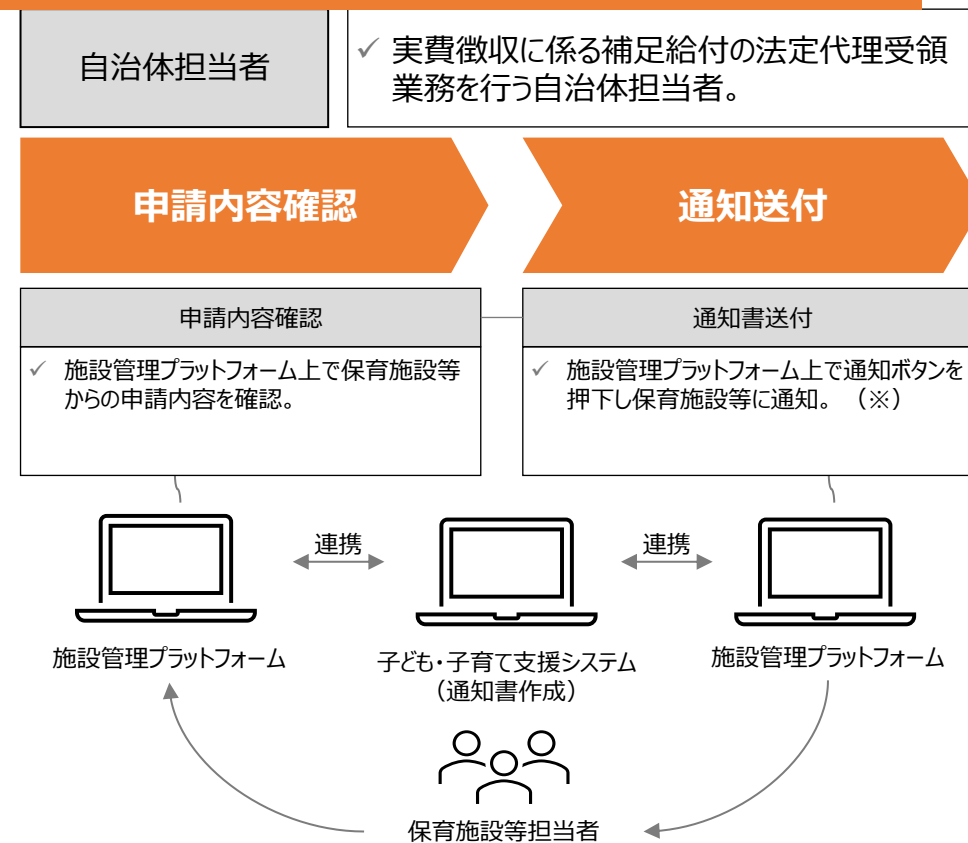
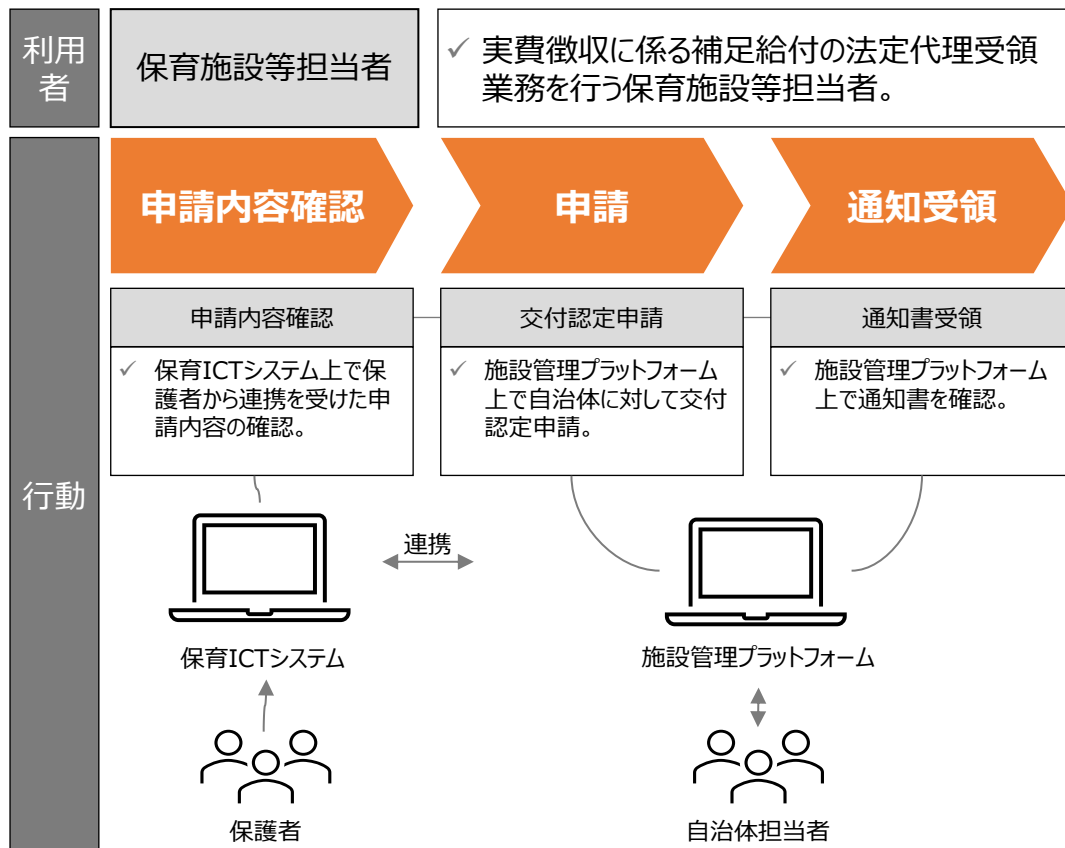
こども家庭庁 実費徴収に係る補足給付を行う事業（償還払い）



こども家庭庁 実費徴収に係る補足給付を行う事業（償還払い）



施設管理プラットフォーム システム化対象



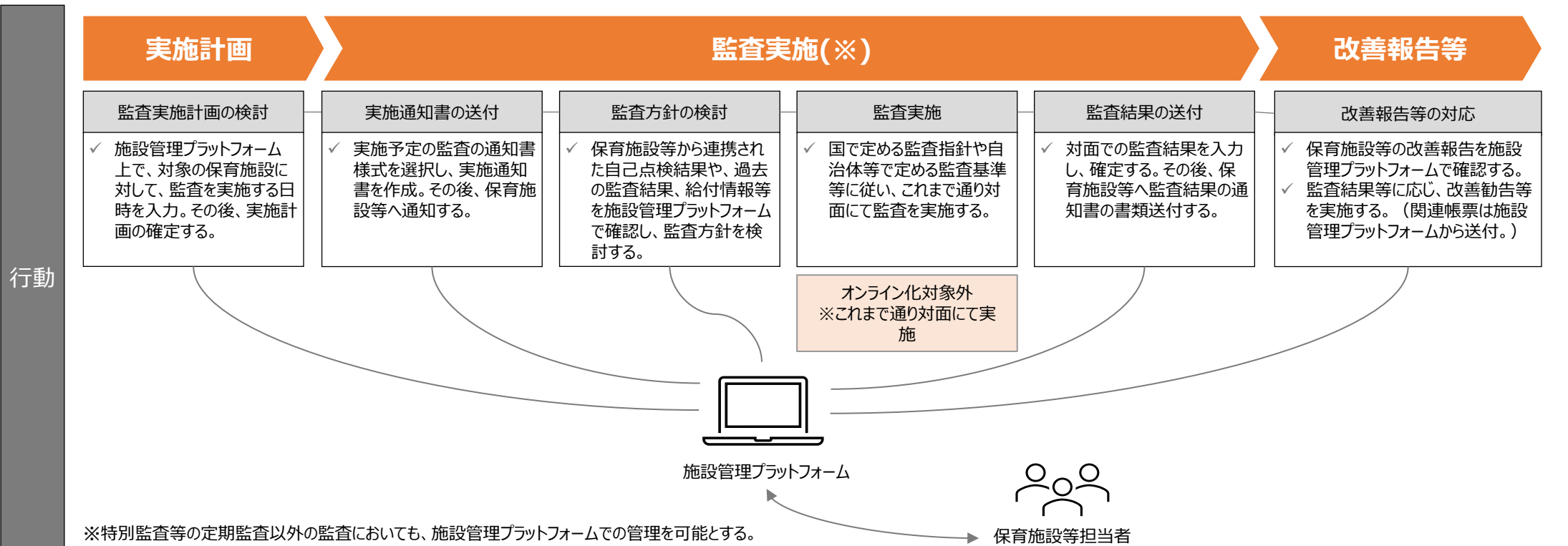
- メリット**
- ✓ 申請内容をデータで受領し、子ども・子育て支援システムや自治体システムの登録内容を照合できるため、紙での申請と比較し照合の工数削減。
 - ✓ 通知書の送付を電子上で行うため、郵送コストの削減や業務負荷軽減。

- 要検討事項**
- ✓ 現行業務と同様、電子申請においても本人確認を行う仕組みの構築が必要である。また、申請受付時等に、認定保護者からの申請であるかどうかを確認する業務については、現状通り、認定保護者であるかどうかを確認した上で、受付可否を決定いただくことになる。
 - ✓ 保育施設等の申請情報（園児数・加算等）と自治体側で持つ情報に相違があった場合、相違箇所の表示機能等について、システム仕様検討が必要である。

※保護者への通知の場合は、電子システム上で通知。

施設管理プラットフォームシステム化対象

利用者	自治体担当者	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 施設監査等の監査を担当する都道府県の職員。 ✓ 確認指導監査等の監査を担当する市区町村の職員。
-----	--------	--



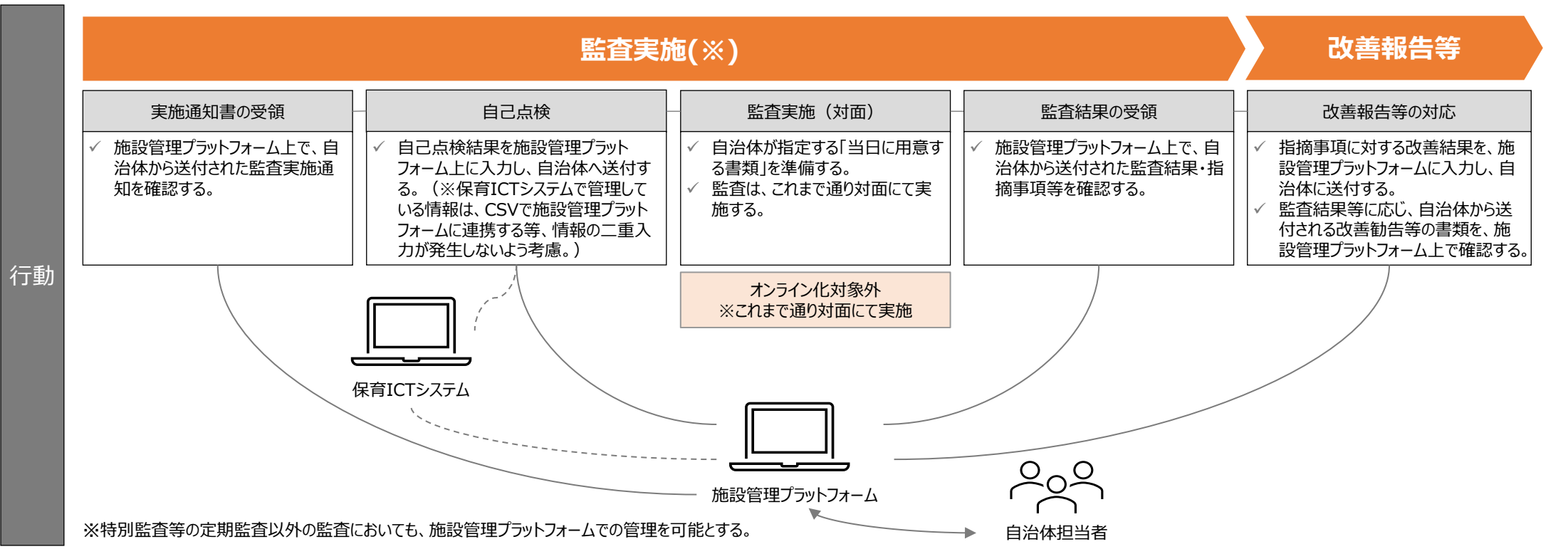
メリット	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 郵送等で行っていた保育施設等との書類のやり取りをオンライン化することで、やり取りにかかる手間や時間を削減。 ✓ 監査の進捗状況、過去の監査結果、保育施設等から連携された自己点検結果、改善報告結果等を、施設管理プラットフォーム上で一元管理できるようにすることで、自治体内外での情報共有を効率化。
------	---

要検討事項	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 保育施設等によっては、パソコンに不慣れな施設もあり、施設管理プラットフォームの導入による問合せ等によって、自治体の業務負荷が上がらないような施策を検討する必要がある。 ✓ 保育施設等が行う自己点検（監査調書）の内容については、自治体間で使用している項目の差異が大きいため、標準的な項目を検討する必要がある。 ✓ 都道府県及び市区町村において相互に監査結果等を連携する事務について、連携する情報の範囲や時期等の参照権限を検討する必要がある。
-------	---

こども家庭庁 監査業務（監査実施、改善報告等）

施設管理プラットフォーム システム化対象

利用者	保育施設等担当者	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 施設監査・確認指導監査等の対象となる保育施設等の担当職員。
-----	----------	---

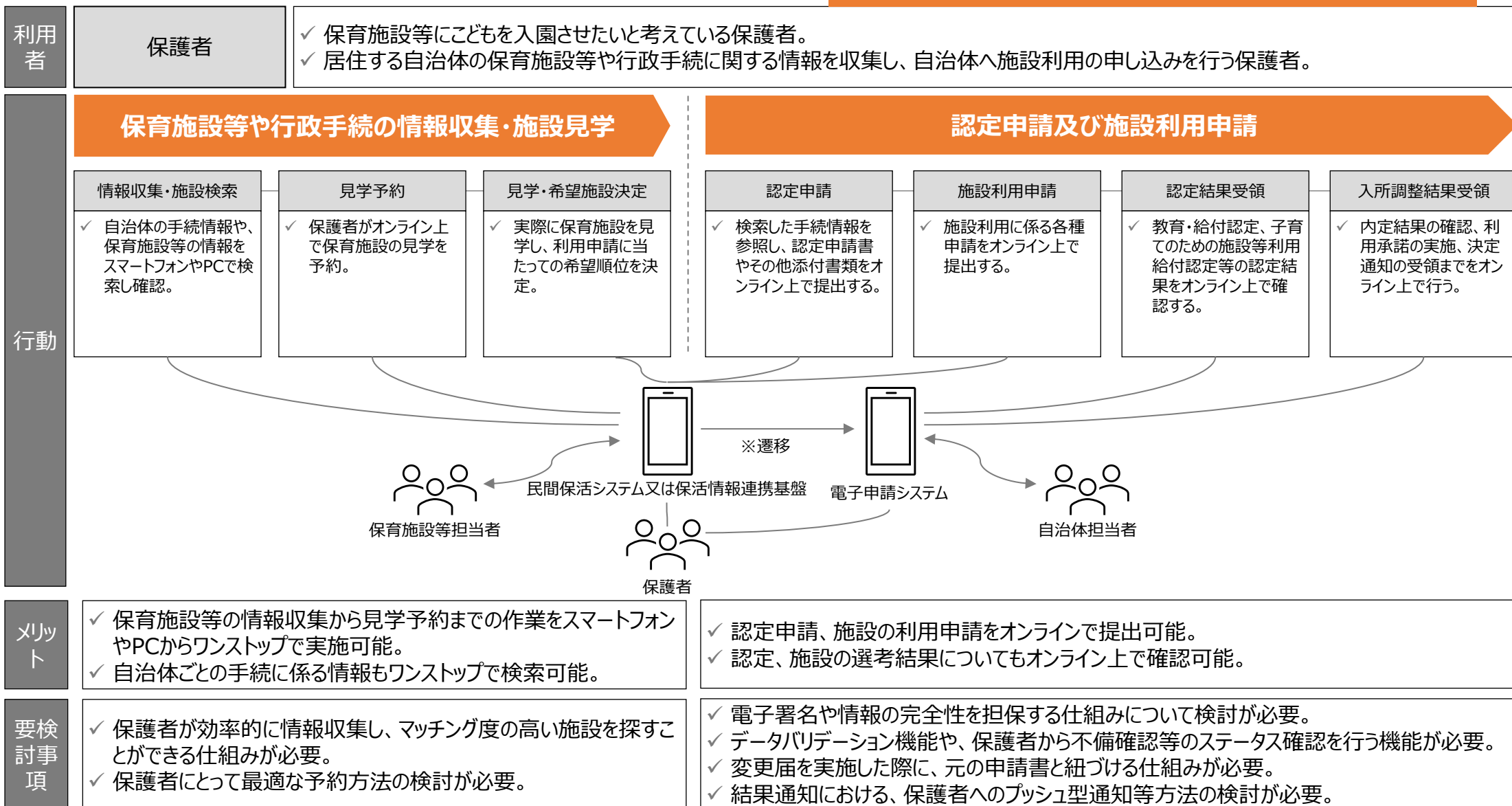


メリット	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 郵送等で行っていた自治体との書類のやり取りをオンライン化することで、やり取りにかかる手間や時間を削減。 ✓ 監査の進捗状況を、施設管理プラットフォーム上で確認できるようになることで、自治体への個別での問合せを削減。
------	--

要検討事項	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 保育施設等によっては、パソコンに不慣れな施設もあり、加えて、保育業務をしながらの対応となるため、使いやすさ（画面にガイドを付ける等）を考慮する等、使いやすいわかりやすい画面を検討する必要がある。 ✓ 自己点検結果（監査調書）を送付するタイミングについて自治体間で差異があるため、実施通知後に送付するフローをもって標準化可能か検討する必要がある。
-------	---

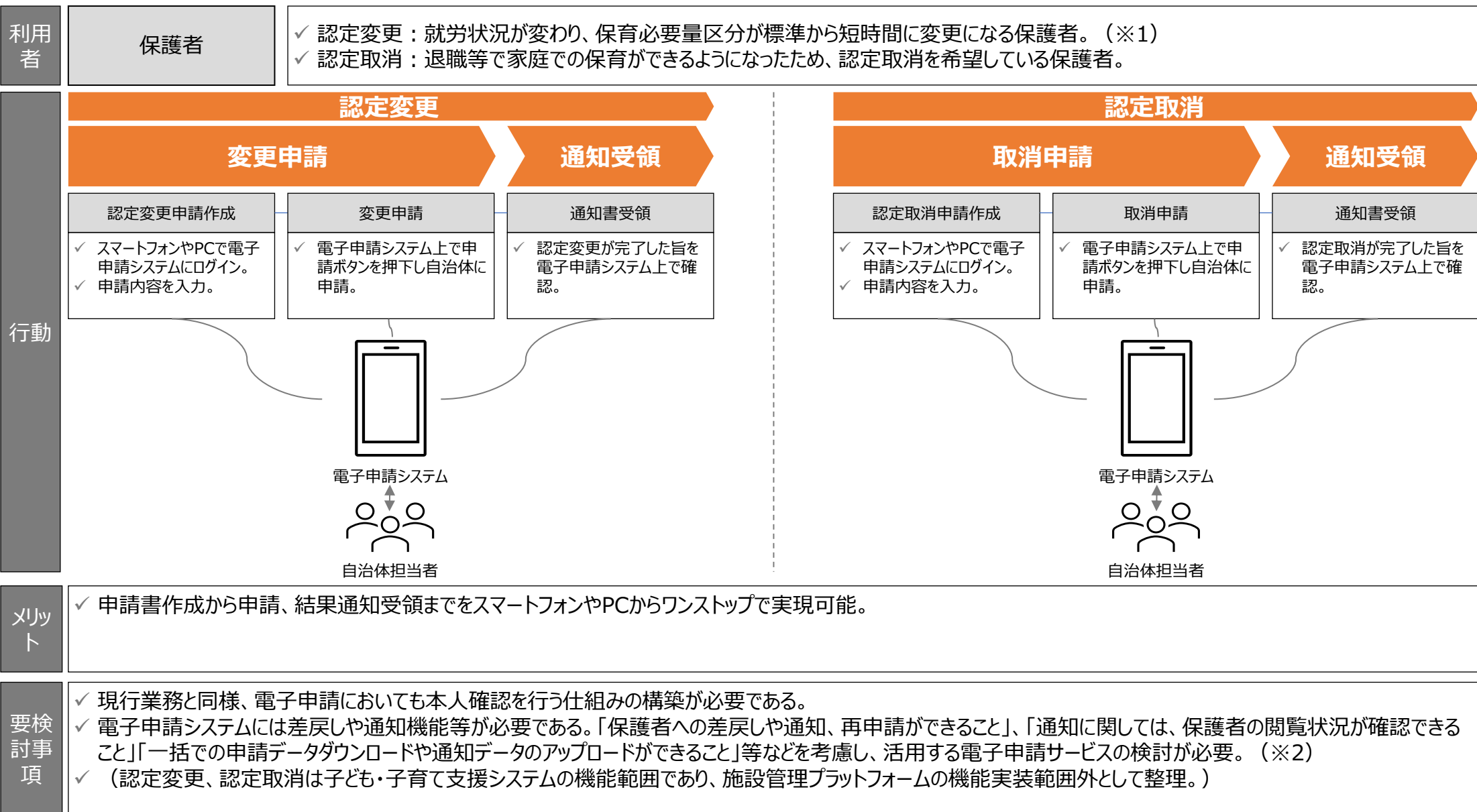
こども家庭庁 保育施設等や行政手続きの情報収集・施設見学、認定申請及び施設利用申請

保活情報連携基盤 システム化対象



※認定申請、施設利用申請について、保護者は民間保活システムまたは保活情報連携基盤（利用者ページ）にアクセスを行い、そのシステム上の申請URL等から電子申請システムに画面遷移する形で申請を実施することを想定しています。

こども家庭庁 教育・保育給付認定業務（認定変更、認定取消）

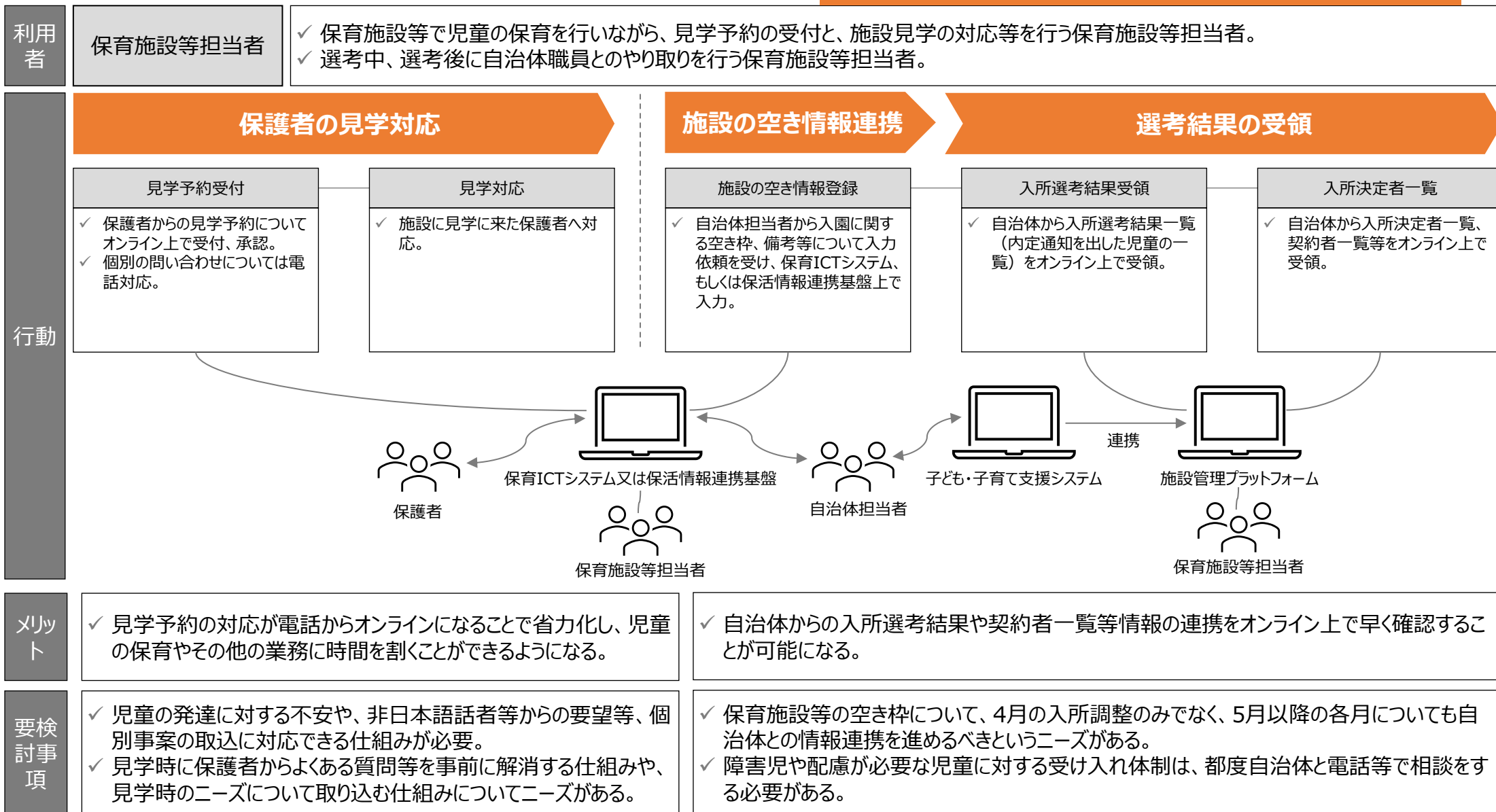


※1 3号認定から2号認定への変更については、1枚の認定証の中で3号認定の期間と2号認定の期間を定義している自治体もある。

※2 電子システムを介して保護者に通知業務を行うフローには、同様の要検討事項が考えられるため、これ以降のページにおいては記載を割愛。

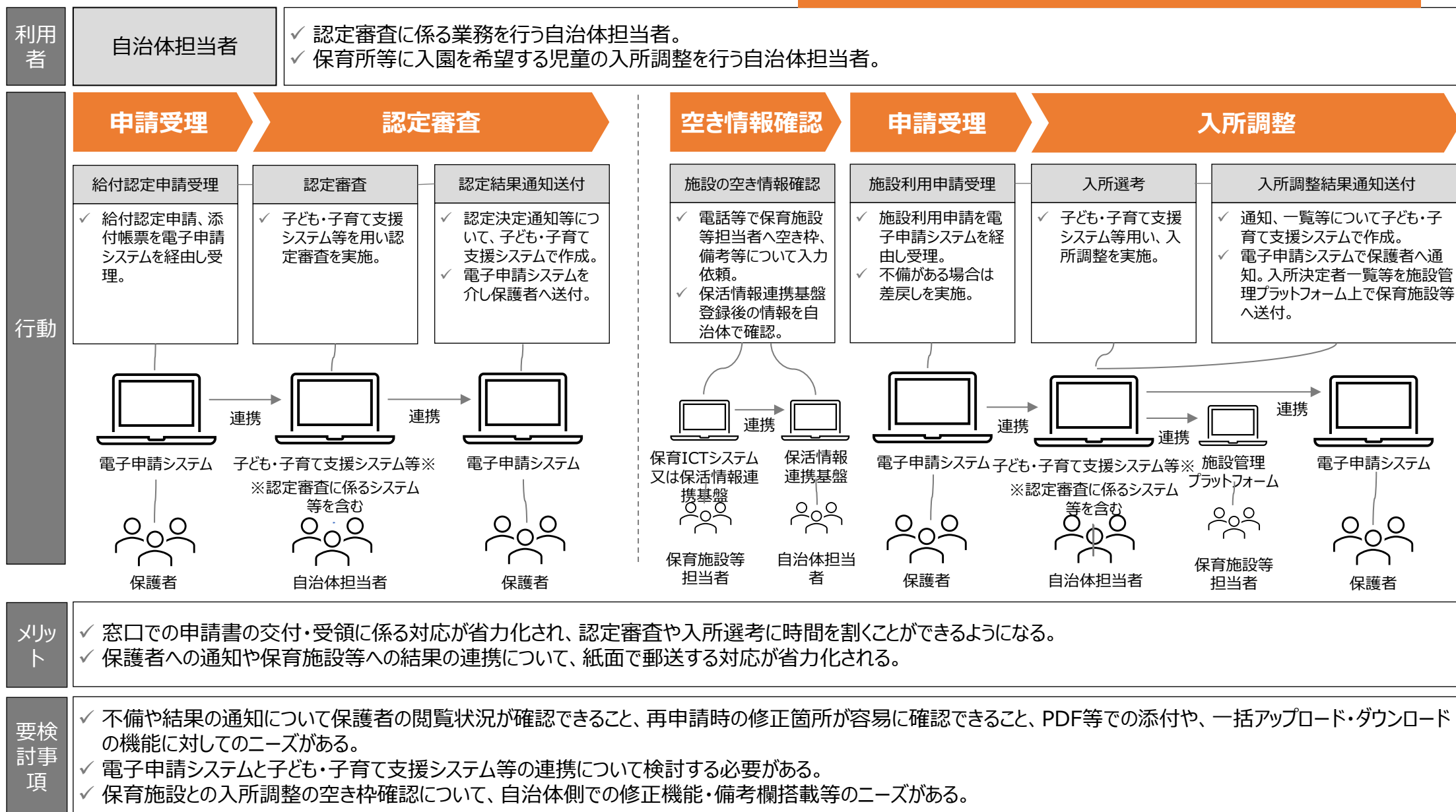
こども家庭庁 保育所等入所申請業務（見学予約管理、施設の空き情報管理、利用決定）

保活情報連携基盤 システム化対象



こども家庭庁 保育所等入所申請業務（教育・保育給付認定申請審査、施設等利用給付認定申請審査、入所調整）

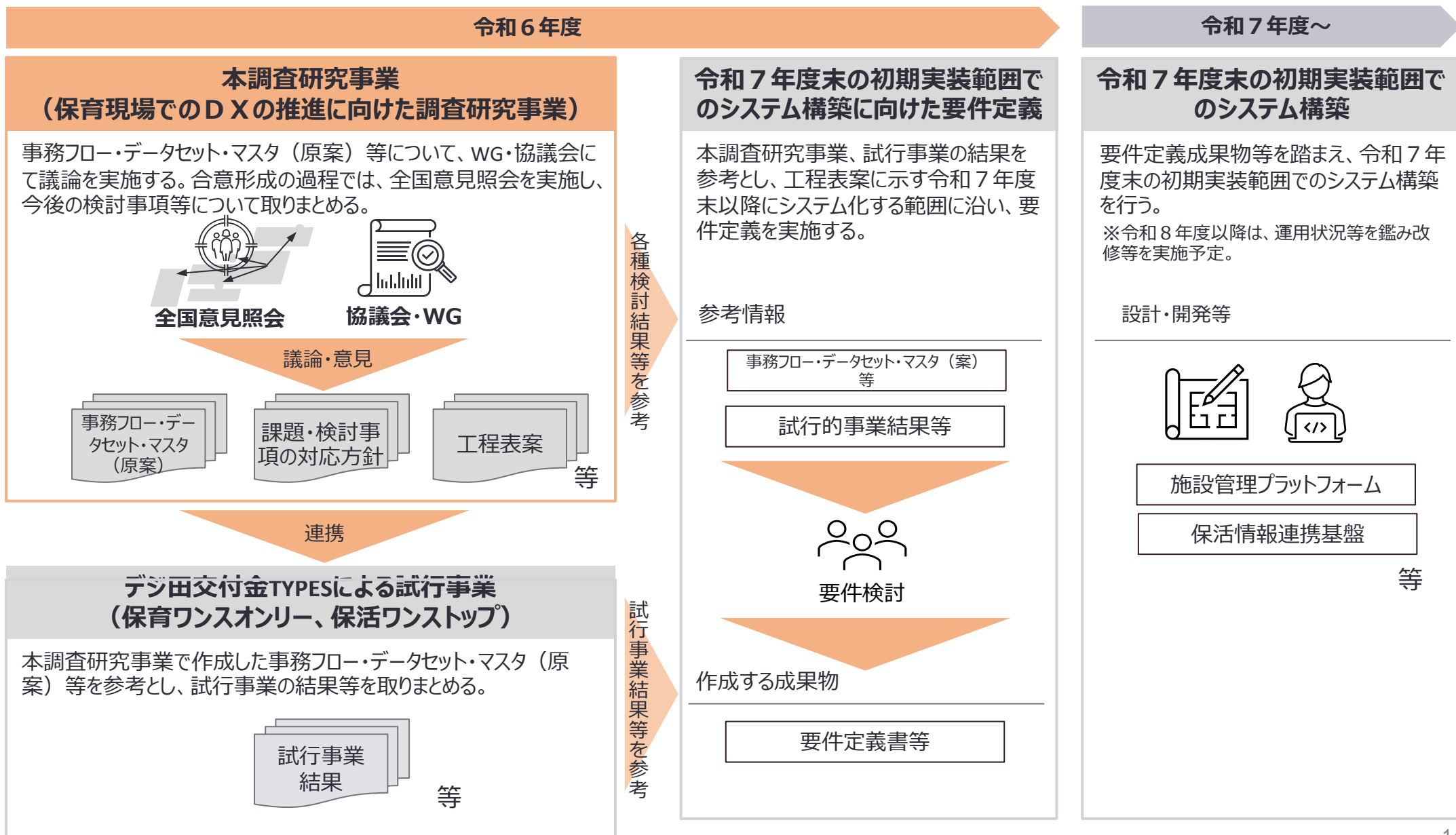
保活情報連携基盤 システム化対象



5.5. 事務フロー・データセット・マスタ (案)

5.5.1. 事務フロー・データセット・マスタ（案）の取扱い

本調査研究事業にて取りまとめた事務フロー・データセット・マスタ（案）は、試行事業の結果等と併せて、令和7年度末に向けたシステム化要件定義の参考情報とします。



5.5.2. 事務フロー・データセット・マスタ（案）の位置づけ

事務フロー・データセット・マスタ（案）は、初期実装範囲についての記載ではなく、今後の目指すべき姿を別紙に取りまとめています。

事務フロー・データセット・マスタ（案）の概要

事務フロー（※1）

- ・ システム化を想定した標準的な事務フローを整理しました。
- ・ 事務フローに、システム間のデータの流れを記載することで、データフローも併せて整理しております。

データセット（※2）

- ・ 自治体・保護者・保育施設等間でやり取りする帳票等を取りまとめ、データセットを整理しました。

マスタ

- ・ 事務における判断基準（計算やロジックを含むもの）をマスタとして整理しました。

（※1）事務フローは、令和7年度末以降の初期実装範囲として、システム化を実施予定の内容を示したのではなく、今後、保育ワンスオンリー・保活ワンストップを実現するために、将来的に目指すべき姿を整理しております。

（※2）本調査研究事業で一覧化されたデータセットのうち、どこまでを保育業務施設管理プラットフォーム及び保活情報連携基盤上で実装するかについては、要件定義の過程で検討してまいります。なお、今後、システム構築に向けた要件定義等を実施し、データ項目を定義していく際には、多様な主体との連携を行いやすくするため、デジタル庁が定める政府相互運用性フレームワーク（GIF：Government Interoperability Framework）やアドレス・ベース・レジストリなど、国際標準や国が定める各種標準と整合性を確保していく想定です。

6. 今後の検討事項

6.1. 課題の取りまとめと今後への示唆の抽出観点

協議会やWG、意見照会等を踏まえ、今後、保育DXを推進する上で検討しなければならない主な課題や示唆を抽出しました。（個別機能に対する御意見等は前掲。）

対応事項	課題・示唆の抽出観点
仕様・要件の策定	<ul style="list-style-type: none"> 仕様や要件策定において大きな検討事項となりうるものを抽出。
サービス設計	<ul style="list-style-type: none"> サービス設計において大きな検討事項となりうるものを抽出。
システム構築	<ul style="list-style-type: none"> システム構築時に留意すべき事項を抽出。
運用保守の設計	<ul style="list-style-type: none"> 運用保守の設計において大きな検討事項となりうるものを抽出。
広報・周知	<ul style="list-style-type: none"> 保育DXを推進する上で、広く情報提供すべきものや、周知・広報する際に留意すべき点について抽出。
制度面等	<ul style="list-style-type: none"> 今後のデジタル化に向けて壁となっている事項等を踏まえ、制度面等で検討すべき事項を抽出。
他政策・施策との連携	<ul style="list-style-type: none"> 他子ども関連施策や政策と足並みをそろえて保育DXを進めることが必要であるため、関連する政策や施策とどのように連携していくべきか、今後の検討事項を抽出。

6.2. 課題の取りまとめと今後への示唆

協議会やWG、意見照会等を踏まえ、今後、保育DXを推進する上で検討しなければならない主な課題や示唆を抽出しました。（個別機能に対する御意見等は前掲。）

対応事項	No.	課題・示唆等
仕様・要件の策定	1	各制度の利用実態やニーズを適切に把握し、機能実装の優先順位等を検討していく必要がある。
	2	給付領域における自治体独自加算制度については、最低限、必要な基礎情報を施設管理プラットフォームから一括でダウンロードできるようにする等の機能が実装されていることが必要である。
	3	保育施設等におけるICT化の状況やITリテラシーを踏まえた要件の検討を進める必要がある。例えば、GビズIDによる認証については、今後スマートフォンアプリを活用した二要素認証が必須となる予定だが、保育施設等としてスマートフォンを準備していないケースも多いものと考えられるため、考慮が必要と考えられる。
	4	関係団体における少子化対策政策・子育て支援政策に対して分析・提案ができるよう機能実装を検討する必要がある。
	5	ぴったりサービスの活用に当たっては、差戻し、通知、再申請等の機能実装が必要であり、改修計画等を踏まえた活用が必要である。

6.2. 課題の取りまとめと今後への示唆

協議会やWG、意見照会等を踏まえ、今後、保育DXを推進する上で検討しなければならない主な課題や示唆を抽出しました。（個別機能に対する御意見等は前掲。）

対応事項	No.	課題・示唆等
サービス設計	6	本事業で導入したシステムについての問い合わせを、すべて自治体が受けるとなることは業務負担となる。国としての問い合わせ窓口設置や、わかりやすいFAQの整備等の検討が必要である。
	7	システム利用に当たり、ガイドラインや利用規約等を整備し、保護者や自治体、保育施設等にとって利用しやすい環境を整えるべきである。
システム構築	8	データを一括で登録できることは重要であるが、前提として、画面での登録が簡易に行えるようUI/UX設計を行うべきである。
	9	自治体が試行運用できる環境を準備し、自治体が本格運用を開始する際にトラブルを低減できるようにすべきである。
運用保守の設計	10	システム導入を検討する自治体や保育施設等への研修等を実施すべきである。
	11	データ管理主体の明確化や、セキュリティインシデントの際の対応フロー等を整備しておく必要がある。
広報・周知	12	本事業は、保育施設等におけるICT化の促進と両輪で進めるべきであり、保育施設等におけるICT化促進のための施策と併せて周知・広報が必要である。
	13	ここdeサーチは一定浸透しているが、最新の情報に適宜更新されているのかについては不透明であるため、本事業においても情報更新の周知を行っていくべきである。

6.2. 課題の取りまとめと今後への示唆

協議会やWG、意見照会等を踏まえ、今後、保育DXを推進する上で検討しなければならない主な課題や示唆を抽出しました。（個別機能に対する御意見等は前掲。）

対応事項	No.	課題・示唆等
制度面等	14	広域利用への対応等においては、利用調整の基準や、補助金等の詳細、入園等の利用申し込みスケジュールも異なるため、それらの統一も検討が必要である。
	15	電子申請の到達に関する考え方や、公印要否について、国として方針を示すべきである。
	16	保育ICTシステムとの連携や、子ども・子育て支援システムとの連携等においては、既存システムの改修が発生すると想定される。そのため、これらの改修費用等についての措置を検討する必要がある。
	17	DXを進める上で、既存業務の置き換えではなく、例えば通知を廃止し、データ連携のみで対応することとする等の業務簡素化を合わせて検討すべきである。
他政策・施策との連携	18	各自治体が監査調書で確認している事項にはばらつきがある。確認項目をなるべく減らす、また、基準や項目の統一化を図りつつ、デジタル化を進めるべきである。
	19	こども誰でも通園制度との連携を図っていく必要がある。

EY | Building a better working world

EYは、「Building a better working world ～より良い社会の構築を目指して」をパーパス（存在意義）としています。クライアント、人々、そして社会のために長期的価値を創出し、資本市場における信頼の構築に貢献します。

150カ国以上に展開するEYのチームは、データとテクノロジーの実現により信頼を提供し、クライアントの成長、変革および事業を支援します。

アシュアランス、コンサルティング、法務、ストラテジー、税務およびトランザクションの全サービスを通して、世界が直面する複雑な問題に対し優れた課題提起（better question）をすることで、新たな解決策を導きます。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバルネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。EYによる個人情報の取得・利用の方法や、データ保護に関する法令により個人情報の主体が有する権利については、ey.com/privacyをご確認ください。EYのメンバーファームは、現地の法令により禁止されている場合、法務サービスを提供することはありません。EYについて詳しくは、ey.comをご覧ください。

EYのコンサルティングサービスについて

EYのコンサルティングサービスは、人、テクノロジー、イノベーションの力でビジネスを変革し、より良い社会を構築していきます。私たちは、変革、すなわちトランスフォーメーションの領域で世界トップクラスのコンサルタントになることを目指しています。7万人を超えるEYのコンサルタントは、その多様性とスキルを生かして、人を中心に据え（humans@center）、迅速にテクノロジーを実用化し（technology@speed）、大規模にイノベーションを推進し（innovation@scale）、クライアントのトランスフォーメーションを支援します。これらの変革を推進することにより、人、クライアント、社会にとっての長期的価値を創造していきます。詳しくはey.com/ja_jp/consultingをご覧ください。

免責事項

1. 本資料及び添付文書（以下、「本資料一式」という。）は、こども家庭庁とEYストラテジー・アンド・コンサルティング株式会社（以下、「EY」という。）との間で締結した令和6年5月20日付けの「保育現場でのDXの推進に向けた調査研究（令和6年度）」（以下、「本業務」という。）に係る契約に基づきこども家庭庁の便益のためだけに提供されたものであり、閲覧する他のいかなる者（以下、「第三者」という。）のためではございません。
2. EYは、本資料の情報が第三者の目的に十分なものか、又は妥当なものか、あるいは本業務に関して、第三者に何ら表明又は保証するものではございません。
3. 本資料一式を第三者へ公開した結果生じうる、あらゆる申立て又は訴訟について、EYは一切の責任を負うことはございません。